

みどりと暮らす。
松戸に暮らす。
豊かに暮らす。

松戸市みどりの基本計画
【素案：パブリックコメント】

2021年12月

目次

第1章 計画の基本事項	1
1. みどりの基本計画の概要と計画策定の目的	2
(1) みどりの基本計画の概要.....	2
(2) 計画策定の目的.....	3
(3) 計画の位置づけと計画期間.....	4
2. 計画策定の背景	5
(1) みどりを取り巻く社会情勢.....	5
(2) 法制度の改正.....	7
(3) 松戸市の都市づくりの方向.....	8
3. みどりの機能	9
(1) みどりの機能.....	9
(2) グリーンインフラの考え方	10
4. 松戸市のみどりの現況	11
(1) 松戸市の概況.....	11
(2) みどりの現況	13
(3) 松戸のみどり	15
(4) これまでの計画推進の成果	23
(5) 市民のみどりに対する意識・意向	25
5. みどりの計画課題	27

第2章 計画が目指す姿と基本方針	29
1. 計画の基本理念とテーマ	30
(1) 松戸みどりの市民憲章と計画のテーマ	30
(2) みどりの市民力による計画の推進	30
2. 松戸のみどりの将来イメージ	31
(1) みどりの将来イメージ	31
(2) みどりの配置方針	33
3. 計画の基本方針と目標	35

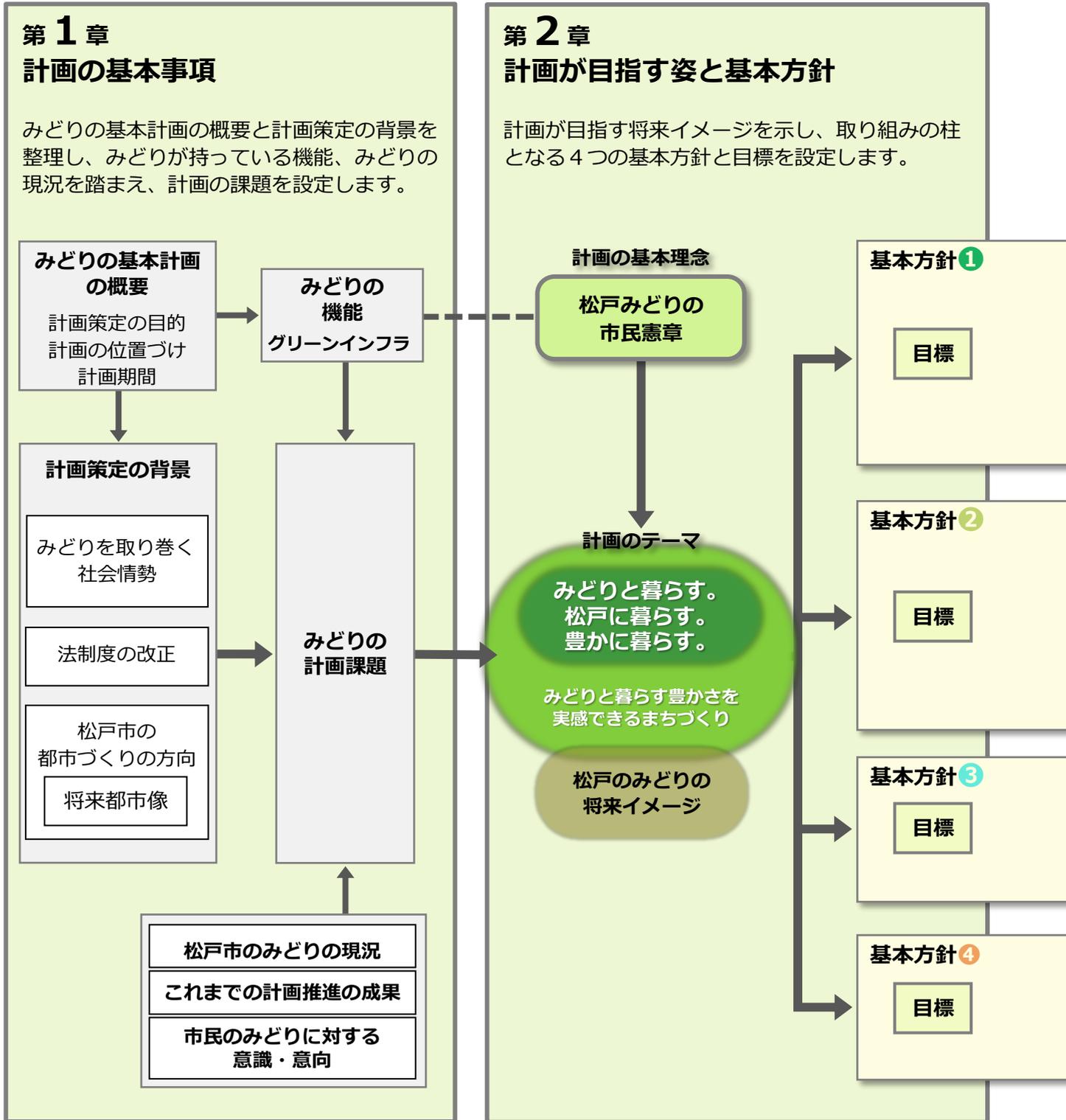
第3章 みどりの施策の展開	37
1. みどりの施策の考え方	38
2. みどりの施策の展開	39
基本方針① 暮らしを支えるみどりを築く	41
基本方針② ワンランク上のみどりをつくる	75
基本方針③ 「みどりの市民力」を豊かにする	97
基本方針④ みどりのあるライフスタイルを楽しむ	109
3. グリーンインフラの推進とSDGsへの貢献.....	125

第4章 計画の実効性を高めるために	127
1. 計画の推進体制	128
(1) 緑推進委員会の役割.....	128
(2) 主体の役割と連携の強化.....	129
2. 計画の推進を支える仕組みの強化	131
(1) みどりに関する技術の向上・継承と活用.....	131
(2) 財源の確保・活用.....	132
3. 計画の進行管理	133
(1) 計画の進行管理の考え方.....	133
(2) 重点施策の目標.....	135

資料編	137
1. 計画策定の体制と経過	138
(1) 計画策定の体制.....	138
(2) 計画策定の経過.....	141
2. 用語解説	142
3. みどりの年表	149

計画の構成

本計画は、大きく4つの章から構成します。



第3章

みどりの施策の展開

計画のテーマを踏まえ、みどりと暮らす豊かさを実現していくために、基本方針ごとに具体的に取り組む内容を整理しています。

暮らしを支えるみどりを築く

みどりの施策

- 1-1 公園を整備・管理する
- 1-2 樹林地を保全する
- 1-3 花いっぱいのみちづくりを推進する
- 1-4 道路・河川のみどりを整備・管理する
- 1-5 都市農地を保全する
- 1-6 公共施設や民有地のみどりを整備する

ワンランク上のみどりをつくる

みどりの施策

- 2-1 地域に愛され、まちづくりに貢献する公園をつくる
- 2-2 松戸駅周辺のみどりを再生・活用する
- 2-3 里やまのみどりの新たな価値を創造する
- 2-4 多様なニーズに応えるオープンスペースを確保・活用する
- 2-5 事業所や団地のみどりを活用する

「みどりの市民力」を豊かにする

みどりの施策

- 3-1 各主体の「みどりの市民力」を高める
- 3-2 「みどりの市民力」のネットワークをつくる

みどりのあるライフスタイルを楽しむ

みどりの施策

- 4-1 みどりのある多様なライフスタイルを実践する
- 4-2 みどりのシティプロモーションを展開する

第4章

計画の実効性を高めるために

計画の推進にあたっての体制や計画の進行管理について整理しています。

計画の推進体制

みどりに関する技術の
向上・継承と活用

財源の確保・活用

計画の進行管理

重点施策
の目標

グリーン
インフラ
の推進
・
SDGs
への貢献

みどりの市民力による推進

資料編

計画策定の体制・経過

用語解説

みどりの年表

第 1 章

計画の基本事項



1. みどりの基本計画の概要と計画策定の目的

(1) みどりの基本計画の概要

① みどりの基本計画とは

みどりの基本計画は、みどりの視点から都市のあるべき姿を定めるとともに、その姿を実現するためのみどりの保全や都市公園などの整備、公共施設や民有地の緑化、住民参加による緑化活動などの取り組みを体系的に位置づけた、みどりに関する総合的な中長期的計画です。

都市におけるみどりは、行政だけでなく、市民や事業者を含め、多くの主体が関わっています。みどりの基本計画は、これらの主体が連携・協働して「みどりのまちづくり」を推進するための指針となるものです。

みどりの基本計画の策定により、庁内の合意形成が促進され、各種のまちづくり計画と整合の中、施策を計画的に推進することができます。また、市民や活動団体などの意識・意向を反映することで、みどりのあるべき姿を共有し、一体となって、その実現を目指したみどりのまちづくりを進めることができます。

② 計画における「みどり」

本計画では、樹木、草花などの植物を基本として、樹林地、農地、草地、水辺・水面、公園などの緑地やオープンスペース、学校のグラウンド、民有地の植栽地のほか、水や土壌、大気、生き物の生息地などが一体となって構成された環境及び人との関わりを含めてとらえたものを「みどり」とします。

計画では、「みどり」そのものだけでなく、「みどり」を知る、守る、つくる、育てる、生かす、利用する、そして、「みどり」との関わりを楽しむ、などの取り組み・活動も対象とします。

このようなことから、計画の名称は、これまでの「緑の基本計画」から、新たに「みどりの基本計画」とするものです。

■ 計画における「みどり」



(2) 計画策定の目的

①これまでの経緯

松戸市は、平成10年に、目標年次を2020(平成32)年とした「松戸市緑の基本計画」を策定しました。その後、平成21年3月に中間見直しとして計画の改定を行い、これまで様々なみどりの保全と緑化の推進を図り、市民との協働によるまちづくりを推進してきました。

②計画に求められるもの

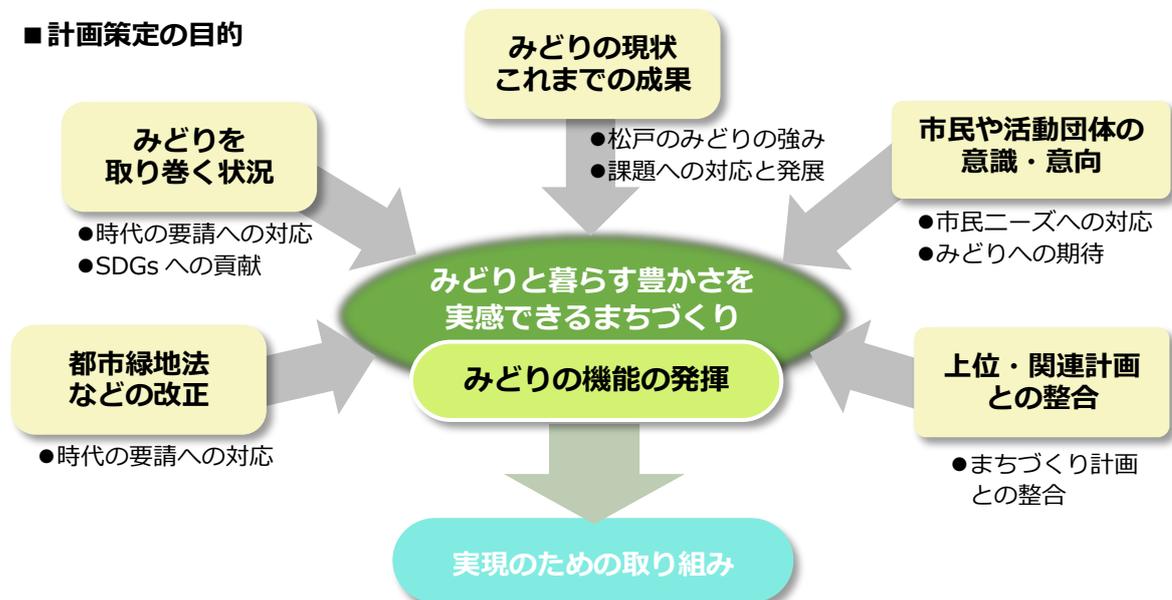
この間、人口の減少や少子高齢化の進行、地球規模の気候変動、自然災害や感染症などの脅威、社会資本の老朽化、市民のニーズや価値観の多様化などの社会情勢の変化を受けて、都市のあり方も、集約型や緑・農との共生といった姿が求められるようになっていきます。

このような社会情勢の変化に対し、みどりが果たす役割もより広くとらえられ、同時にみどりの基本計画に求められる役割も変化しつつあります。これまでのように、単にみどりを守り、増やし、育成し、その量的な拡大を重視するだけでは十分ではありません。確保したみどりをどのように活用するのか、という視点が大切です。さらに、暮らしの中でのみどりの機能や役割をより積極的にとらえ、みどりを適切にマネジメントして新たな価値を創造し、「Quality of Life(生活の質)」の向上を図ることや、まちの様々な課題解決のために役立て、持続可能な社会を形成するという視点も重要となっています。

③計画策定の目的

本計画は、これまでの緑の基本計画の推進による取り組みを検証し、実績をさらに発展させていくことを基本とします。また、昨今のみどりを取り巻く状況を踏まえた時代の要請への対応、上位・関連計画との整合を図りながら、改正された都市緑地法などの法制度を受けた新たな施策の展開を図り実行性を高めること、みどりに対する市民や市民活動団体の意識・意向を反映した取り組みを進めることにより、新たな時代における本市のみどりと暮らしの関係のあるべき姿を提示し、実現のための取り組みを市民や市民活動団体、事業者とともに推進していくことを目的として策定します。

■ 計画策定の目的



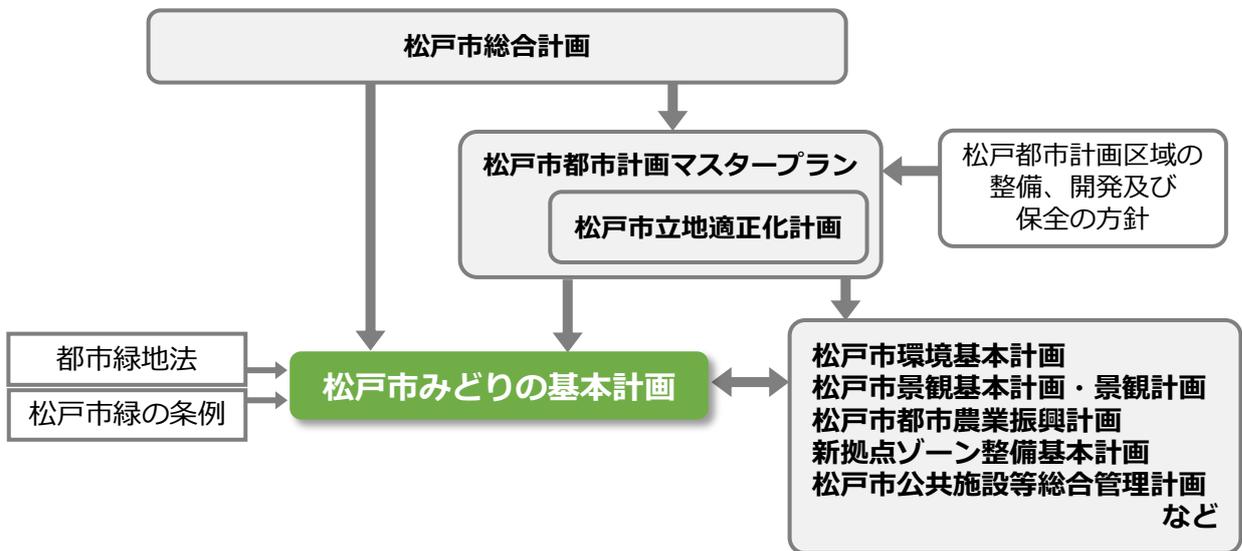
(3) 計画の位置づけと計画期間

① 計画の位置づけ

みどりの基本計画は、都市緑地法に定める「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」であり、松戸市緑の条例にも定めることが位置づけられた計画です。「松戸市緑の条例」では、策定にあたって、市長の諮問機関である「松戸市緑推進委員会」の意見を聴くことが定められています。

また、本計画は松戸市総合計画を上位計画とし、松戸市都市計画マスタープランに即し、松戸市環境基本計画や松戸市景観計画などの計画と整合を図った、みどり全般を対象とする総合的な計画として位置づけられます。

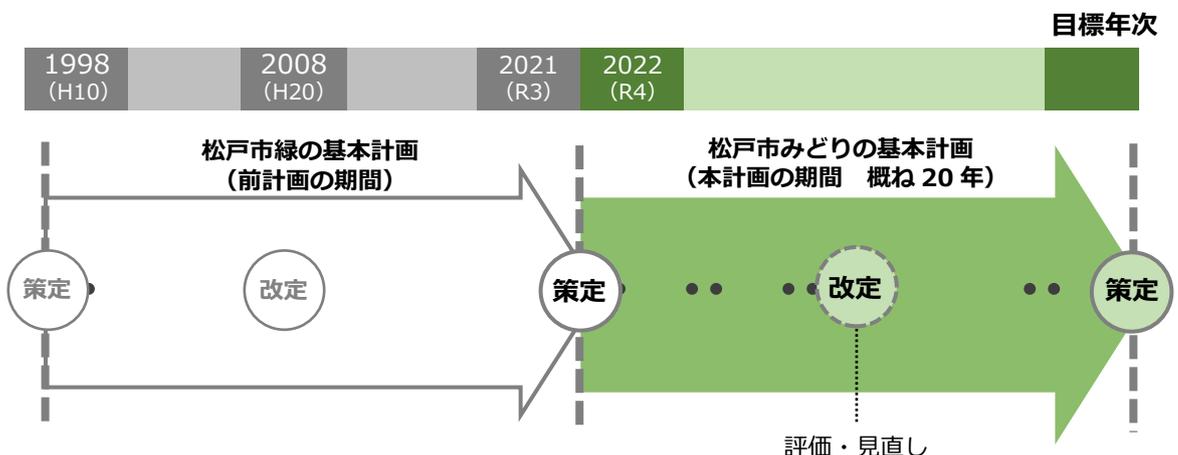
■ みどりの基本計画の位置づけ



② 計画期間

本計画の計画期間は、2022（令和4）年度から概ね20年とします。ただし、概ね10年を目処として、計画の見直しなどを行うものとします。➡ P 133・134

■ 計画の期間



2. 計画策定の背景

(1) みどりを取り巻く社会情勢

人口の減少と少子高齢化が進行しています。

我が国の人口は2008年をピークに減少局面に突入し、2050年の人口は1億人を割り込むと推計されています。

松戸市の人口（住民基本台帳人口 令和2.4.1現在）は498,994人で、世帯数は241,865世帯となっており、東日本大震災後の一時期を除き増加傾向にあるものの、出生などの諸条件が現状のまま推移した場合、特に生産年齢人口（15～64歳）の減少と65歳以上の人口の増加により、高齢化がますます進行することが予測されます。高齢化の進行は、地域活動の担い手の不足や住民間の交流の過疎化などの問題を生じさせ、地域コミュニティの維持を困難にさせます。

このようなことから、まちづくりのベースとなる地域コミュニティの維持のため、また、まちの活力増進のために、都市の魅力向上や子育てしやすい環境づくりなどにより、人口規模の維持と若年層世代の転入促進を図ることが重要になります。

持続可能な社会に向けた取り組みが加速化しています。

地球温暖化の進行に伴う気候変動は、災害の激甚化に加え、安定的な水資源の確保、農業生産、生態系に悪影響を与えると懸念されています。

このような地球規模の環境問題が深刻化する中で、国際社会共通の目標として、持続可能な開発目標（SDGs）を中核とする「2030アジェンダ」が2015年の国連サミットにおいて採択されました。SDGsでは、17の目標（ゴール）と具体的な169のターゲットが設定されています。

わが国でもSDGsの目標達成に向けた積極的な取り組みが展開されるほか、自治体レベルでも、持続可能な社会づくり・都市づくりが重要な課題となっています。

本計画に基づく取り組みは、17の目標（ゴール）のうち、特に、③（保健）、④（教育）、⑥（水・衛生）、⑧（経済成長と雇用）、⑪（持続可能な都市）、⑫（持続可能な消費と生産）、⑬（気候変動）、⑮（陸上資源）、⑰（実施手段）に貢献します。➡ P125・126

■ 持続可能な開発目標（SDGs）の概要



※出典：国際連合広報センター ホームページ

自然災害に対するリスクが高まっています。

近年は、地震や台風のみならず、集中豪雨や竜巻・突風を含めて自然災害が多発化・大規模化する傾向にあり、防災・減災に対する意識の高まりがみられます。

特に今後高い確率で発生するとされている南海トラフ巨大地震や首都直下地震、ゲリラ豪雨と呼ばれる局所的大雨などについては、災害があった場合の回復力（レジリエンス）を含めて対応できる都市づくりが急務となっています。

感染症拡大の脅威によって、都市のあり方が問われています。

2020年の初頭から、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が世界規模で拡大し、人々の生命と健康を脅かし、暮らしや社会・経済のあり方、意識や行動に大きな影響を与えており、感染症に対するリスクの抑制と社会・経済活動との両立、パブリックスペースやコミュニケーションのあり方、そして都市のあり方そのものも問われています。

このような状況にあって、みどりは「都市の肺」として清潔な環境をつくる基盤として発展してきた歴史とともに、みどりが持つ健康を守る機能はもとより、身近なみどりの価値やライフスタイルの向上に直接関わることができる大きな可能性があることを再認識する必要があります。

社会資本の老朽化が進行し、経営資源の制約が懸念されています。

本市の公共施設のうち、7割以上は整備後30年以上が経過し老朽化が進んでいます。今後、施設の大規模改修や建替えが発生することが見込まれますが、生産年齢人口の減少による税収の減少、老年人口の増加による社会保障費の増加などを踏まえ、社会経済情勢の変化に対応した財政運営が求められています。このため、維持管理・更新のトータルコストの縮減・平準化や施設の長寿命化、ひいては都市経営の効率化や、自然環境そのものが有する多様な機能を生かしたまちづくりを考えていく必要があります。

技術革新による新たな展開が始まっています。

近年、多様な分野でICT（通信技術を活用したコミュニケーション）などの情報・通信技術は飛躍的に発展し、生活・産業に欠かせないものとなっています。また、ビッグデータやAI（人工知能）の活用によって、必要な情報が必要に応じて提供される社会（Society5.0）も展望されており、先に掲げた感染症の拡大や自然災害のリスク、社会資本の維持管理などの諸課題を解決する技術、あるいは多様なニーズに対応する技術としても、期待が高まっています。

これからの都市づくりにおいても、このような先端技術を効果的に活用し、マネジメントや情報の発信を進めていくことが必要となっています。

松戸の強みを生かしたオンリーワンの都市づくりが重要です。

本市は、東京外かく環状道路の開通などによる広域的な交通ネットワークを含む交通利便性や生活利便性の高さ、また、21世紀の森と広場をはじめとした公園、江戸川、街路樹、樹林地などの多彩なみどりや、戸定邸庭園、大谷口歴史公園や根木内歴史公園に残る城跡、多くの社寺などの歴史的資源があることが“強み”といえます。

一方、「松戸」の地域ブランドを形成する核がなく、シンボルの不足によって、印象が薄い状況であることは“弱み”といえます。

本市が選ばれるまち、住み続けたいまちとなるために、「松戸のみどり」を含む魅力や価値を向上させ、都市のブランドとして内外に発信するとともに、ライフスタイルやワークスタイルの多様化に対応した都市づくり、経済・活力の維持向上を図ることが期待されています。

(2) 法制度の改正

社会情勢の変化を受けて、国では、公園・緑地や都市農地を含め、ただみどりを守り、整備するだけでなく、みどりが持つ可能性を、都市のため、地域のため、市民のために最大限に引き出す取り組みを官民の連携によって進めていくことを目指し、公園・緑地や都市農地などに関する法制度の制定や改定が積極的に行われています。

■みどりに関する主な法制度の改正など

「新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開について」(国土交通省 2016)

- ・緑とオープンスペース政策は、緑とオープンスペースが持つ多機能性を都市のため、地域のため、市民のために発揮すべく、そのポテンシャルを最大限に発揮させるための政策に移行



都市緑地法等の一部を改正する法律 公布・施行 (2017)

都市緑地法 (改正)

- ・「緑地」の定義に「農地」が追加される
- ・民間による市民緑地の整備を促す制度の創設
- ・緑の担い手として、民間主体を指定する制度の拡充
- ・緑の基本計画の記載事項の追加

都市公園法 (改正)

- ・民間事業者による公共還元型の収益施設(カフェ、レストランなど)の設置管理制度の創設
- ・公園内の PFI 事業に係る設置管理許可期間の延伸
- ・都市公園に設置可能な施設として、保育所などが追加
- ・公園の活性化に関する協議会の設置

都市農業振興基本法 公布・施行 (2015)

都市農業振興基本計画 策定 (2016)

- ・都市農地の位置づけを「宅地化すべきもの」から「あるべきもの」に転換

生産緑地法 (改正)

- ・条例による生産緑地地区の最低面積要件の見直し
- ・生産緑地地区内に設置可能な施設として、直売所、農家レストランを追加
- ・指定後 30 年を経過する生産緑地を 10 年ごとに更新する「特定生産緑地制度」の創設

森林法 (改正) (2016)

- ・森林所有者等に対する伐採後の造林の状況報告義務付け
- ・林地台帳制度の創設

森林環境譲与税 (2019)

- ・市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充当

森林経営管理法 (2019)

- ・市町村が森林所有者から同意を得て森林を経営管理する権利を市町村に設定

都市農地の貸借の円滑化に関する法律 公布・施行 (2018)

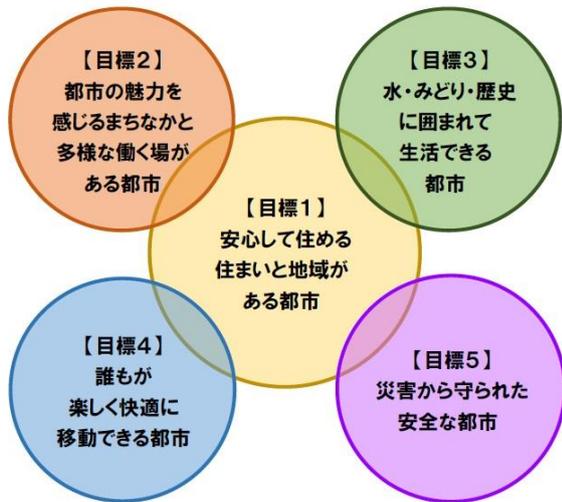
- ・自らの耕作の事業の用に供するための都市農地の貸借の円滑化
- ・市民農園などの開設のための、農地所有者と企業等の直接の貸借契約による都市農地の貸借の円滑化

グリーンインフラ推進戦略 (2019)

- ・グリーンインフラの特徴や位置づけ、活用を推進すべき場面、グリーンインフラを推進するための方策などについて方向性を具体化

(3) 松戸市の都市づくりの方向

本市の総合計画（令和4年策定）では、都市づくりの考え方として、5つの目標を設定しています。



目標1 安心して住める住まいと地域がある都市

- 多様な住宅ストックや生活利便性の高さを生かし、子どもからお年寄りなど幅広い層の多様なライフスタイルが実現できる住まい・住環境づくりを進めます。
- 誰もが安心して快適に暮らし続けられる環境づくりや、コミュニティの活性化につながる機能や場の充実に図ります。



目標2 都市の魅力を感じるまちなかと多様な働く場がある都市

- 多様な市民活動を支える駅周辺等は、都市機能の維持・拡充とともに、居心地のよさを感じられる魅力ある市街地環境づくりを目指します。特に松戸駅周辺は、高次都市機能の集積・拡充を図るとともに、松戸の顔として魅力や賑わいのある拠点づくりを進めます。
- 工業団地を中心とした生産・研究開発機能の維持・充実に図るとともに、新たな産業の誘致や雇用の創出など、経済的な活力や賑わいづくりに向けた環境形成を図ります。



目標3 水・みどり・歴史に囲まれて生活できる都市

- 本市の多彩な水・みどり・歴史の資源の保全・活用を官民連携で取り組むことにより、潤い豊かな快適な都市づくりとともに、地域の魅力づくりを進めます。
- 地域の活性化や賑わいの創出を目的とする地域振興や環境保全などの多面的な機能を発揮するグリーンインフラの構築を目指します。



目標4 誰もが楽しく快適に移動できる都市

- 公共交通の利便性を高め、誰もが安全・安心で快適に移動しやすい都市づくりをモビリティの発展・変化に対応しながら進めます。
- 広域的な交通ネットワークの整備と連携し、道路交通環境の整備・改善を計画的に進めます。
- 安全で快適な歩行者空間づくりとともに、移動そのものが楽しめる道路環境づくりなど、賑わいや魅力の創出につながる都市づくりを進めます。



目標5 災害から守られた安全な都市

- 自助・共助・公助の連携を基本として、震災や風水害などの発生時に被害を少しでも減らす防災・減災のまちづくりに、国・県・関係機関と連携しながらハード・ソフトの両面から取り組みます。



3. みどりの機能

(1) みどりの機能

本計画では、みどりの機能を「健康・福祉」「環境の維持・改善」「生き物の生存基盤」「防災・減災」「食料の生産」「コミュニティづくり」「観光振興・にぎわい創出」「教育・子育て」「景観づくり」「歴史・文化の継承」という側面から整理しました。

「みどり」には、その存在そのものによって発揮される機能や、暮らしの中で利用されることで発揮される機能があります。このような多様な機能を同時に発揮できることがみどりの特徴であり、より効果的に発揮させることが大切です。

この多様で複合的な機能を持つみどりが、私たちの暮らしとその質を支えています。

■みどりの機能

健康・福祉

- 病気の予防につながる環境を整え、ストレスを緩和するなど、心身の健康を守るほか、スポーツや運動など、健康づくりの場となり、健康寿命の延伸につながります。
- 誰もが生き生きと暮らせる福祉の増進に役立ちます。

環境の維持・改善

- 緑陰の形成によるヒートアイランド現象の緩和や二酸化炭素の吸収など、都市の気象を調節します。
- 健全な水循環や水の浄化を支えます。
- 大気の浄化や騒音の防止に寄与します。

生き物の生存基盤

- 生き物の生息・生育地や移動経路となります。
- みどりを保全・創出し、つながりをつくることは、生き物との共生に役立ちます。

防災・減災

- 大雨の際の土砂の流出や洪水調節の機能があります。
- 火災時の延焼の防止・遅延など、被害の防止・軽減に役立ちます。
- 災害時の避難路・避難地、帰宅困難者の収容空間や救援・救護の拠点となります。

食料の生産

- 新鮮な地域の農産物を生産する場となります。
- 地産地消を推進し、食の安全や「食」と「農」に対する情報を提供し、理解を促進します。

みどりの機能

コミュニティづくり

- イベントなどが開催される場となり、地域の交流を支えます。
- 花壇づくりなどを通じた地域活動によって、コミュニティづくりに役立ちます。

観光振興・にぎわい創出

- 特徴あるみどりは、都市のブランディングに寄与し、観光資源となります。
- 華やかさやにぎわいなど、都市の魅力を高めます。
- 交流人口の増加による地域の活性化に寄与します。

教育・子育て

- 自然とのふれあいは、子どもたちの感性を養い、健全な成長を促す遊び場となります。
- 自然観察や体験の場など環境教育の場となります。

景観づくり

- 松戸らしいみどりの景観をつくります。
- 四季の移ろい、風格などの印象的な表情をつくります。
- 人工物が持つ硬直したイメージをやわらげ、景観にうるおいを与えます。

歴史・文化の継承

- 社寺や城跡などの遺構と一体となったみどりは、歴史を伝えます。
- 伝統行事など、地域の歴史や文化を継承します。

(2) グリーンインフラの考え方

みどりには多くの機能がありますが、これを個々の機能としてとらえるだけでは、持続可能な地域づくりに向けた取り組みに十分に対応することはできません。これからのまちづくりには、地域の様々な課題に対して、総合的な解決を図るまちづくりの基盤として、みどりを生かしていく視点が求められています。

このような、みどりを含めた自然環境の持つ様々な機能をより積極的に、より賢く使いながら、総合的に社会資本の整備や土地利用などのハード面・ソフト面に反映させていく視点として、「グリーンインフラ」が注目されています。

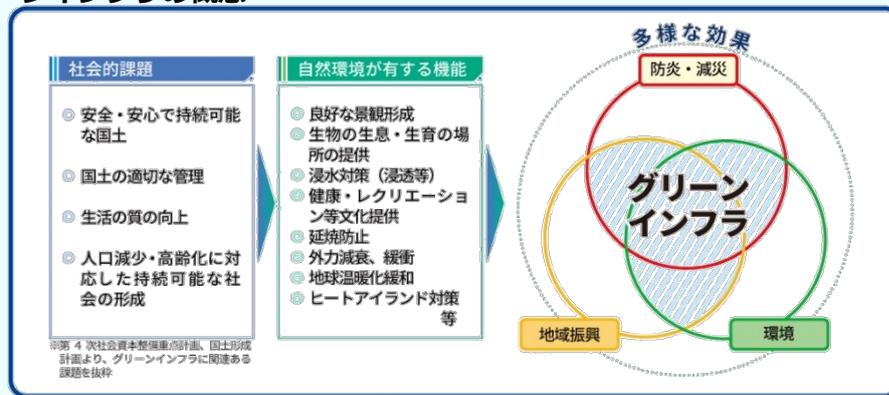
本計画では、みどりの多様な機能のうち、特に、持続可能な地域づくりに寄与する、「防災・減災」（気候変動への対応による防災・減災）、「環境」（生態系ネットワークの形成）、「地域振興」（健康・レクリエーション・地域の活性化・にぎわい創出）に寄与する総合的な取り組み、またはそのような機能を持つ基盤的なみどりをグリーンインフラとしてとらえ、その視点による整備や誘導を推進します。→ P 125

TOPIC

グリーンインフラ (Green Infrastructure GI)

- みどりを含めた自然環境の持つ様々な機能を積極的かつ有効に活用することで、課題の解決や持続可能な地域づくりを進めるための都市基盤（インフラ）やそのための考え方、取り組みとしてとらえられています。
- 国レベルでは、国土形成計画（H27）、第4次社会資本整備重点計画（H27）において盛り込まれました。グリーンインフラは、SDGsの目標達成にも貢献します。

■ グリーンインフラの概念



◎ 防災・減災や地域振興、生物生息空間の場の提供への貢献等、地域課題への対応

◎ 持続可能な社会、自然共生社会、国土の適切な管理、質の高いインフラ投資への貢献

※出典：国土交通省資料

■ グリーンインフラの特徴・意義

機能の多様性	生物の生息・生育の場、雨水の貯留・浸透による防災・減災、水質浄化、水源涵養、気温上昇の抑制、良好な景観形成、農作物の生産、土壌の創出・保全 など
多様な主体の参画	多くの主体が連携や役割分担しながら適切なマネジメントを行うことが必要
成長する、育てるインフラ	時間とともに変化するので、適切なマネジメントが必要

※参考：グリーンインフラ推進戦略（R元.7）

4. 松戸市のみどりの現況

(1) 松戸市の概況

①地勢

市域は都心から約 20 km に位置し、東西 11.4 km、南北 11.5 km に及び、面積は 61.38 km²、周囲は 56.1 km となっています。

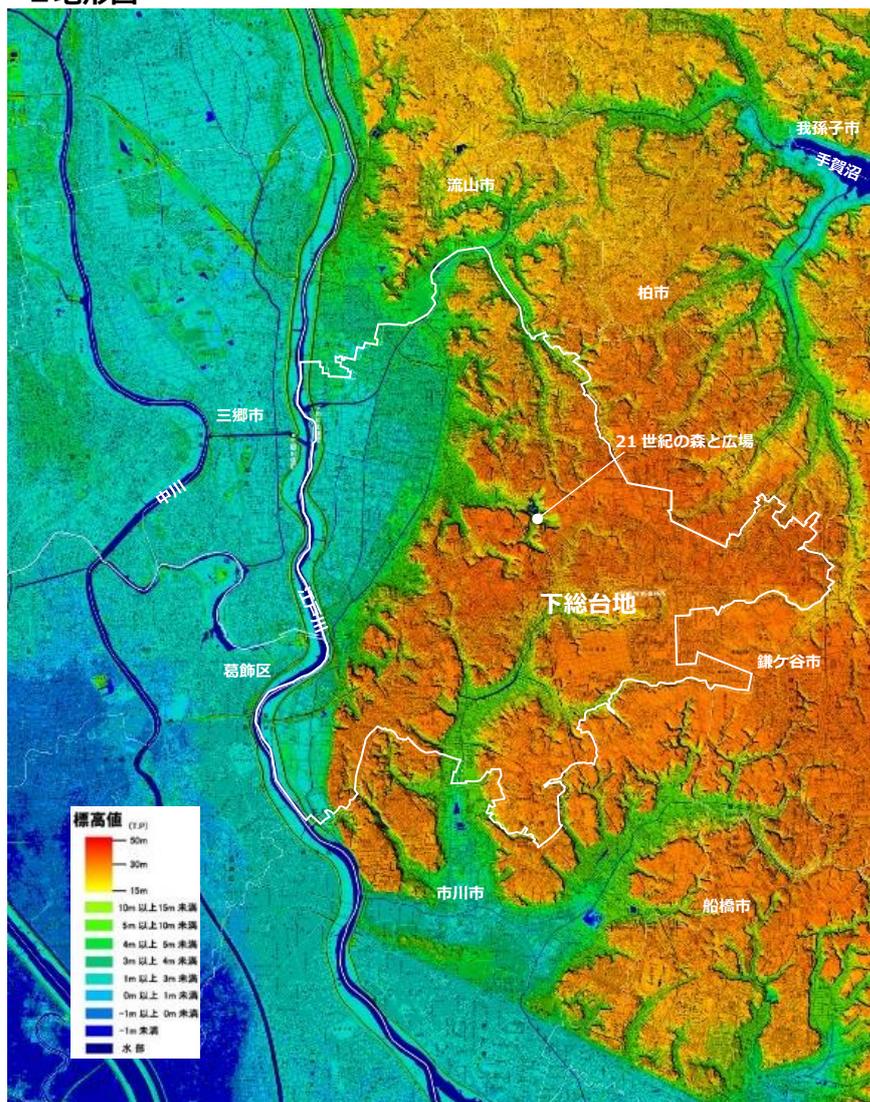
本市は都心への通勤時間が 40 分程度という地理的条件に恵まれていることから、昭和 36 年から 54 年までは毎年 1 万人以上の増加がみられました。昭和 55 年には 40 万人を超え、首都圏の典型的な住宅都市として発展してきました。

②地形

本市の地形は、東側が標高 25m 前後の下総台地と呼ばれる洪積世の台地と、江戸川沿いの標高 4m 前後の沖積層の低地からなっています。

また、谷津と称する低湿地が樹状に数多く刻まれており、この谷津は地下水の湧水や海の海進海退によって侵食され急斜面や崖を形成しています。全市域が台地～斜面地～低地の連続によって構成されており、坂道や階段が多いという特徴があります。

■地形図



※出典：国土地理院デジタル標高地形図（江戸川・中川・綾瀬川流域-1・2）（市域などを加筆）



江戸川



幸田の斜面林と農地

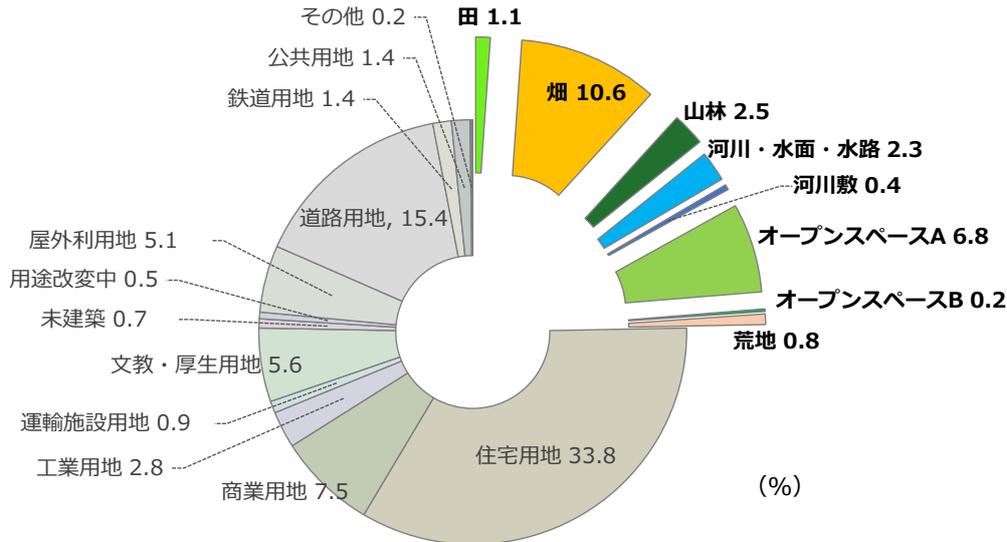
③土地利用

本市の土地利用は、住宅用地（33.8%）、道路用地（15.4%）、畑（10.6%）の順に多くなっており、自然的土地利用及びオープンスペースは、市域の約 25%を占めています。

また、本市が都市計画法の適用を受け、都市計画区域を決定したのは昭和 11 年であり、宅地化の進展などに伴い、現在は市全域が都市計画区域（6,133 ha）で、市街化区域は 4,444 ha、市街化調整区域は 1,689 haとなっています。

■土地利用の構成比

※オープンスペース A …公園・緑地、広場、運動場、墓園
 ※オープンスペース B …未利用地（建物跡地等、都市的状況の未利用地）、ゴルフ場等のレクリエーション施設用地



※出典：都市計画基礎調査（H28）



坂川



本土寺の社寺林



新坂川



千駄堀の農地



千駄堀の斜面林



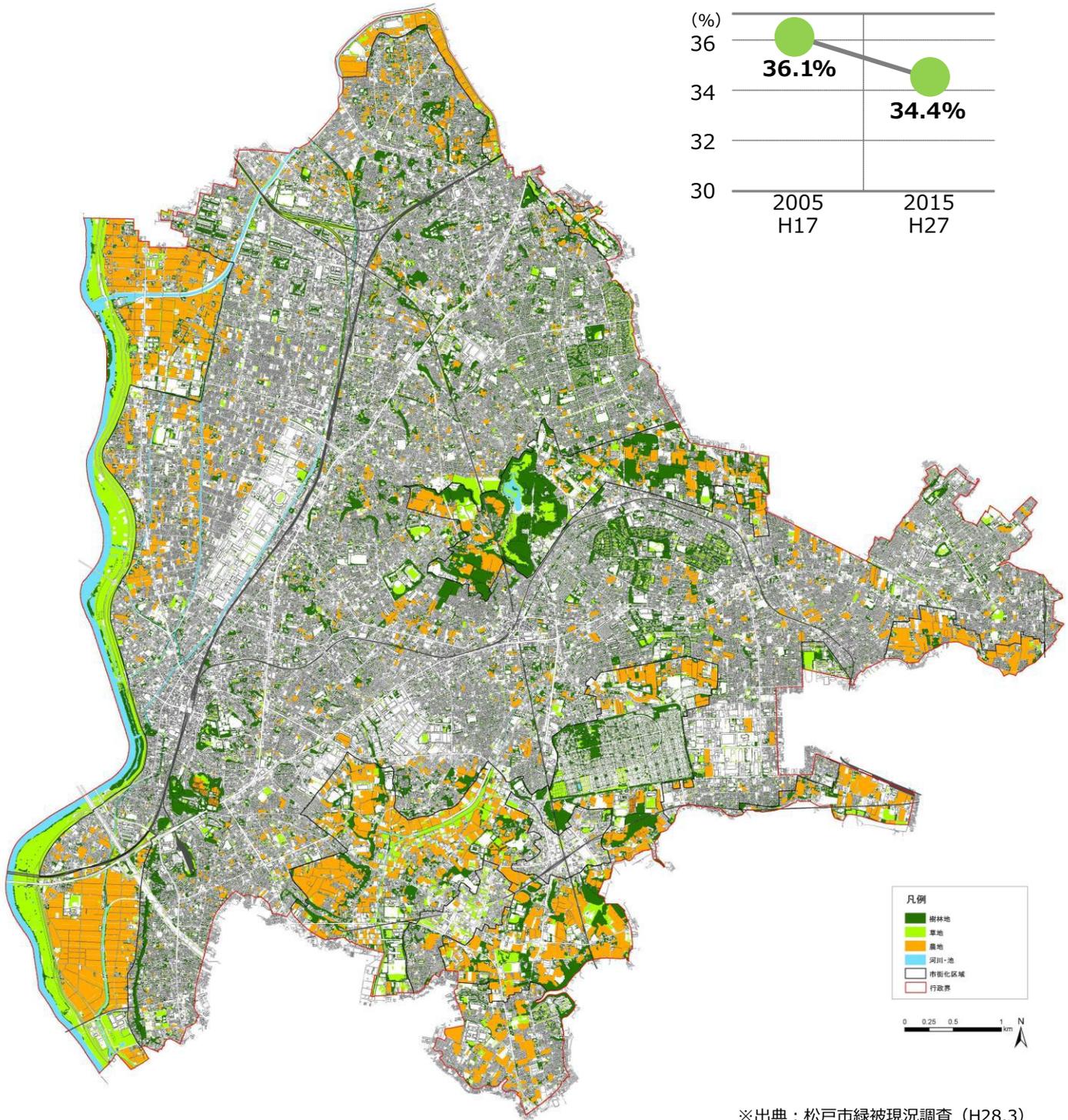
金ヶ作自然公園

(2) みどりの現況

① みどりの特徴

本市のみどりは、市域の西端を流れる江戸川とその河川敷と堤防の草地、江戸川沿いの低地に広がる農地と、東側の下総台地上の平地林や農地、また台地の西端と江戸川沿いの低地の境に点在する斜面林や、国分川や坂川などの中小河川と河川沿いの農地のみどりが特徴です。また都市化の過程の中で多くの農地や樹林地が失われてきましたが、土地区画整理事業などの宅地開発に伴い、多くの公園や街路樹のみどりが整備されています。

■ 緑被分布図



※出典：松戸市緑被現況調査（H28.3）

②緑被地の状況

市域全体の緑被面積は2,106.92 ha(市街化区域 1,005.53 ha、市街化調整区域 1,101.40 ha)で、緑被率は34.4%となっています。

前回調査(H17)と比較すると、面積は105.43 ha減少し、緑被率は1.7ポイント減少しました。樹林地は樹木の生長や新たな整備によって増加しているものの、特に市街化区域内の農地と草草が、住宅地の整備や施設の建設、駐車場の整備などにより減少しています。

■緑被の現況(緑被 1 m²以上)

	区域	市街化区域		市街化調整区域		市全域	
		面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)
緑被	樹林地	654.39	14.7	326.70	19.3	981.09	16.0
	草地	128.74	2.9	222.89	13.2	351.63	5.7
	農地	203.14	4.6	464.71	27.5	667.85	10.9
	河川・池	19.26	0.4	87.10	5.2	106.36	1.7
	小計	1,005.53	(緑被率) 22.6	1,101.40	(緑被率) 65.2	2,106.92	(緑被率) 34.4
緑被以外	3,438.47	77.4	587.60	34.8	4,026.08	65.6	
合計	4,444.00	100.0	1,689.00	100.0	6,133.00	100.0	

※出典：松戸市緑被現況調査(H28.3)

- ※樹林地：樹木、樹林に覆われた部分(農地を除く)
- ※草地：公園、道路、施設の敷地等にある草に覆われた部分(農地を除く)
- ※農地：田、畑、果樹園、農業用施設等となっている部分
- ※河川・池：河川、池等の自然水面と認められた部分

③公園・緑地

都市公園等の整備状況は、420箇所、179.08 haで、市民1人あたりの都市公園等の面積は3.63 m²(八柱霊園を除く)となっています。

都市公園等の面積は、この20年間で約23 ha増加しましたが、1人あたりの都市公園等の面積は0.3 m²の増加にとどまっており、人口の増加に整備が追い付けない状況が続いています。また、都市公園等の不足地域がみられるなどの配置の偏りもあります。

そのほかの公園・緑地として、こどもの遊び場や親水広場、スポーツ広場などがあります。

■都市公園(R2.3末)

種別	市域		
	箇所数	面積 (ha)	
住区基幹公園	街区公園	293	50.94
	近隣公園	13	24.71
	地区公園	1	4.05
都市基幹公園	総合公園	1	50.06
	運動公園	1	10.00
特殊公園	植物公園	1	1.00
	歴史公園	2	3.81
都市緑地	108	34.51	
合計	420	179.08	

※八柱霊園(東京都の霊園：104.7 ha)は合計に含まない。

※人口 492,671人(R1.10.1)

■主な都市公園

●21世紀の森と広場

1日で約1,000トンの湧水量を誇る千駄堀池などの貴重な自然を生かして整備された本市を代表する自然尊重型の都市公園です。様々なイベントが行われ、年間約61万人が訪れます。

●根木内歴史公園

戦国時代を物語る歴史遺産と豊かな自然環境を有した公園で、活動団体による維持管理や魅力を高める企画・運営などの活動が行われています。

●戸定が丘歴史公園

旧松戸徳川家の戸定邸及び庭園を公園化したものです。戸定邸は国の重要文化財に、戸定邸庭園は国の名勝に指定されています。

●東松戸ゆいの花公園

花壇づくりや花の講座、イベントなどを通じて「花」や「みどり」を学び、活動できる公園として、市民との協働による管理が行われています。

(3) 松戸のみどり

自然が生み出したみどり、歴史と文化に育まれたみどり、都市化に伴い整備されたみどりなど、本市には先人たちから受け継ぎ、育ててきた豊富なみどりが、人々の暮らしを支えています。

江戸川サイクリングロード



江戸川の開放的な風景を見ながら、サイクリングやウォーキングを楽しむことができます。

矢切ねぎフェス

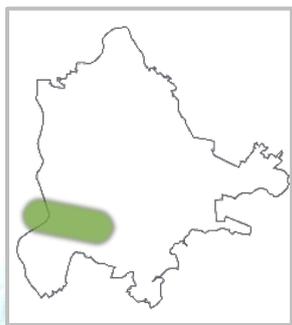


広場などのオープンスペースでは、様々なイベントが開催され、にぎわっています。

春雨橋親水広場



水辺にふれあうための階段護岸が整備されており、夏には献灯まつりが行われています。



江戸川



坂川

社寺林

街路樹

松戸駅

松戸神社



江戸川



たくさんの生き物が生息する豊かな自然環境を有しており、様々な恵みをもたらします。

坂川とレンガ橋(眼鏡橋)



坂川沿いには桜並木の散歩道があります。松戸神社やレンガ橋など、地域に根付いた文化と相まってにぎわいが生まれています。

松戸駅西口デッキ



駅前などの公共施設にはプランター植栽など、様々な工夫により植物が植えられ、まちを彩ります。

松戸中央公園



千葉大学工学部（終戦までは陸軍工兵学校）の跡地につくられた歴史のある公園。ヒマラヤスギの大木の根元に佇み見上げると、立派な枝振りから長い年月を感じます。

松戸中央公園のイベント



松戸中央公園では、「アートパーク」など、みどりの空間を生かした芸術や音楽のイベントが多数開催されています。自然が残る広い空間を、子どもたちが楽しく活用できる試みが市内で広まっています。

金山神社



神社やお寺には、何十年、何百年と生きてきた巨樹、古木が大切に保全されています。未来へ継承していきたいみどりです。

-
-
-
-
-
-
-



戸定邸



徳川昭武の別邸として使われていた戸定邸は、国の重要文化財に指定されています。

戸定が丘歴史公園



梅や桜、秋の紅葉など四季折々の景色と、見晴台からは松戸の街並みと江戸川の眺望が楽しめます。

千葉大学園芸学部



園芸学部の構内には、フランス式庭園などの西洋庭園があり、歴史的にも貴重な遺産となっています。

矢切・栗山斜面林



江戸川沿いの台地と低地の境にある斜面林を後世に継承するため、特別緑地保全地区に指定しています。

矢切富士見公園

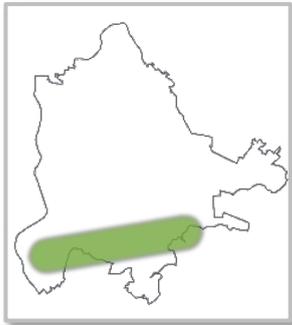


東京外かく環状道路の上部に蓋をかけ、開放感のある公園として利用しています。

野菊苑



矢切耕地を一望することができるほか、遠くに富士山やスカイツリーも見えます。



矢切・栗山斜面林

住宅地のみどり



矢切耕地



矢切の斜面林を背景としたねぎ畑は、松戸を代表する景観です。矢切ねぎやあじさいねぎは松戸市の美味しいブランド農産物になっています。

坂川親水広場



親水広場は、暖かい日は水遊びを楽しむ子どもたちでにぎわいます。

生産緑地地区（二十世紀が丘美野里町）



農地が身近にあることで、松戸産の新鮮・安心な作物を食べることができるだけでなく、気候調節や雨水浸透、防災・減災などに役立ちます。

国分川（紙敷）



散策路では四季折々の風情を感じながら散歩やサイクリングを楽しめます。河川には沢山の生き物が生息しています。

東松戸ゆいの花公園



四季折々の花を楽しむことができる公園。マグノリアハウスでは休憩ができ、花の講座や音楽会などのイベントも行われています。

企業緑地（松飛台）



工場などの企業の敷地内には良好なみどりが整備され、環境保全に寄与しています。

東松戸中央公園



身近な遊び場やコミュニティの場として利用されています。

八柱霊園



広大なみどりの空間が広がり、散策などにも利用されています。

農地

斜面林

農地

国分川

里やまのみどり
(オープンフォレスト)

身近な公園

企業緑地

梨園

住宅地のみどり

樹林地（民有林）



市民ボランティアの活動により維持管理がされている民有林があります。イベント開催時は、森の中で森林浴ができます。

竹林（秋山の森）



竹のみずみずしいみどりと差し込む陽の光に囲まれ、時折吹く風に葉のそよ音を聞く。まるで物語の一場面のような場所です。

松戸の梨園



市内には多くの梨園があり、観光梨園では8～10月の収穫期は大勢の人でにぎわっています。

21 世紀の森と広場 花壇



公園の大きな花壇は四季折々の草花で彩られています。意匠を凝らしたデザインが施されており、目を楽しませてくれます。

21 世紀の森と広場 芝生広場



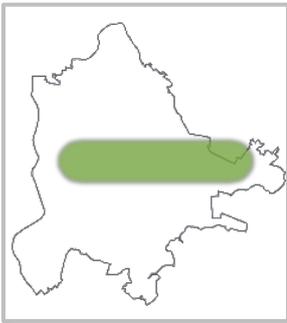
子どもたちが、広い芝生広場を駆け回って遊び、明るく元気な声が聞こえます。外で食べるお弁当は格別のおいしさです。

21 世紀の森と広場 木漏れ陽の森



週末のバーベキュー場は大人気です。

市街化調整区域の農地と樹林地 (千駄堀)



火をおこすために森から薪を集め、食べるために畑を耕作する。昔の人々の生活がしのばれる景色があります。



斜面林

農地

21 世紀の森と広場

21 世紀の森と広場 イベント



森のこども館など、自然とふれあいながら遊べる様々な企画があります。

21 世紀の森と広場 自然観察舎



180 度ガラス張りの観察ホールから自然生態園と千駄堀池が一望できます。

21 世紀の森と広場 自然生態園



千駄堀の谷津田の湿地や既存の樹林地をそのまま残した自然豊かな場所です。自然の静寂を感じることができます。

市街化調整区域の水田（旭町）



旭町には今でもなお水田が広がっており、眺めているだけで心が落ち着きます。懐かしさを感じる松戸の原風景のひとつです。

まこも池緑地



昔、水田の灌漑用として利用されていました。現在は、釣りが楽しめる公園として整備し、自然環境を保全しています。

駅前のみどりの空間（新松戸駅前）



まちの玄関である駅前の空間は、市民による花壇によって鮮やかに彩られ、生活にうるおいをもたらします。

六間川桜並木（旭町）



河川愛護団体と小中高校の生徒たちで花が植えられ、四季折々の花を楽しむことができます。

けやき通り（新松戸）



住宅団地と調和したみどりの街並みが形成されています。



坂川（西馬橋）



河川や水路には、雨水を集め安全に海まで流す役割があり、飲み水や農業用水にも利用されています。水面に映る木々の枝葉の美しさを感じます。

新松戸親水施設（新松戸親水テラス）



新坂川の上部空間を利用したテラスでは、地元商店会によるイベントが行われています。

斜面林（幸谷）



江戸川の低地と下総台地の境に残る斜面林は、本市の豊かな景観をつくる貴重なみどりとなっています。

本土寺の参道



ケヤキなどの並木が続く参道。歴史を伝えるみどりが大切に守られています。初夏、境内の紫陽花が咲き乱れる頃、多くの観光客が訪れます。

東漸寺



樹齢 300 年を超えるといわれているシダレザクラや雄々しい姿のクロマツが根付いており、松戸市の保護樹木に指定されています。

根木内歴史公園



「歴史とみどりと水の調和」をテーマに市民と協働で公園づくりが進められています。田植えが体験できるなど、多様な楽しみ方ができる公園です。



ユーカリ交通公園



子どもたちが、楽しみながら交通ルールを学ぶことができます。

屋敷林

社寺林

身近な公園

住宅団地のみどり

住宅地のみどり

街路樹



住宅のみどり (幸谷)



住宅の庭は、散歩の道すがら私たちの目を楽しませてくれます。庭のみどりもうるおいのあるまちづくりの大切な要素の一つです。

市街地に点在するみどり (小金付近)



市街地の中に、小規模ながらも多様なみどりが点在しています。

子どもたち、先生、保護者の方々の管理によっていつもきれいな花が咲いています。チョウなどの虫も飛んできます。

栗ヶ沢公園



テニスコートが整備されている公園では、みどりの中でさわやかな汗を流すことができます。

学校



(4) これまでの計画推進の成果

本市は、前計画である「松戸市緑の基本計画」に基づき、みどりに関する様々な施策を推進し成果を上げてきました。

特に、「みどりの市民力」による取り組みは、**平成 22 年に松戸市が「緑の都市賞・緑の都市づくり部門」国土交通大臣賞を受賞**したことをはじめ、里やま保全活動、花壇づくり活動、公園の運営などの市民活動についても受賞するなど、全国的にも高く評価されています。

■ 施策の実施状況（主なもの）

取り組み	内容
市民による里やま保全活動	<ul style="list-style-type: none"> 市内の民有林を保全し後世に残すための市民による樹林地の保全活動 19団体、約16.7haで実施（R2.3）
里やまボランティア入門講座	<ul style="list-style-type: none"> 都市のみどりの重要性や樹林地の現状を知ってもらうとともに、樹林地の維持管理に取り組む人材を発掘し、みどりの保全・管理・育成の担い手づくりを推進するために、全5回の講座を開催 H15から毎年開催（R1までに268名の参加） 令和 2 年度「ちば里山アワード」ちば里山大賞（知事賞）受賞
特別緑地保全地区の指定（都市緑地法）	<ul style="list-style-type: none"> 風致又は景観が優れ、かつ地域住民の健全な生活環境を確保するために必要な樹林地などの保全 約5.6haを指定（R2.3）
緑地管理協定の締結・区域内維持管理（都市緑地法）	<ul style="list-style-type: none"> 特別緑地保全地区の土地所有者と市が協定を結び、土地所有者に代わって市が樹林地などの管理を行い、樹林地などを保全（協定期間は20年） 栗山地区：12,119㎡ 矢切地区：3,773㎡（R2.3）
保全樹林地等指定	<ul style="list-style-type: none"> 個人所有の樹林を保全樹林地地区・特別保全樹林地地区に指定し、所有者に維持管理費の一部として助成金を支給 保全樹林地地区：353,777㎡ 特別保全樹林地地区：229,220㎡（R2.4）
保護樹木の指定・診断	<ul style="list-style-type: none"> 個人所有の樹木を保護樹木に指定し、所有者に維持管理費の一部として助成金を支給するとともに、診断を実施 保護樹木：133本（R2.4）
オープンフォレスト in 松戸	<ul style="list-style-type: none"> 里やまボランティアによって保全活動が行われている民有林を一定の期間市民に公開する、全国的にもユニークな取り組み（H24～） 来場者数：約 2,100 人（R1） 第 27 回「みどりの愛護」功労者国土交通大臣表彰受賞
松戸ふるさと森の会	<ul style="list-style-type: none"> H14に山林所有者により設立 山林の維持管理・植樹、活用、樹林地保全の啓発、調査、研究、関係機関への陳情、他団体との交流に関することなどを実施
公園の再整備	<ul style="list-style-type: none"> 地域公園として 15 公園を選定し、「公園再整備ガイドライン」（H25）に基づき、住民ワークショップなどで意見を反映させた公園の再整備を推進
地域住民による公園等の管理作業への支援	<ul style="list-style-type: none"> 公園等を地元の町会、子供会及び老人会などと管理協定を締結し、公園等の清掃・除草、ごみの処理、公園内施設の破損の市への報告等 117 公園、120 団体（R2.3）
21 世紀の森と広場の整備と利用促進	<ul style="list-style-type: none"> 用地の買収・借地 樹林地や湿地などの残された自然を保全し、自然とのふれあいの場となる維持管理 緑と花のフェスティバルやモリヒロフェスタなどの大型イベントの実施 年間来場者数：606,335 人（R1）
戸定が丘歴史公園拡張整備	<ul style="list-style-type: none"> 旧徳川昭武庭園（戸定邸庭園）が国の名勝に指定されたのを受け、観光資源としてより大きな役割を期待されている戸定が丘歴史公園を拡張整備
根木内歴史公園の整備と管理	<ul style="list-style-type: none"> 根木内歴史公園サポーターの市民活動として、湿地や樹林地の保全活動、観察会、イベントやホームページなどの広報活動を実施 第 27 回「みどりの愛護」功労者国土交通大臣表彰受賞
東松戸ゆいの花公園の運営	<ul style="list-style-type: none"> 花の公園としての維持管理とイベントや講座などの企画・運営、公園の情報発信など 公園協議会の設置 年間来場者数：71,189 人（R1）



第 30 回「緑の都市賞・緑の都市づくり部門」国土交通大臣賞受賞 (松戸市)



第 26 回「みどりの愛護」功労者国土交通大臣表彰受賞 (松戸花壇づくりネットワーク)

取り組み	内容
街路樹の補植と更新	<ul style="list-style-type: none"> 枯損している街路樹や街路樹診断により危険判定を受けた樹木、植栽されていない街路樹柵に補植を実施 環境適応性などを考慮した上で樹種を選定し、植替え・更新を実施
街路樹の診断	<ul style="list-style-type: none"> 樹木の危険性の判定を、専門知見を持った樹木医により実施
花いっぱい推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 公園、道路、河川、こどもの遊び場などを利用し、市と市民の協働により花壇づくりを推進 花の愛護団体数：99 団体 (R2.3)
松戸花壇づくりネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> 活動団体間の交流による課題の共有、花壇づくりに関する情報交換や人的交流の拡大を目的にH17に発足 参加団体数：12団体 (R2.3) 第 26 回「みどりの愛護」功労者国土交通大臣表彰受賞
緑と花の拠点の充実	<ul style="list-style-type: none"> 市営金ケ作育苗圃 (約 1.8 ha) のハーブ園、生け垣見本園、野草園、樹木見本園を活用した、ハーブボランティアなどの活動の拠点
みどりの行動会議の運営	<ul style="list-style-type: none"> 松戸みどりの市民憲章のアクションプランを企画・実践するために、「みどりの行動会議」を市民と行政による協働で開催
松戸のみどり再発見ツアー	<ul style="list-style-type: none"> 後世に残したい松戸のみどりを訪ねるオープン参加のツアーを年 4 回程度実施 (企画運営団体：緑のネットワーク・まつど) 第 29 回「みどりの愛護」功労者国土交通大臣表彰受賞
(公財) 松戸みどりと花の基金による緑化推進	<ul style="list-style-type: none"> 市民による都市緑化及び緑地保全活動への支援 市との連携による市営金ケ作育苗圃の維持運営管理 緑と花のフェスティバルの開催などを通じた緑化への市民意識の向上
松戸市都市公園整備活用推進委員会の運営	<ul style="list-style-type: none"> 市長の諮問機関として、公園施設の整備及び活用に関する計画策定に関する事項など、都市公園の整備活用について調査審議するために H30 に設置 第 1 期委員会の答申「21 世紀の森と広場 パークマネジメントプランの基本的方向性」 (R2.11) 市長の諮問機関として、緑の保全及び緑化の推進に関する事項について調査審議するために H12 に設置 みどりの課題解決のための行動の発案、実践、評価を行い、また次の行動につなげていく、行政と協調した持続性のある活動 任期 (2 年) ごとに提言及び活動報告 第 9 期委員会の答申「緑の基本計画の策定について」 (H30.6)

第 9 期委員会の答申の概要 (特に留意すべき事項)

松戸市緑推進委員会の運営

- 新たな緑の基本計画における「松戸らしさ」や「キャッチフレーズ」
- 本市が高く評価されている「みどりの市民力」
- まちづくりにおける「みどりの役割 (= 貢献)」
- 生活の質 (クオリティ・オブ・ライフ) の向上につながる「ワンランク上のみどり」
- 「みどりと暮らす豊かさ」のロジック確立
- 外から見える松戸市を意識した「みどりのシティプロモーション」

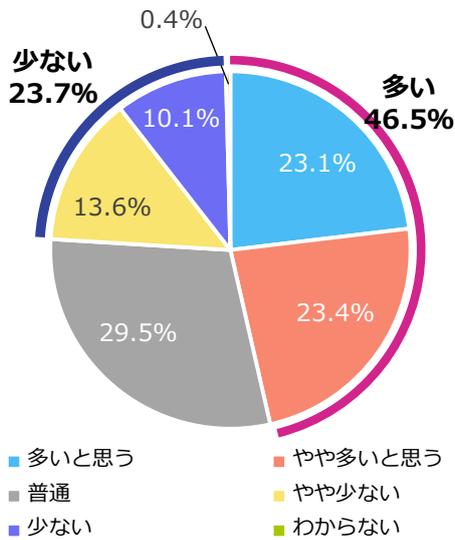
(5) 市民のみどりに対する意識・意向

市民のみどりに対する意識・意向をアンケート調査からみると、みどりの量については「多い」と感じている市民が多いものの、緑地や河川などの自然環境に「満足している」と感じている市民は多くないことがわかります。また、みどりの役割について実感度は低い一方、期待度は高いという状況です。

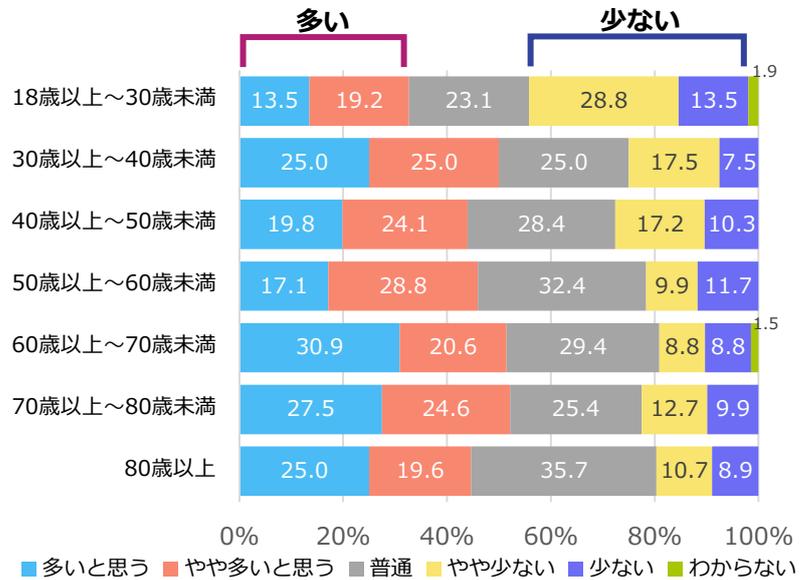
今後の取り組みについては、子どもたちが自然とふれあえる場と機会の確保や、身近な公園のリニューアルや魅力づくりが必要という意見が多くなっています。

住まいの近くに、「みどり」が多いと思う人と少ないと思う人の割合

(出典：H30年度 市民アンケート)



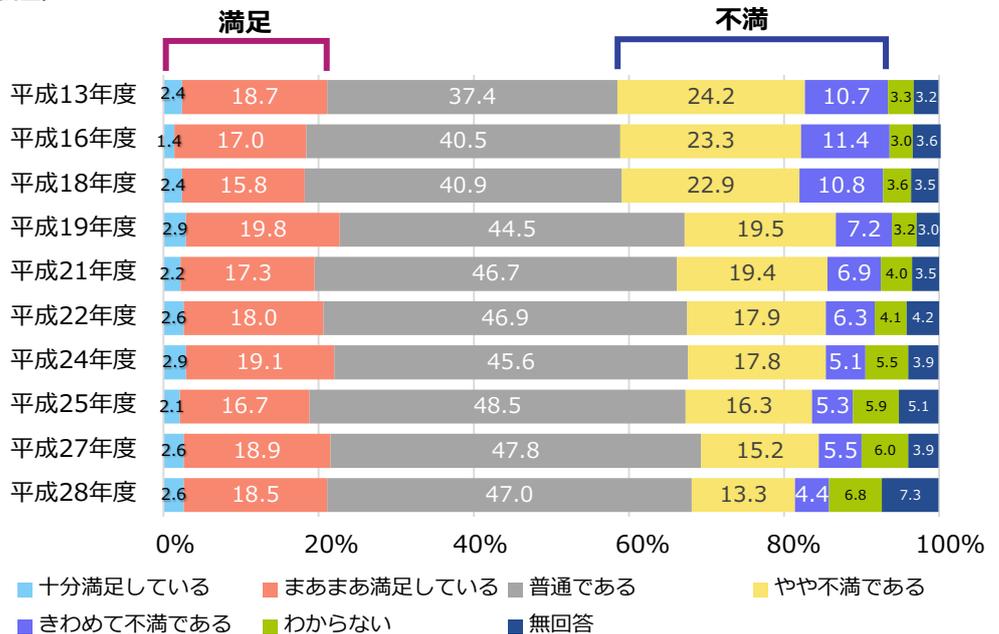
「みどりが多い」と思う回答者は46.5%、「みどりは少ない」と思う回答者は23.7%で、全体的にみどりは多いと感じています。30歳未満の世代は少ないと感じているなど、年代で認識が異なっています。



緑地・河川などの自然環境に満足している人の割合

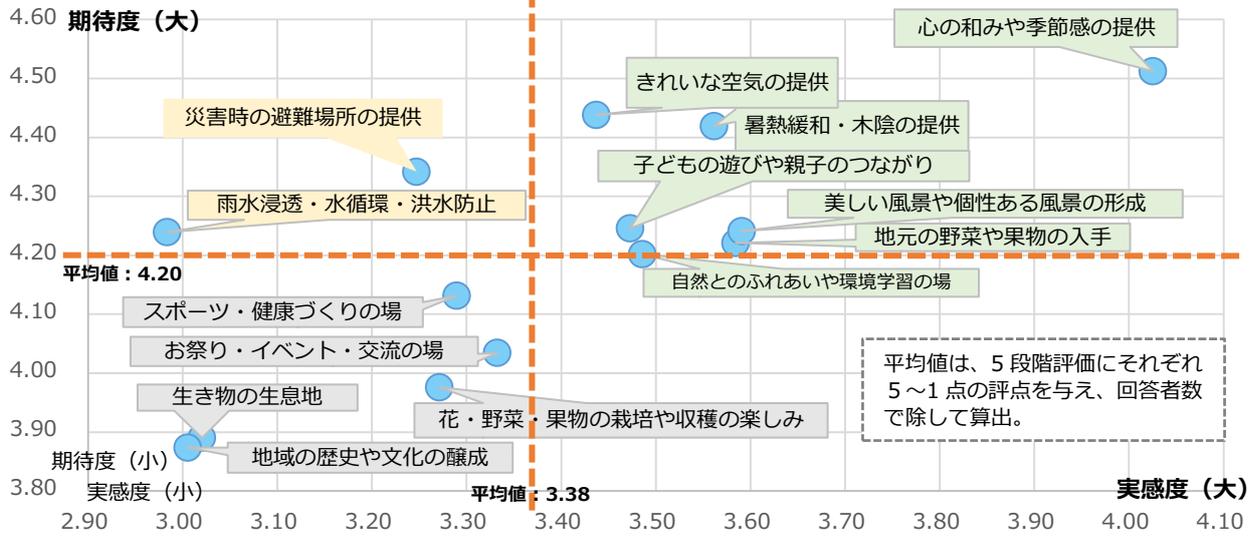
(出典：H29年度 市民意識調査)

「満足している」は20%前後で大きな変化はありませんが、「不満である」が減少しています。



「みどり」の役割に対する 実感と期待

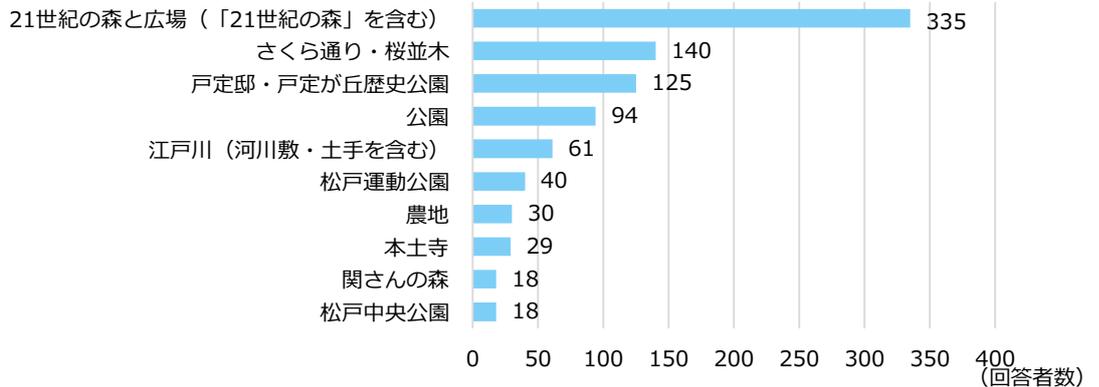
(出典：H30年度 市民アンケート)



次世代に残したい「みどり」 (上位1～10位)

(出典：H30年度 市民アンケート)

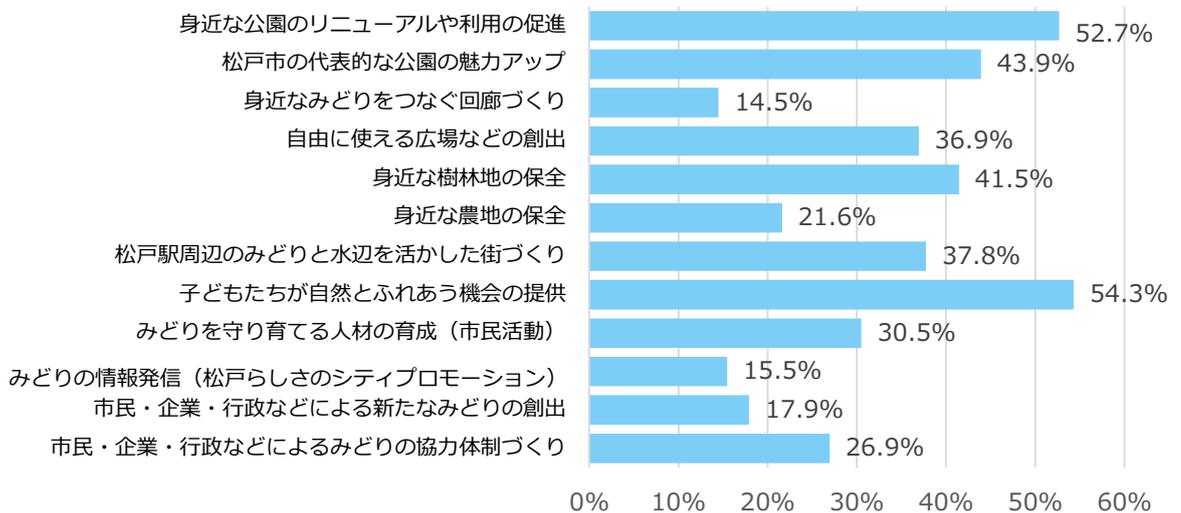
次世代に残したい「みどり」は、21世紀の森と広場が群を抜いています。



市の取り組みとして、今後重要だと思うこと

(出典：H30年度 市民アンケート)

今後の取り組みで重要なことは、子どもたちが自然とふれあえる機会の提供や公園のリニューアル・魅力アップ、樹林地の保全が求められています。



5. みどりの計画課題

社会情勢やこれまでの計画の推進などを踏まえた本計画の課題を整理するとともに、それらを計画の方向としてまとめます。

<p>① みどりの多面的な機能を 生かしたまちづくりを 検討すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> みどりには、心身の健康を守り、安全で安心できる環境をつくる骨格・基盤としての様々な役割があります。 みどりには、コミュニティづくり、にぎわいづくり、福祉・教育・子育てなどの地域の暮らしを守り、豊かにする役割があります。 高齢化の進行や都市間競争の激化、大規模地震や水害、感染症拡大（パンデミック）の脅威、地球環境問題の深刻化、投資的経費の縮小などが顕在化している中で、みどりをグリーンインフラとして、積極的にその多様な機能を生かし、まちづくりや地域の課題に対応していくことが求められます。
<p>② 貴重なみどりを 確実に保全すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> みどりのまちづくりは、まず今あるみどりを大切にすることが基本です。樹林地や農地は、やや緩やかになったとはいえ減少の一途をたどっています。これらの貴重なみどりを確実に保全するために、制度の活用や所有者の支援などによって、担保性の向上を図ることが必要です。
<p>③ 公園・緑地の 適切な維持管理と 魅力アップを図ること</p>	<ul style="list-style-type: none"> 公園をはじめとする多様な機能を有するオープンスペースは、みどりのまちづくりの核となるものであるため、安全性の向上や公園施設の老朽化への対応が求められます。 既存の公園・緑地などをストックとして最大限に生かして、再整備や魅力アップを進めることが必要です。
<p>④ 人々が気軽に利用できる 多様なオープンスペースを 確保し、活用すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> 樹林地や農地を活用した取り組みをさらに進めるほか、空き地などの未利用地を地域のニーズに対応できるオープンスペースとして確保し、活用することが求められます。
<p>⑤ 身近なみどりの ネットワークをつくること</p>	<ul style="list-style-type: none"> 街路樹や水辺などの身近なみどりをつなぐ散策路を整備し、みどりと親しむ場を増やすことが必要です。 街路樹が多いことが本市の特徴ですが、老木化した樹木が多くなっており、街路樹の適切な維持管理や更新が必要となっています。

課題の
まとめ

①②③④⑤⑥

▼
暮らしを支える
みどりの機能が
発揮できるように
整えること

①③④⑤

▼
みどりの価値を見直し、
新たな価値を創造し、
育てること

<p>⑥ 駅前再整備や土地利用の 転換にあわせて、みどりを 生かした拠点づくりを 進めること</p>	<ul style="list-style-type: none"> 松戸の顔となる松戸駅周辺では再整備が検討されています。これを機に、みどりを積極的に生かした整備を進め、新たな魅力ある拠点としていくことが必要です。 開発などに伴い確保される緑地は、市民にとって身近なみどりになっていません。より良好なみどりを創出するよう誘導するとともに、団地の建替えや土地利用の転換などの大規模なプロジェクトは、先導的なみどりを創出する絶好の機会として積極的に取り組むことが求められます。
<p>⑦ 「みどりの市民力」を さらに高めていくこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> 里やま保全活動、花壇づくり活動、公園の維持や運営に関する活動などの「みどりの市民力」による活動を継続するために、高齢化などによる担い手不足の解消などの課題を解決する必要があります。 市民活動団体間や民間企業・大学などとの連携により、効果的なネットワークをつくることで、課題の解決とみどりの利活用の促進を図ることが必要です。 「みどりの市民力」による取り組みは全国的にも評価されていますが、まだ市民の認知度は低く、活動主体のモチベーションを高める取り組みが必要です。
<p>⑧ みどりへの関心を高める場 や機会を確保していくこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> みどりの役割に対する実感度は低く、子どもからお年寄りまで多世代の市民が「みどりと暮らす豊かさ」を体感できる、本市ならではの場や機会を増やすことが必要です。
<p>⑨ 財源の確保や体制の強化を 図ること</p>	<ul style="list-style-type: none"> 人口の減少や高齢化を踏まえ、財政的な負担を軽減したみどりの整備のあり方の検討や、みどりのまちづくりを継続的に支えていく体制の強化を図ることが必要です。
<p>⑩ 松戸のみどりの魅力を内外 に積極的に発信すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> 多彩な「みどりのストック」や「みどりの市民力」が「みどりと暮らす豊かさ」と結びつき、それが本市の都市の価値や魅力を高めるブランドとして、内外に積極的に発信することが必要です。

①⑦⑨

みどりの価値に気づき、
継続的に取り組んでいる
市民活動団体の活動を強化し、
新たな「仲間」を増やすこと

①⑧⑩

みどりの価値や
みどりと暮らす豊かさを
より多くの人に
知ってもらうこと

第2章

計画が目指す姿と 基本方針



基本理念

◆松戸みどりの市民憲章◆

私たちの周りには、樹木、草花、水、土、空そしてさまざまな生きものから構成されるみどりが存在しています。私たちは、自身と輝かしい未来を担う子どもたちの幸せのために、これまで育まれてきたみどりの財産を分かち合い、守り育て、豊かにしていきます。そのために、市民・企業・行政の三者が、それぞれの立場において、みどりのもたらす恵みに想いをはせ、自覚と責任、対話と協働に基づいて行動します。

- 1.松戸市民はみどりと暮らす豊かさを大切にします。
- 1.千年来のみどりの声に耳を傾け、百年後のみどりを育てます。
- 1.子どもたちの夢とあそびを受けとめるみどりをいっぱいにします。

1. 計画の基本理念とテーマ

(1) 松戸みどりの市民憲章と計画のテーマ

松戸市は、平成16年10月1日に「松戸みどりの市民憲章」を制定しました。この市民憲章は、「さまざまな恩恵を与えてくれるみどりは健康的で快適な市民生活の享受に欠かせないものであり、みどりとともに暮らすこの豊かさを、市民の誰もが認識することが必要である」との思いから、市民・企業（事業者）・行政の3者が一体となって、松戸のみどりを育てていくための理念・基本姿勢・誓いを盛り込んだものです。

これまでの緑の基本計画でも、「松戸みどりの市民憲章」を基本理念としてきましたが、新たな「みどりの基本計画」でも同様に、「松戸みどりの市民憲章」を基本理念として位置づけます。

さらに、この市民憲章に掲げる3つの柱を踏まえ、松戸ならではのみどりのまちづくりを目指し、「みどりと暮らす豊かさを実感できるまちづくり」を本計画のテーマとし、キャッチフレーズを「みどりと暮らす。松戸に暮らす。豊かに暮らす。」とします。

(2) みどりの市民力による計画の推進

「松戸みどりの市民憲章」の理念に基づいた、市民、企業（事業者）、行政、市民活動団体、学校・大学、（公財）松戸みどりと花の基金、みどりの所有者などの各主体の結束により、みどりに関する課題を解決する力を「みどりの市民力」と位置づけます。

また、「松戸みどりの市民憲章」に掲げる「みどり」は、暮らしに豊かさをもたらす多くの機能があることや、適切にマネジメントすることで持続可能な機能を発揮する点で、まさにグリーンインフラととらえることができます。

本計画では、この市民憲章の理念に基づき、みどりが持つ多様な機能をグリーンインフラとしてより効果的に発揮させるよう、多様な主体が参画するみどりの市民力によって計画を推進します。

計画のテーマ

みどりと暮らす。松戸に暮らす。豊かに暮らす。

— みどりと暮らす豊かさを実感できるまちづくり —

「みどり」は、たくさんの恵みを私たちに与えてくれます。
松戸では、みどりをもたらす恵みが大切にされ、
みどりと暮らす豊かさにあふれています。
このみどりの松戸で、暮らすこと、遊ぶこと、働くことが喜びとなっています。



2. 松戸のみどりの将来イメージ

(1) みどりの将来イメージ

「みどりと暮らす豊かさ」が示す、松戸のみどりのライフスタイルのイメージを示します。





森の小屋で開催される親子工作教室



里やま活動を行っている森で映画会や絵画の鑑賞会



多くの人が来訪するみどりが豊かな社寺

大学の学生たちが活動する森は、ゼミやオリエンテーションとともに、地域の子もたちを含めた多世代交流のコミュニティの場

工業団地の豊かなみどりは、ストレスをやわらげる働く人にとって良好な環境

リニューアルされた団地の広場で開催される、マルシェやフリーマーケット

里やま活動を行っている森で企業の新人研修



市民活動団体を中心とした多様な主体がつながり、また多世代の人々が協力しあって、「みどりの市民力」が豊かになり、思い思いに松戸のみどりのライフスタイルを楽しんでいます。

みどりを生かした楽しいイベントでにぎわう公園

地域に公開され、散策に利用されている事業所のみどり

里やま活動を行っている森のカフェで読書

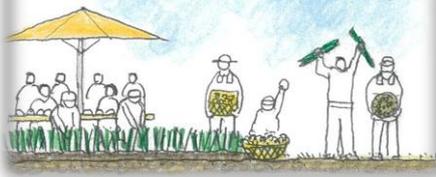


森のツリーハウスは、くつろげるお気に入りの場所

未利用地や遊休地を活用した新しいタイプの農園で、子育て世代が野菜を育て、子どもたちが芋ほり体験

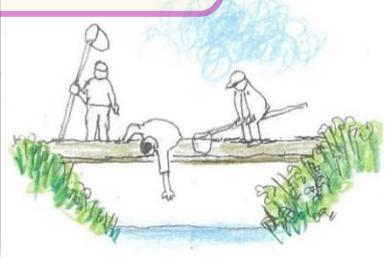
シニア世代や親子で野菜を育て、収穫の喜びを味わうことができる農園と、とれたての野菜を提供するレストラン

公園や里やま活動が行われている森では、子どもたちの冒険遊びのプログラムを展開



子どもたちが水の中の生き物を採取したり、観察したりすることができる公園や学校のビオトープ

スーパーで売られている野菜などが、どのようにつくられているのか、その食物によって生かされていることを田植え体験、農作業によって学ぶ子どもたち

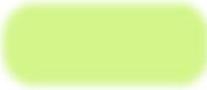
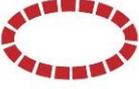


(2) みどりの配置方針

本市のみどりのストック（資源）を有効に生かすように、具体的な姿を構想し、みどりの配置方針を位置づけます。

■みどりの配置方針図



凡例			関連する 主なページ
	江戸川沿い 斜面林ゾーン	江戸川沿いの低地と下総台地の境に残されている斜面林の保全を推進します。	P48～P51
	農のみどり 保全ゾーン	市街化調整区域内の農地や樹林地などのまとまりのあるみどりの保全と活用を図ります。	P67～P69
	主な公園・緑地など	公園・緑地などの機能の充実と適正な維持管理を図ります。	P41～P46、 P61・P71・ P75～P83
	特色のある公園	公園の特色を生かした整備と管理運営を行い、一層の利活用を図ります。	P75～P83
	地域公園	地域の核となる公園として、利用者のニーズにあった再整備を行います。	P43・P44
	花の拠点	花に関する活動の拠点や情報発信の拠点として機能を強化します。	P55・P78 P83
	新拠点ゾーンのみどり	豊かなライフスタイルを実現するために、松戸の顔となる中心市街地にふさわしいみどりの創出を図ります。	P84～P86
	里やま活動拠点	里やま保全活動の拠点として、オープンフォレストの開催継続と新たな利活用を推進します。	P51・P52・ P87～P90
	みどりの ネットワーク	街路樹のある安全で快適なみどりの道づくりを推進します。	P58～P60
	江戸川のみどり	江戸川の自然環境の保全とレクリエーション活動の場としての活用を図ります。	P63・P64
	水辺の回廊	水辺のみどりの保全と散策路などの維持整備を図ります。	P61～P64
	緑化重点地区	公園・緑地が質・量ともに不足していることや樹林地・農地の減少傾向が今後も続くことが予想されるため、市全域を緑化の推進に配慮を加えるべき緑化重点地区に位置づけ、みどりの創出と質の向上を図ります。	(全般)

3. 計画の基本方針と目標

計画課題を集約したまとめを踏まえ、計画を推進していくための取り組みの柱となる基本方針と、その方針が目指す目標を設定します。これらの基本方針は、SDGsの達成にも貢献します。

→P125・126

基本方針① 暮らしを支えるみどりを築く

「みどりと暮らす豊かさ」を実現するためには、まず、基礎・基盤となるみどりを作り、しっかりと守ることが重要です。

この方針は、公園・緑地、樹林地、農地、公共施設や民有地のみどりについて、安全で快適な暮らしを支え基盤となるよう、みどりの保全・整備・管理を推進することを目指します。

基本方針② ワンランク上のみどりをつくる

「みどりと暮らす豊かさ」をより高めていくためには、みどりが持つ機能やポテンシャルを最大限に生かすことが求められます。

この方針は、公園・緑地、樹林地、農地、未利用地などのみどりについて、市民が親しみ、楽しむことができるみどりや特徴のあるみどり・オープンスペースの積極的な保全・創出と、そのためのマネジメントを含めた仕組みづくりを進めることにより、みどりの価値を高めるようワンランクアップを目指します。

基本方針③ 「みどりの市民力」を豊かにする

「みどりの市民力」は本市の財産であり、「みどりと暮らす豊かさ」を実現するための推進力となるものです。

この方針は、みどりの価値を知り、「みどりと暮らす豊かさ」を楽しんで実践している市民活動団体を主体とする「みどりの市民力」について、活動の活性化と他の主体との関係づくりや団体相互の連携などを図り、より強くすることを目指します。さらに、これまでにみどりと関わりが少なかった企業などとの連携を図るなど、新たな「仲間」を増やし、より持続可能な運動としていきます。

基本方針④ みどりのあるライフスタイルを楽しむ

「みどりと暮らす豊かさ」を実現するためには、みどりを整備・管理し、活用して魅力的にするとともに、市民が日常生活の中で実践や行動（アクション）することが重要です。

この方針は、「みどりと暮らす豊かさ」をより多くの市民や市外の人々に知ってもらうために、みどりを楽しむムーブメントを高め、みどりのあるワンランク上のライフスタイルを楽しみ、広げていくとともに、「みどりの市民力」の担い手となってもらうことを目指します。

目標

関連する SDGs の目標

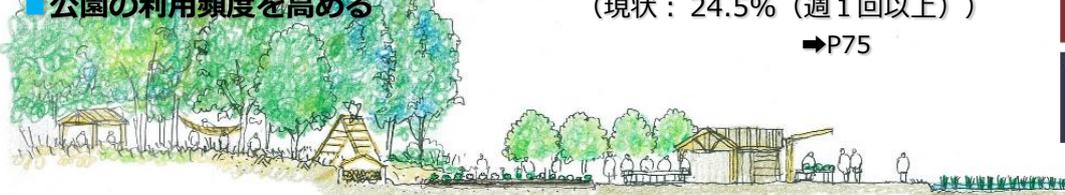
●みどりをつくり、しっかりと守る

- 緑被率を維持する (現状：34.4%) →P13
- 担保性の高いみどり※を確保する (現状：約 332.6 ha ※R2.4)



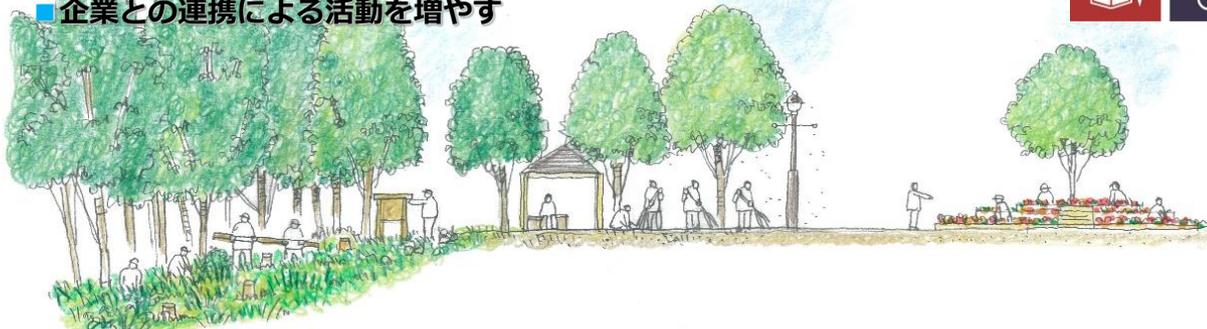
●新たな仕組みによるみどり・オープンスペースを増やす

- 常時公開している樹林地を増やす (現状：1箇所)
- 市民や団体のローカルルールによって運営する公園・オープンスペースを増やす
- 公園の利用頻度を高める (現状：24.5% (週1回以上)) →P75



●市民活動団体のネットワークによる活動を広げる

- 市民活動団体の連携による活動を増やす
- 企業との連携による活動を増やす



●みどりのあるライフスタイルを広げる

- 「みどりが多い」と思う人を増やす (現状：46.5%) →P25
- 日頃の生活において、みどりとの関わりを増やす →P109・110



※ 「担保性の高いみどり」…制度的な位置づけのある緑地等（都市公園、市民緑地、特別緑地保全地区、特別保全樹林地地区、市有の樹林地、生産緑地地区）の合計

第3章

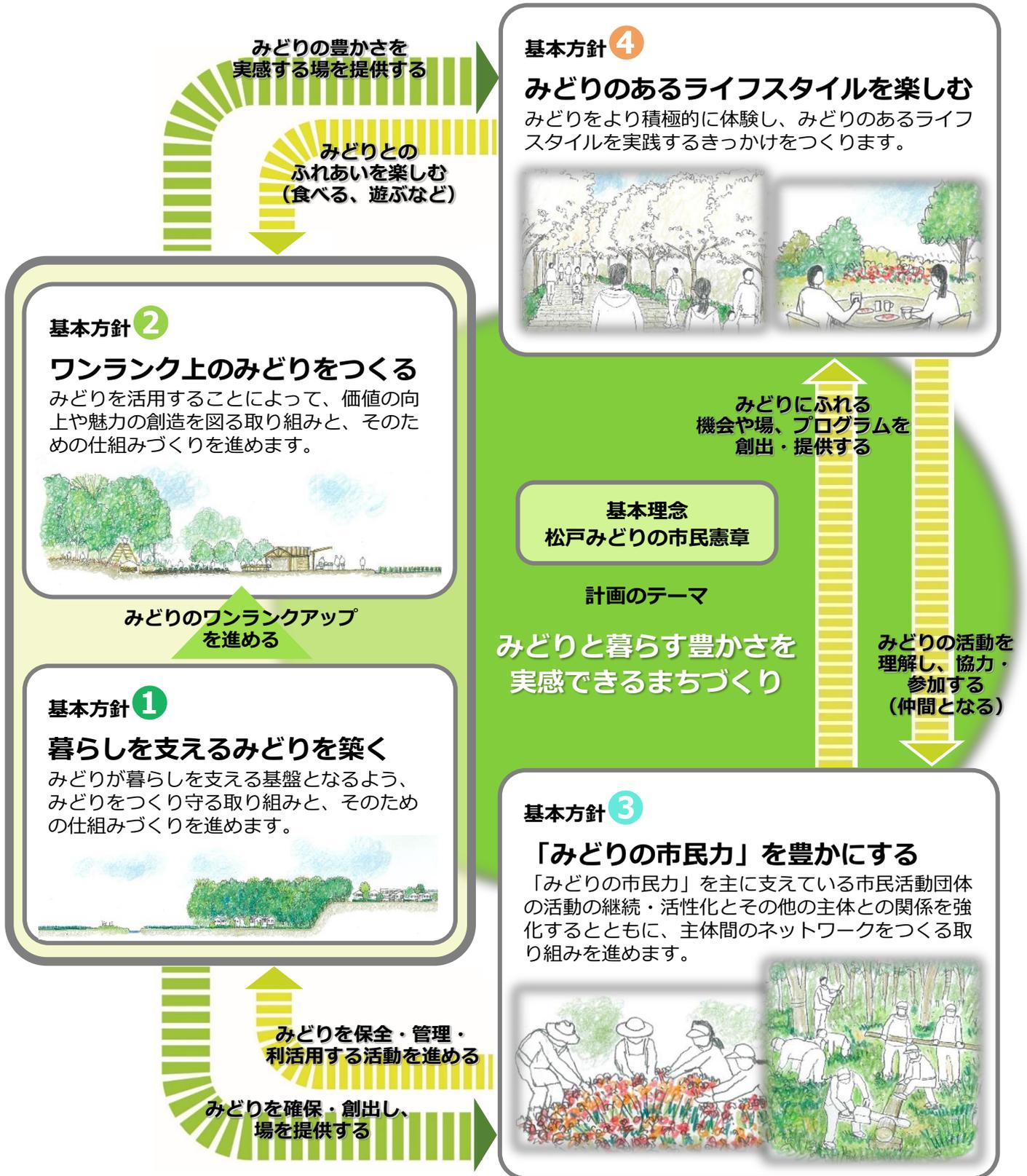
みどりの施策の展開



1. みどりの施策の考え方

本計画のテーマである「みどりと暮らす豊かさを実感できるまちづくり」を進めていくために、4つの基本方針を関連づけて、みどりの施策を展開します。

■各基本方針の関係



2. みどりの施策の展開

4つの基本方針に基づき、それぞれ施策の柱と具体的な取り組みである個別施策を位置づけます。

■ 施策の体系

基本方針	施策の柱
基本方針 ① 暮らしを支える みどりを築く	1-1 公園を整備・管理する
	1-2 樹林地を保全する
	1-3 花いっぱいのみちづくりを推進する
	1-4 道路・河川のみどりを整備・管理する
	1-5 都市農地を保全する
	1-6 公共施設や民有地のみどりを整備する
基本方針 ② ワンランク上の みどりをつくる	2-1 地域に愛され、 まちづくりに貢献する公園をつくる
	2-2 松戸駅周辺のみどりを再生・活用する
	2-3 里やまのみどりの新たな価値を創造する
	2-4 多様なニーズに応える オープンスペースを確保・活用する
	2-5 事業所や団地のみどりを活用する
基本方針 ③ 「みどりの市民力」を 豊かにする	3-1 各主体の「みどりの市民力」を高める
	3-2 「みどりの市民力」のネットワークをつくる
基本方針 ④ みどりのある ライフスタイルを楽しむ	4-1 みどりのある 多様なライフスタイルを実践する
	4-2 みどりのシティプロモーションを展開する

重点施策

みどりの施策の効果を高めていくために、各みどりの施策の個別施策のうち、特に重点的に推進するもの、戦略的で波及効果が高いものを重点施策と位置づけます。→ **重点** と表記



個別施策	重点	ページ
(1) 公園の適正な配置		41
(2) 地域の核となる公園の整備	●	43
(3) 身近な公園の機能の充実		45
(4) 安全で安心して利用できる公園の維持管理の充実		46
(1) 樹林地の担保性の向上		48
(2) 里やま保全活動の推進		51
(1) 公共施設などへの花壇の設置		53
(2) 市民による花いっぱいのみちづくりの推進		54
(3) 花の拠点づくり		55
(1) 街路樹の整備・管理	●	58
(2) 河川・水辺のみどりの整備・管理		61
(1) 都市農地の保全		66
(2) 農とふれあう場づくり		68
(3) 都市農業の多面的機能の理解促進		69
(1) 公共施設のみどりの整備・管理		71
(2) 制度による質の高いみどりの確保	●	72
(1) 公園を活用した地域のまちづくり	●	76
(2) 21世紀の森と広場の整備と管理運営（パークマネジメント）	●	78
(3) 特色のある公園の整備と管理運営（パークマネジメント）		81
(1) 新拠点ゾーンのみどりの創出	●	84
(2) 松戸駅周辺のみどりと水辺のネットワークの形成		86
(1) オープンフォレストの継続・拡充		87
(2) フォレスト・マネジメントの仕組みづくり	●	90
(1) 多様なニーズに対応するオープンスペースの確保・活用		92
(2) 市民緑地制度の活用と運営の仕組みづくり	●	94
(1) みどりのストックの活用		95
(2) みどりの評価認定制度の活用		96
(1) みどりの仲間づくり		98
(2) 人材の発掘・育成		99
(3) 表彰制度の充実		101
(4) みどりに関する調査・研究		102
(5) (公財) 松戸みどりと花の基金の機能強化	●	103
(1) みどりの市民力を支える市民活動団体などの連携	●	105
(2) みどりの市民力を支援する体制づくり	●	107
(1) みどりのある多様なライフスタイルの実践	●	110
(2) みどりのあるライフスタイルの支援		120
(1) みどりのシティプロモーションの戦略的な推進	●	121
(2) みどりへの関心や意識を高める取り組みの推進	●	122
(3) みどりの再発見と地域に愛されるみどりの創出	●	123
(4) 情報発信の強化と充実	●	124

暮らしを支えるみどりを築く

1-1

公園を整備・管理する

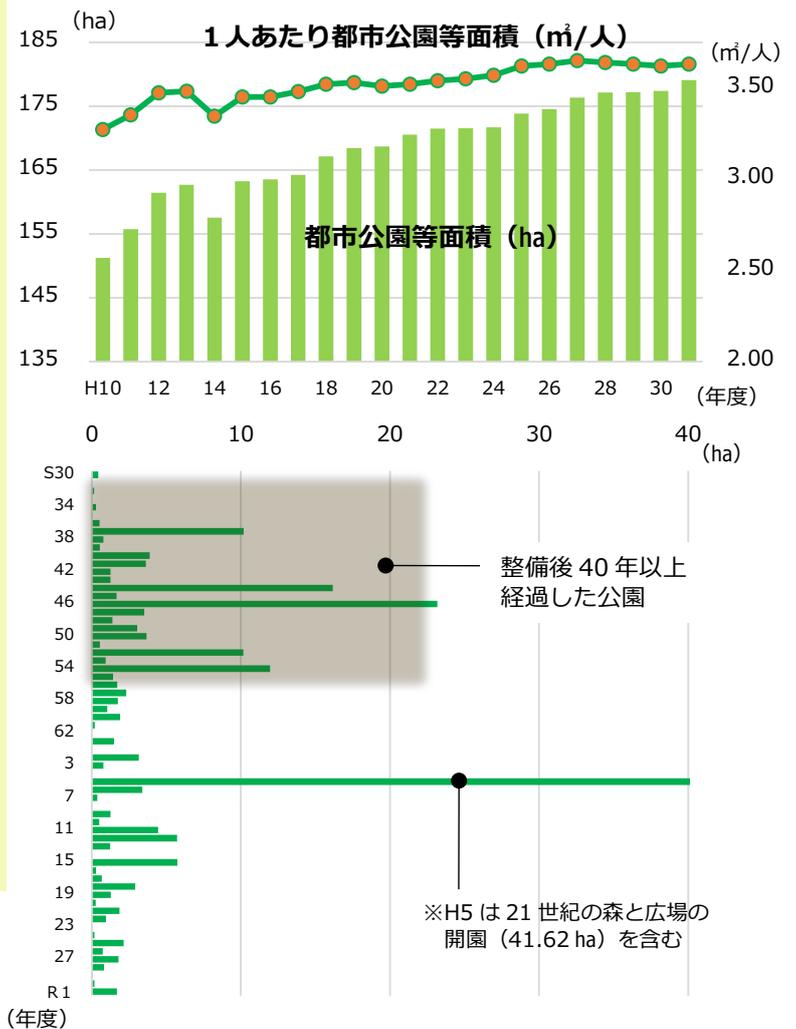
■ 施策の考え方

都市公園等の整備の推移をみると、整備量はこの20年で約23ha増えていますが、1人あたりの水準は約0.3㎡の増加にとどまっています。また、公園が不足している地域がある状況です。

都市公園等の整備面積を年度ごとにみると、総面積の5割近くが設置から40年以上が経過しています。このため、老朽化が顕著で、維持管理の充実を図るだけでなく、施設の更新が必要となっている公園もみられます。

みどりが身近にあることは、心身の健康を支え、暮らしを豊かにする原点です。今後は、公園を地域にバランスよく配置することにあわせ、多様な手法により、既存の公園の再整備や機能の再編など、質の向上に向けた取り組みを進めます。

■ 都市公園等整備面積（年度別）

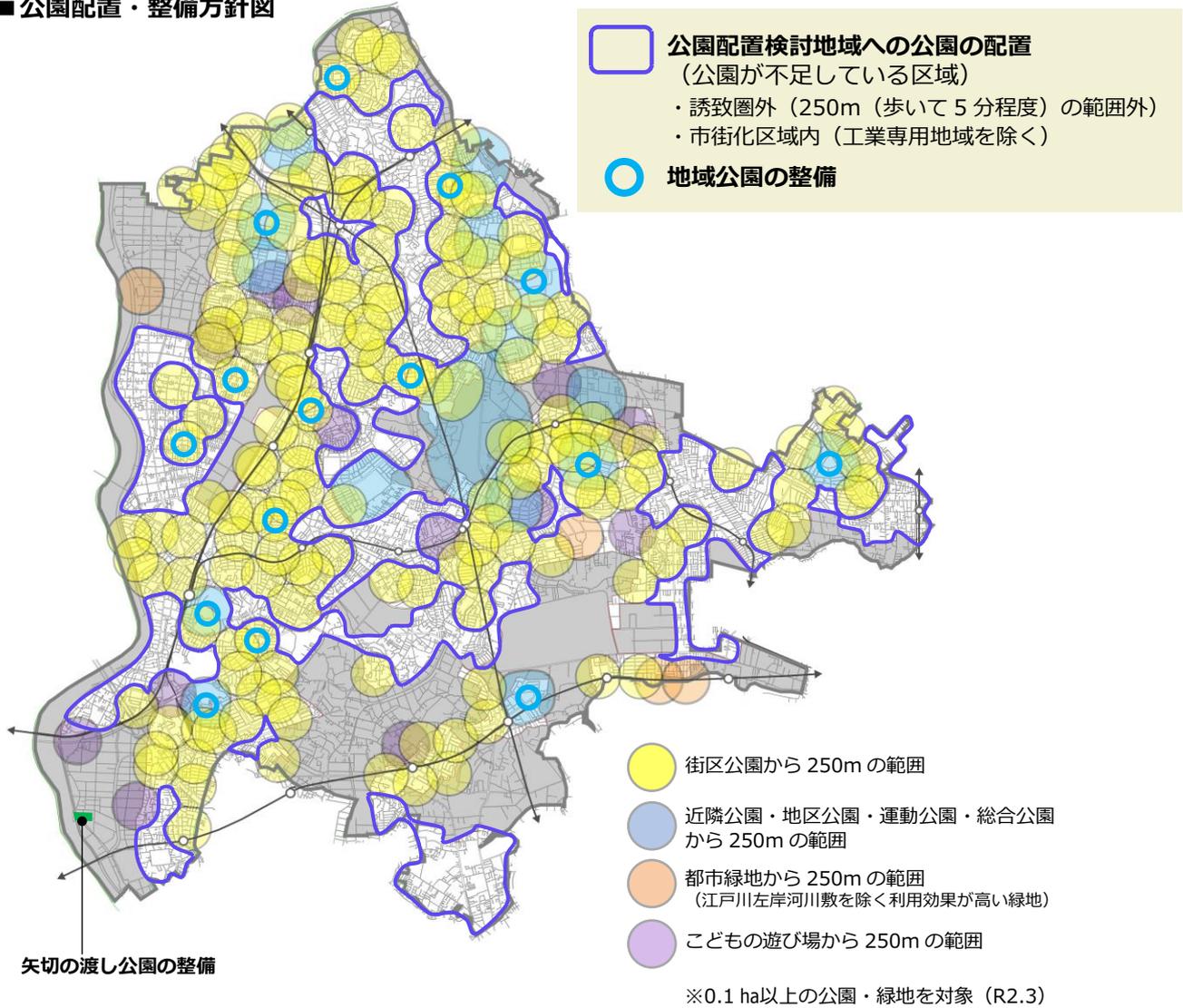


(1) 公園の適正な配置

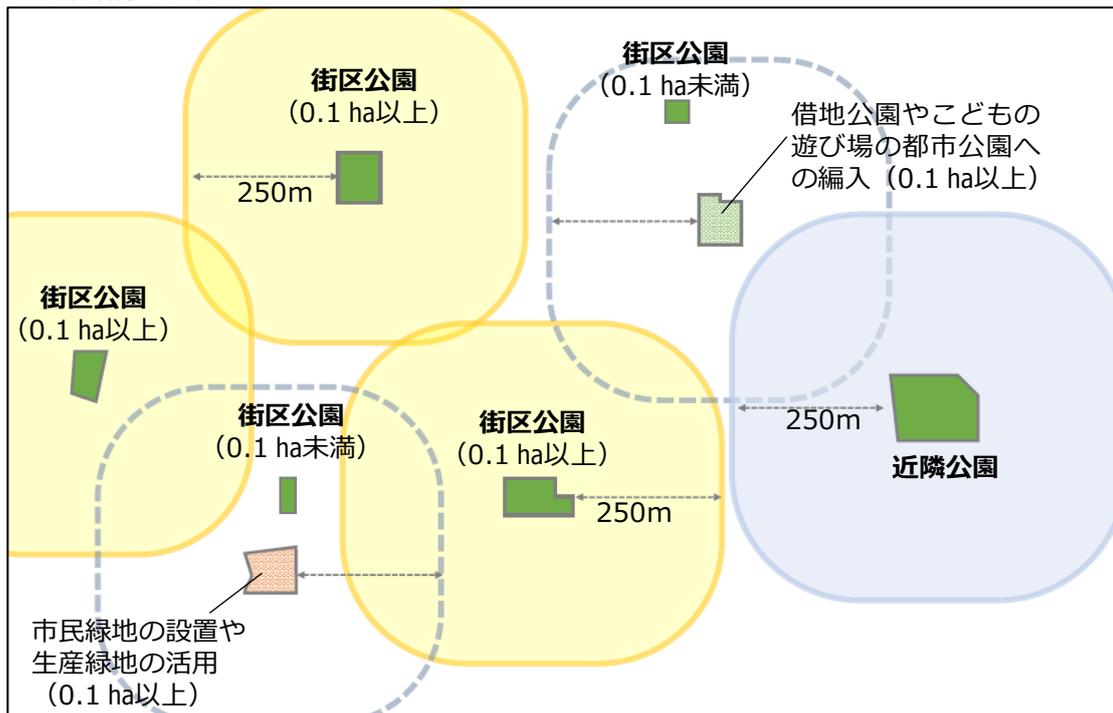
公園が不足している区域（公園配置検討地域）を中心に、多様な手法を活用して公園の適正な配置に努めます。

- 街区公園を主体とした公園の配置の考え方や優先条件、機能分担などの考え方を整理した指針（ガイドライン）を策定します。
- 用地買収や借地方式、こどもの遊び場の都市公園への編入、生産緑地の活用のほか、公園と同等の機能を有する市民緑地の設置などの手法を活用します。
- 建築物の上部や人工地盤を利用するなど、他の施設との複合的な空間利用を図る立体都市公園の整備を検討します。
- 借地方式で確保した場合の税制優遇措置を検討します。

■公園配置・整備方針図



■公園配置のイメージ



(2) 地域の核となる公園の整備

重点

地域の核となる公園の整備・再整備を推進します。

① 地域公園の整備

- 前計画(平成21年3月策定)において、地域のレクリエーション、防災、コミュニティ育成の拠点となる公園を「地域公園」として位置づけ、「公園再整備ガイドライン」(平成25年10月策定)に基づき、15公園について順次再整備を行っています。
- 地域公園は、「地域に愛され、地域とともに成長する公園」を理念として、以下の基本方針に基づき再整備を進めます。

- ・ 地域特性を生かし、街とつながった魅力ある公園
- ・ 誰もが快適に安心して利用できる公園
- ・ 自然とふれあい、くつろげる地域の憩いの空間
- ・ 地域防災力を向上させる公園

■ 地域公園の整備

地域	地域公園	種別
松戸	松戸中央公園	近隣公園
矢切	柿ノ木台公園	近隣公園
明	南花島公園 ●	街区公園
	旭ヶ丘第3公園 ●	街区公園
古ヶ崎	古ヶ崎第2公園	街区公園
	栄町第1公園	街区公園
新松戸	新松戸中央公園	近隣公園
小金	小金公園 ●	街区公園
	浅間公園 ●	街区公園
馬橋	とのやま公園 ●	街区公園
	八ヶ崎公園 ●	街区公園
小金原	小金原公園	近隣公園
常盤平	金ヶ作公園 ●	地区公園
六実	六実中央公園	近隣公園
東部	東松戸中央公園	近隣公園

※ ●は整備完了した公園 (R3.3)

■ 地域公園の再整備の進め方

公園再整備プランの作成

- ・ 現況調査
- ・ ワークショップの実施
- ・ その他の意見の把握
- ・ 基本プランの作成

設計・施工段階での継続的な住民参加・情報発信

- ・ 実施設計
- ・ 公園整備工事
- ・ 供用開始

公園の活用と住民参加・協働による運営・維持管理

- ・ レクリエーション
- ・ みどりの地域活動
- ・ 地域の防災拠点



ワークショップ

■ 地域公園の再整備（金ヶ作公園）
（北東エントランス）



再整備前



再整備後

（疎林広場）



再整備前



再整備後

（森の遊び場）



再整備後



再整備前



（メインエントランス）



再整備前



再整備後

② 矢切の渡し公園の整備

- 公園の計画地がある矢切地域は、矢切耕地とその周囲を縁取る江戸川や斜面林などの豊かな自然を有しており、本市だけでなく首都圏近郊エリアにおいても極めて貴重な地域となっています。また、矢切の渡しをはじめ、野菊の墓文学碑などの歴史・文化・観光の資源も有しており、自然が織りなす雄大な景観とあわせ、様々なレクリエーションへの対応が期待できる地域です。
- 矢切の渡し公園の整備にあたっては、矢切地区全体の上位計画との整合を図る中で、地域の魅力を積極的に活用し、にぎわいを創出できる公園の整備を進めます。

(3) 身近な公園の機能の充実

街区公園などの身近な公園については、誰もが快適に利用することができるよう、公園施設の充実を図るとともに、地域のニーズに対応できる公園機能を検討し整備を図ります。

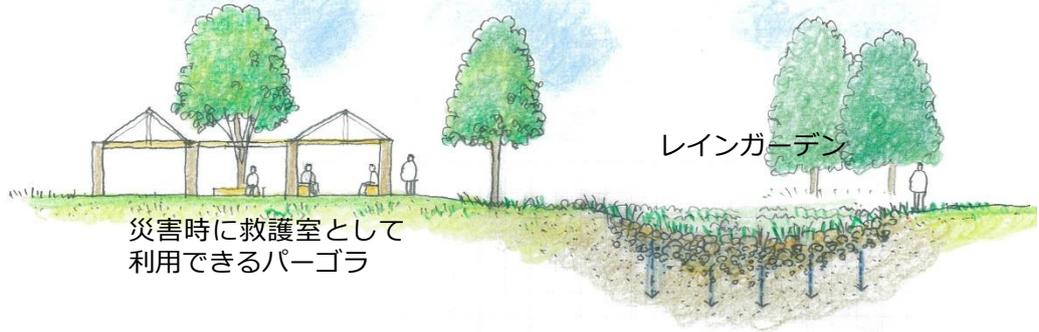
① ニーズに対応した公園施設の拡充

- 快適に公園を利用することができ、また様々なニーズに対応するよう、健康遊具の設置、子ども用遊具の設置などを進めます。
- 誰もが利用できるように、公園の出入口をはじめとした施設のバリアフリー化を進めます。
- スポーツ・レクリエーションや地域活動などに対応した施設の維持整備を図ります。
- 水洗トイレの設置・洋式化など、安全で清潔に利用することができるトイレの整備に努めます。

② 防災・減災に配慮した公園の整備

- 災害時に住民の避難や延焼の防止などの役割を果たす公園となるよう、防災機能の充実に努めます。
- グリーンインフラを推進する視点から、浸水リスクが高いエリアなどにおいて、レインガーデン（雨庭：雨水浸透・貯留緑地）の整備などを検討します。

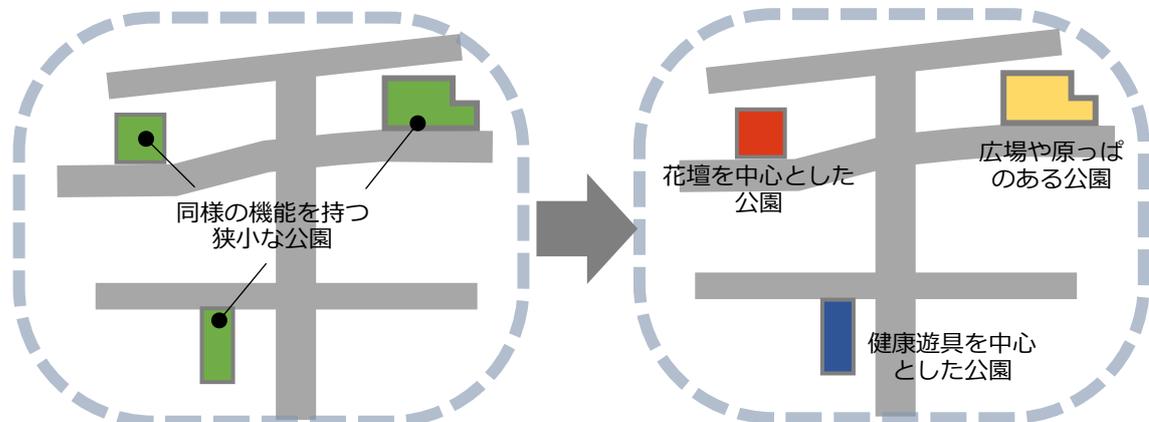
■ 防災・減災に配慮した公園のイメージ



③ 公園機能の再編

- 地域公園の整備に際しては、公園の機能を再検討して整備を図ります。
- 狭小な公園が集中したエリアでは、地域の意見を聴きながら、各公園の機能分担の見直しを図り、機能の再編などを検討します。

■ イメージ



遊び、休息、地域活動などの同様の機能を持つ小規模の公園は、それぞれの機能が十分に発揮できない。

エリアの中で、遊び、休息、地域活動などの公園の機能を見直す。

(4) 安全で安心して利用できる公園の維持管理の充実

本市の公園の多くは、昭和40年から50年代に整備されており、適切な維持管理や更新が必要となっています。

また、公園の樹木は生き物の生育場所としての機能や、日陰をつくることによる快適な空間形成機能、四季を感じる景観を構成する機能などを有しており、公園の重要な要素である一方、樹木自体が生き物であるため、適正な管理が行わなければ、見通しの確保など防犯上の課題が生じます。

このようなことから、安全で安心して利用できる公園とするよう、地域の意見を聴き、協力を得ながら、公園施設の補修・修繕や公園樹木の適正な管理を進めます。

①施設の維持管理の充実

- 公園施設の補修・修繕や予防保全、安全点検、遊具の交換などを、公園施設長寿命化計画などに基き進めます。

②植栽の管理方針の策定

- 公園の安全・安心につながる適正な植栽管理を進めるために、植栽管理に関するガイドラインを策定します。
- ガイドラインの策定においては、樹木それぞれの特性を踏まえた剪定の時期や方法、病害虫防除の方法などの基本的事項だけでなく、植栽してから年月が経過し大木化や過密化して公園の利用に支障を及ぼすような樹木の管理方法も検討します。
- 森林病害虫については、被害拡大を防ぐため早期発見に努めるとともに、適切な駆除及び予防対策を講じていきます。

③地域で取り組む安全・安心の公園づくり

- 現在実施している清掃活動などの支援と団体との連携の強化を図ります。
- 地域の公園は地域で守ることで安全・安心な公園になることから、これまでの公園清掃だけでなく、公園パトロールの推進など、地域との連携を深めた取り組みを推進します。



地域住民による公園の清掃状況

④みどりのリサイクルの推進

- 公園の維持管理によって生じた樹木の剪定枝をみどりの資源としてとらえ、リサイクルに努めます。
- 21世紀の森と広場では、剪定枝や落ち葉を公園の文化活動のために活用します。



21世紀の森と広場におけるチップの敷き均し

1-2

樹林地を保全する

■ 施策の考え方

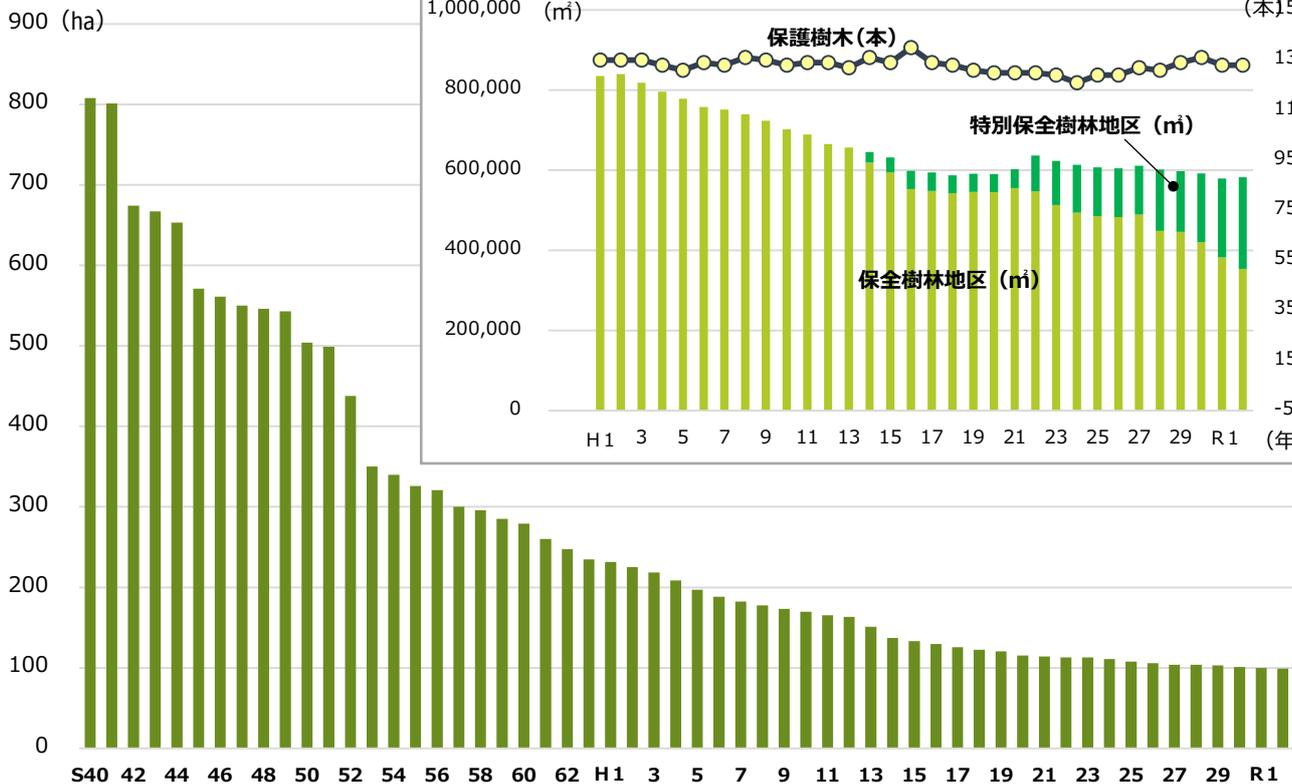
市内の樹林地（山林）面積は、市域の約3%（千葉県森林・林業統計書）に過ぎず、鈍化したとはいえ、開発や相続などによって年々減少している傾向が続いています。

本市では、江戸川沿いの矢切、馬橋・小金地域には斜面林が見られるほか、21世紀の森と広場と周辺の千駄堀地域、東部の金ヶ作地域などには樹林地が多く残されています。

都市における樹林地には、雨水の地下浸透による水の循環、生き物の生育の場、みどりの景観形成、環境学習の場など多くの役割があります。

このような貴重な樹林地を保全するため、市内の樹林地については、都市緑地法や松戸市緑の条例などの法令に基づく保全制度を活用し担保性の向上を図るとともに、市民による里やま保全活動を推進し、樹林地の利活用を促進させることにより価値を高め、市民の理解を深めていきます。

■ 山林面積の推移



※出典：令和2年度固定資産概要調書 (年)



矢切の斜面林



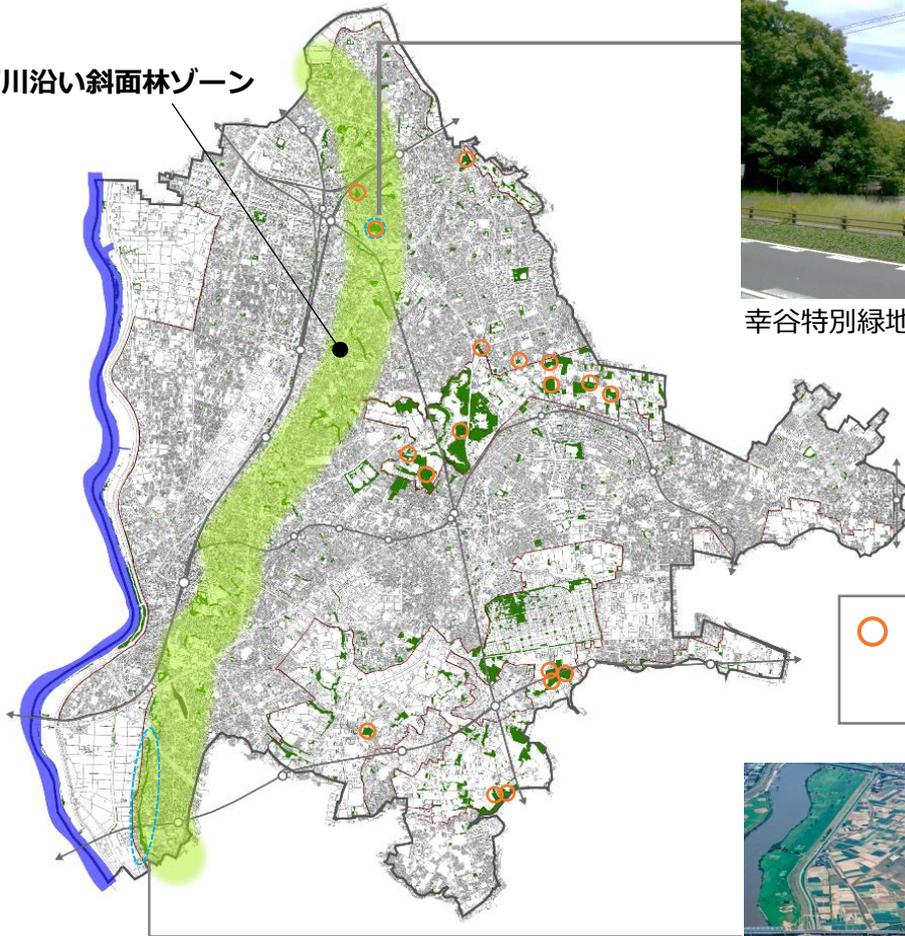
金ヶ作の樹林地

(1) 樹林地の担保性の向上

市内に残されている樹林地のうち、特に江戸川沿いの低地と下総台地の境に見られる斜面林（江戸川沿い斜面林ゾーン）や、社寺林、里やま保全活動が行われている樹林地については、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区、松戸市緑の条例に基づく特別保全樹林地など、制度による樹林地の保全を促進し担保性の向上を図ります。

■ 樹林地の保全方針図

江戸川沿い斜面林ゾーン



幸谷特別緑地保全地区（関さんの森）

○ 里やま保全活動が行われている樹林地 (R3.4)



矢切特別緑地保全地区・栗山特別緑地保全地区

- 市内のすべての樹林地…保全樹林地（3年更新）を基本とし、所有者の理解を得ながら、特別保全樹林地（10年契約）に移行し、担保性の向上を図る。
- 江戸川沿い斜面林ゾーン及び里やま保全活動が行われている樹林地…特別緑地保全地区、特別保全樹林地など、より担保性の向上を図る。



囲いやまの森（金ケ作）

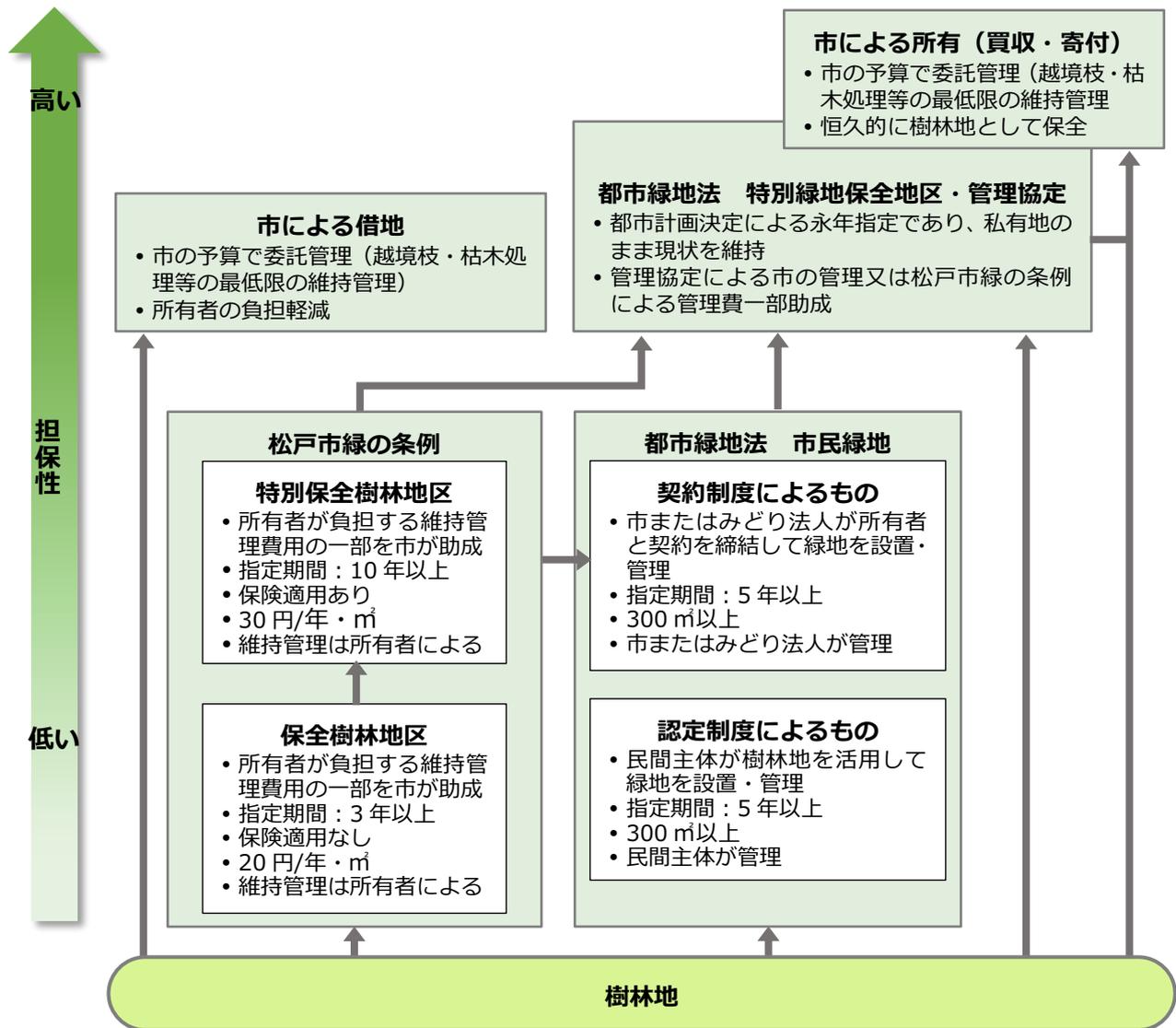


小浜屋敷の森（高塚新田）



立切の森（金ケ作）

■ 樹林地の保全手法



① 特別緑地保全地区の指定

- 矢切の斜面林は、本市を代表する樹林地であり、引き続き特別緑地保全地区の指定を進めます。
- 社寺林や里やま保全活動が行われている樹林地など、利活用されることでその価値が高められる樹林地については、優先的に特別緑地保全地区の指定を検討します。
- 緑地が持つ雨水貯留浸透などのグリーンインフラの機能を鑑み、特別緑地保全地区の指定対象を広げていくことを検討します。



矢切の斜面林

特別緑地保全地区

- 都市緑地法に基づく国の緑地保全制度であり、良好な自然的環境を形成している緑地を都市計画に定め、建築行為や開発行為を許可制により規制します。
- 樹林地などの緑地を担保する規制力が強い手法で、現状凍結的に保全する制度です。

② 緑地管理協定の締結

- 特別緑地保全地区内の樹林地で所有者による維持管理が困難な場合は、緑地としての機能が十分に発揮できないことが考えられることから、市が所有者に代わって越境枝の切除や枯損木の伐採などの一定の維持管理を行う緑地管理協定を締結することにより、緑地としての機能を維持確保します。

緑地管理協定（管理協定）

- 都市緑地法に基づき、特別緑地保全地区の土地所有者と地方公共団体等が協定を結ぶことにより、所有者に代わって緑地の管理を行う制度です。

③ 保全樹林地地区・特別保全樹林地地区の指定推進

- 市内に残された貴重な樹林地の減少に歯止めをかけるため、市全域のすべての樹林地について、松戸市緑の条例に基づく保全樹林地地区の指定に努めるとともに、所有者の理解を得ながら、より担保性の高い特別保全樹林地地区への移行を推進します。
- 指定した保全樹林地地区・特別保全樹林地地区の適正な管理を促進します。

保全樹林地地区

- 松戸市緑の条例に基づき、概ね 300 m²以上の一団の樹林地を指定します。
- 指定期間は3年以上となっています。

特別保全樹林地地区

- 松戸市緑の条例に基づき、うるおいと安らぎのある都市環境を形成するために保全することが必要な樹林地を指定します。
- 指定期間は10年以上となっています。



特別保全樹林地地区（高塚新田）



保全樹林地地区（本土寺）

④ 市民緑地制度の活用

- 里やま保全活動により市民に公開されている樹林地は、市民緑地制度の活用を検討します。

市民緑地

- 都市緑地法に基づく制度で、土地等の所有者との契約によって一定の期間緑地等を設置する「市民緑地契約制度」と、民間主体が認定を受けて一定期間緑地を設置・管理する「市民緑地認定制度」があります。

⑤公有地化による樹林地の確保

- 特別緑地保全地区に指定されている樹林地など、特に重要な樹林地については、今後検討する樹林地保全の評価システム（⇒P90）に基づき、買収や寄付による公有地化を検討します。
- 特別緑地保全地区内の樹林地を公有地化する場合など、特に貴重な樹林地を市民の財産として保全するための財源には松戸市緑地保全基金を活用します。

⑥文化財としてのみどりの保全

- 歴史的に貴重な樹林や古墳の保全を図るために、文化財の指定・登録に努めます。



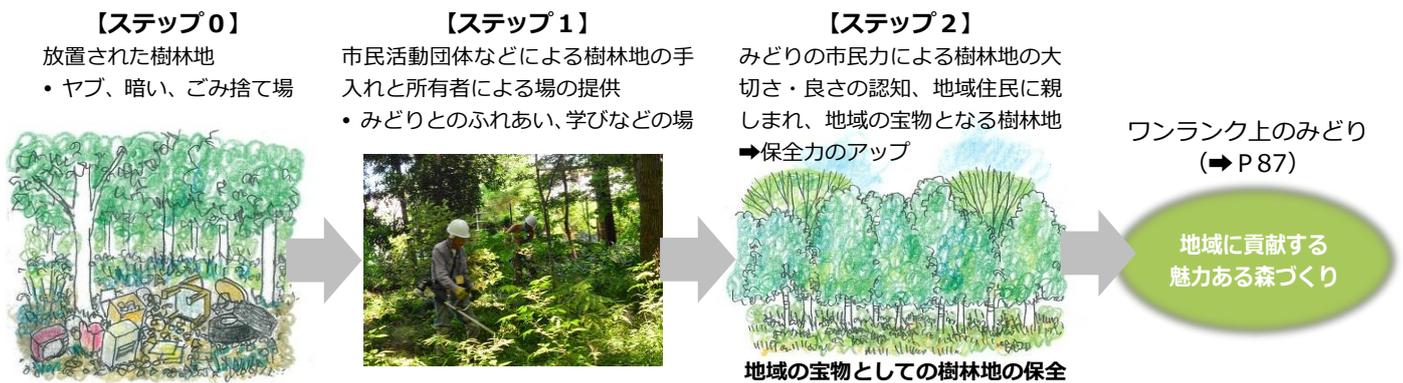
県指定天然記念物(浅間神社の極相林)

(2) 里やま保全活動の推進

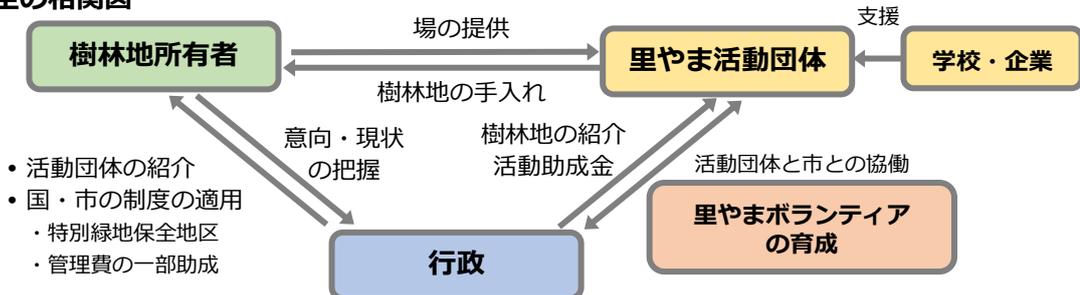
本市では、民有の樹林地において里やま保全活動が積極的に進められています。こうした市民による里やま保全活動が行われることにより、適度な管理で樹林地が明るくなり、たくさんの生き物が棲む豊かな森になります。またこれまで人が入ることができなかった森は様々な利活用が可能となり、子どもたちの遊びや学びの場、地域のコミュニティの場として機能することで、地域における樹林地の価値が高まります。

このような里やま保全活動を推進することにより、地域に貢献できる居場所となる魅力ある森を増やしていきます。

■ 樹林地保全力アップモデル



■ 樹林地保全の相関図



1. 市内の里やまの現状

松戸市にもかつては人々の暮らしのすぐそばに森があり、適度に人の手が入ることで豊かな自然が守られていました。そのような森を「里やま」と呼んでいます。その「里やま」も現在は生活スタイルの変化に伴い管理が行き届かずに近隣からの苦情の対象となるなど、森の所有者は、先祖から引き継いだ森を残すために大変苦労されています。こうした理由もあり、市内の樹林地の面積は市域の約 3%にあたる 183ha（令和元年度千葉県森林・林業統計書）まで減少しています。

2. 「里やまボランティア入門講座」と「松戸里やま応援団」

「これ以上みどりを減らしたくない」「次の世代に良好な自然環境を引き継ぎたい」という思いを市民、所有者、行政が共有する中で、2003 年（平成 15 年）に市長の諮問機関である「松戸市緑推進委員会」の発案で「里やまボランティア入門講座」が市民と行政との協働で実施されました。この入門講座の修了生が「松戸里やま応援団・一起の会」を立ち上げ、これを機に、1996 年頃の「関さんの森（幸谷特別緑地保全地区）」での活動がさきがけとなった本市の里やま活動が活発になっていきます。以降、「里やまボランティア入門講座」は毎年行われており、この講座を修了した 15 団体（令和元年度末現在）が「松戸里やま応援団」として、所有者の理解のもと森ごとに工夫を凝らし活動しています。

3. 里やまボランティア活動の内容

- ・樹林地の維持管理作業（下草刈り、落ち葉清掃、枯れ枝処理、間伐、自然調査 など）
- ・樹林地の利活用（子どもたちの自然体験、森の資材を使った工作、音楽会、ヨガ など）
- ・啓発の取り組み（オープンフォレスト in 松戸（⇒P88）、ボランティア体験 など）

4. 「松戸ふるさと森の会」

里やまボランティア活動が行われている森の多くは民有地です。森の所有者は、先祖から引き継いだ森を次の世代に引き継いでいきたいと願い、2002 年（平成 14 年）に「松戸ふるさと森の会」を立ち上げました。「松戸ふるさと森の会」では、課題解決に向けた情報交換や「里やまボランティア入門講座」への参加など、森を守ることで松戸市の自然環境保全に寄与することを目的に、里やま活動団体や行政と連携し活動しています。



里やま保全活動

1-3

花いっぱいのまちづくりを推進する

■ 施策の考え方

「花」は私たちの日々の暮らしに彩りを添え、心にうるおいを与えるとともに、健康増進にも寄与しています。多くの市民は自宅の庭や玄関先だけでなく、公園や学校などの公共空間、またオフィスやリビングなど、様々な場所で工夫を凝らして「花」と親しんでいます。

本市では、これまでも花壇づくり活動団体が主体となり、公園や道路、河川などの市内各所において花壇をつくり、地域の人たちに親しまれていますが、これからもコミュニティの形成に寄与できる花いっぱいのまちづくりを推進していきます。

(1) 公共施設などへの花壇の設置

公園や道路、河川、その他の公共施設などでの花壇づくりを推進していきます。

① 公園の花壇の充実

- 東松戸ゆいの花公園では、来園者に楽しんでもらえるよう、たくさんの花を植え、花を特色とした公園としての充実を図ります。
- 身近な公園である街区公園などの花壇は、市民活動による花壇の設置を推進します。

② 道路や河川などの花壇の充実

- 松戸駅西口デッキをはじめ松戸駅周辺の花壇について、本市の玄関口にふさわしい花壇として充実させます。
- 街路樹の植栽ます、河川沿いの空スペース、支所などの空スペースなどの花壇について、市民活動による花壇の設置を推進します。



公共施設などの花壇

(2) 市民による花いっぱいのもちづくりの推進

本市では花の愛護団体（99 団体：令和元年度末）が市内各所で花壇づくり活動をしていす。地域の花壇づくり活動は、花を楽しむだけでなく活動を通じた地域のコミュニティをつくり、またその活動にお年寄りが参加することにより、心のうるおいや健康の増進にも寄与します。また、個人で花を楽しむ人も多く、庭先の花は通りを散策する人たちの目を楽しませてくれます。

こうした花特有の機能をまちづくりに結びつけるために、市民や市民活動団体の花壇づくり活動を支援することで、花いっぱいのもちづくりを推進します。

①公園や公共施設における花壇づくり活動の支援

- 公園や公共施設での花壇づくり活動への花苗や資材を支援します。
- 学校や福祉施設における花壇づくり活動の支援を検討します。
- 市民活動団体や花の愛好家などの交流を促進することで、活動がより広がっていくことを目指します。
- 金ケ作育苗圃の活用による支援の拡充を検討します。
- （公財）松戸みどりと花の基金との連携を強化することで、より効果的な支援を検討します。
- 花の育成に関する講座を実施することで、花壇づくり活動への関心を高めます。

②地域を彩る身近な花のもちづくりの推進

- 個人の庭などを公開するオープンガーデンや道路沿いのガーデニング活動などの花でまちをつなぐ取り組みを検討します。
- 花を楽しむ市民を増やしていくための啓発に努めます。



花壇づくり活動

(3) 花の拠点づくり

本市には草花の生産を行う「金ケ作育苗圃」や花に特化された「東松戸ゆいの花公園」、また大規模な総合公園である「21世紀の森と広場」という、花のまちづくりにはとても好条件な資源が整っています。

これらの公園を「花の拠点」として位置づけ、それぞれの公園の役割を明確化し、特徴を生かし、花のまちづくりのために積極的に活用します。

①金ケ作育苗圃の活用

- 花のボランティアの育成など、市民活動の支援の拠点としての機能を充実させます。
- 花や樹木の育苗における効率的な生産方法を検討します。
- 花や樹木の知識を高める場としての機能や、身近なみどりの利活用を提案できる場としての機能を検討します。
- 市民に公開できるみどりとして、市民緑地制度の活用を検討します。



草花の生産



ボランティアによる種からの花苗づくり



ボランティアが活動するハーブガーデン

②東松戸ゆいの花公園や 21 世紀の森と広場の活用

- 花に特化された公園である東松戸ゆいの花公園について、花を学ぶ場としての機能を充実させます。
- 東松戸ゆいの花公園については、花の公園としての機能強化と（公財）松戸みどりと花の基金の公益目的事業の強化の視点から、（公財）松戸みどりと花の基金による維持運営管理を検討します。
- 21 世紀の森と広場には市内外から多くの来園者があり、更なる魅力アップを求められていることから、その一つとして花を活用した魅力アップを目指します。
- 東松戸ゆいの花公園や 21 世紀の森と広場における花の情報発信を充実させ、花による来園者増を図ります。

松戸花壇づくりネットワークは、市内各地域で花壇づくりをしている花の愛護団体が集まってできた組織で、2005年（平成17年）に設立されました（12団体：令和元年度末現在）。

市内の花壇づくり団体が交流することにより、現状の課題や認識の共有、花壇づくりに関する情報交換や人的交流の拡大などを図り、それにより各団体の活動が豊かなものとなり、松戸市全体の緑と花のまちづくりへと広がっていくことを目指しています。

それぞれの構成団体の地域の花壇活動のほかに、これまで東松戸ゆいの花公園での活動や、ちば国体における「おもてなしの花」育成活動、市役所庁舎前の花壇活動など、行政との協働で数々の成果を上げてきました。

■主な活動内容

1. 種からの花苗づくり

金ケ作育苗圃での月1回の作業の他、日々の水遣りを行っています。育てた花苗は、ネットワークに参加している団体が活動する公園などの花壇に植えられます。

2. 花づくり体験講座

市との共催で広く市民に向けて、金ケ作育苗圃で花づくりの基本を学ぶ全5回の講座を行っています。

3. 視察研修や花壇見学会

近隣の先進事例の視察や会員同士の花壇を見学することで、花壇づくりのアイデアや草花について学んでいます。

4. 緑と花のフェスティバルやまつど大農業まつりへの参加

各種イベントに参加し、花いっぱいのまちづくりの啓発に取り組んでいます。



1-4

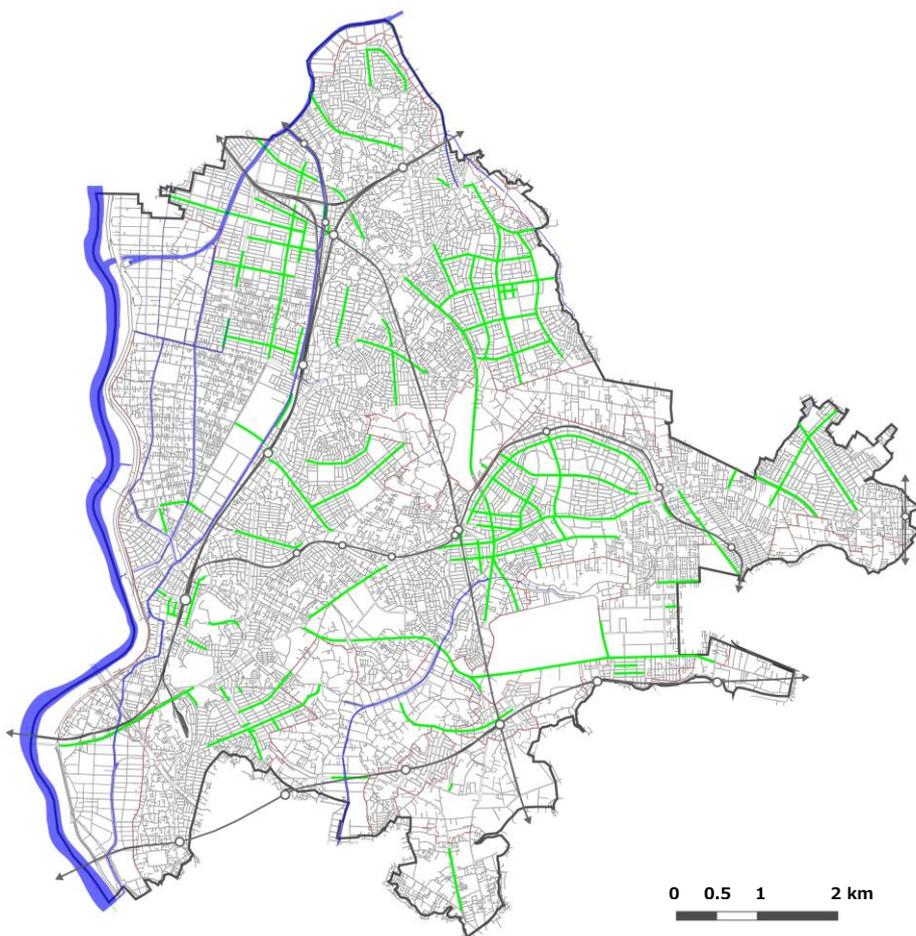
道路・河川のみどりを整備・管理する

■施策の考え方

本市は街路樹が多いことが特徴となっており、地域の魅力ある街並みを形成し、四季折々の風情を感じることができる身近なみどりとなっています。しかし、都市化による宅地開発が進んだ昭和30年から40年代に植えられた古い街路樹も多いため、適切な維持管理が課題となっています。また、坂川や新坂川、国分川などの市内の河川には、遊歩道が整備されており、多くの人に利用されています。

これらの道路や河川のみどりを生かし、うるおいのあるみどりのネットワークの形成を図るための整備と適切な維持管理を進め、緑陰による快適な歩行空間の確保や、季節感の演出、良好なみどりの景観形成などの役割を持つ、歩きたくなるウォーカブルなまちづくりを進めます。

■街路緑化現況図（高木）



けやき通り（常盤平）



常盤平さくら通り



新坂川緑道（新松戸緑道）

※市が管理する街路樹 延長：約70km 本数：約1万本（R2.3）

(1) 街路樹の整備・管理

重点

市民アンケートの結果から、街路樹は新緑や紅葉、快適な緑陰をつくるなど、市民から好意的に評価されている一方、剪定の仕方や歩道の歩きやすさなどについては、多くの問題点も挙げられていることがわかります。

また、常盤平や小金原をはじめとしたサクラやケヤキなどの街路樹は、老木化や生長による通行障害を生じさせているほか、伐採により良好な景観の維持が困難となっているケースもあります。

このため、街路樹が今後も地域の魅力ある街並み形成に寄与する重要なみどりとなるよう、グリーンベルトや駅前ロータリーとあわせ、適正な管理を進めていきます。



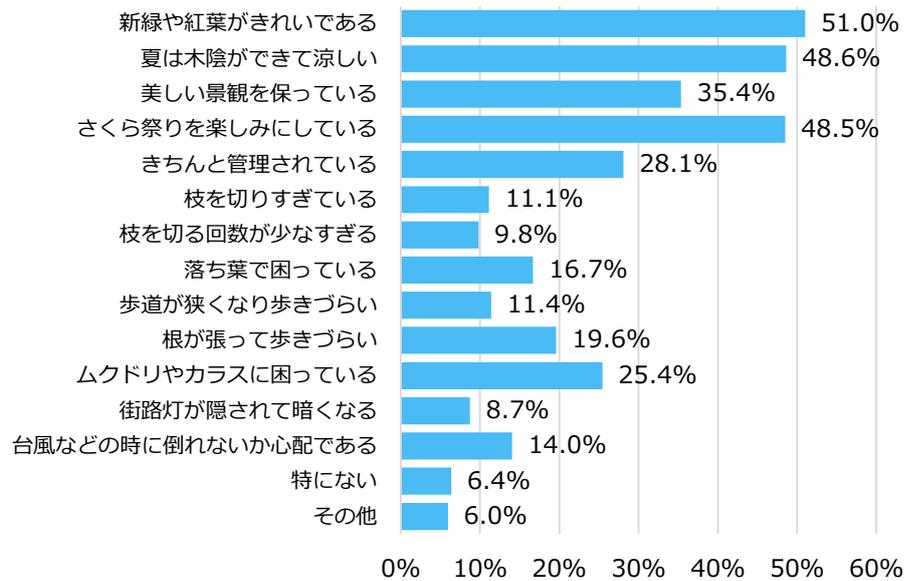
二十世紀が丘さるすべり通り



あめりかふう通り (小金原)

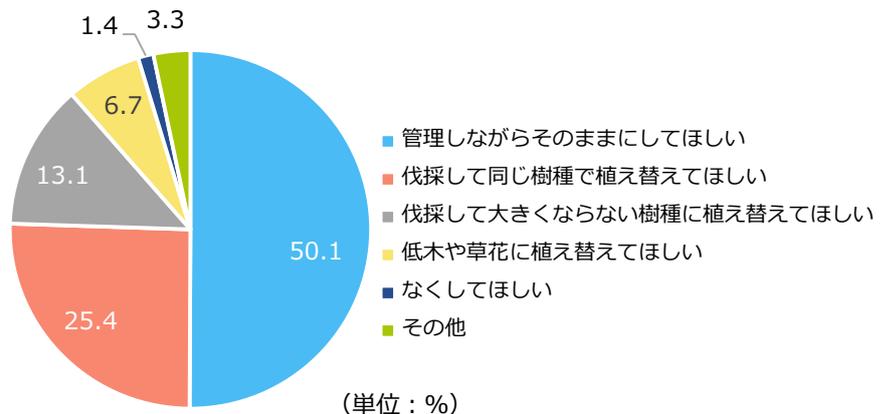


けやき通り (小金原)



市内の街路樹について思うこと

(出典：H30年度 市民アンケート)



大きくなった街路樹や老木となった街路樹への対応

(出典：H30年度 市民アンケート)

①地域のシンボルとなる桜並木の計画的な整備

- 日本の道 100 選にも選定され、松戸市景観計画において景観重要公共施設にも位置づけられている常盤平をはじめ、八柱や六実の桜並木は、さくら祭りの会場として地域活性化の資源としても重要な役割を担っているため、保全と活用に努めます。
- 老木化が進んでいる街路樹は、このままでは桜の花は徐々に少なくなり、祭りにふさわしい桜並木の景観維持が困難となることから、これまで通りの維持管理にあわせ、桜並木の再生を図るために計画的な整備を進めていきます。



常盤平さくら通り



紙敷さくら通り



六高台さくら通り



小金原さくら通り

景観重要公共施設

- 良好な景観の形成に重要な道路、河川、港湾、都市公園等の公共施設で、景観計画に位置づけられたものです。
- 景観計画では、景観重要公共施設の整備に関する事項や景観重要公共施設に関する占用等の許可の基準が定められています。
- 「松戸市景観計画」では、景観重要道路として、常盤平さくら通りのほかに、常盤平けやき通り、21世紀の森と広場公園通り、本土寺旧参道、景観重要河川として江戸川、坂川、景観重要都市公園として21世紀の森と広場、戸定が丘歴史公園が位置づけられています。

②街路樹の植栽・管理に関するガイドラインの策定

- 街路樹が持つ景観向上、環境保全、緑陰形成、防災などの多様な機能の発揮と安全性の確保の両立を目指し、将来にわたる維持管理コストの低減化を踏まえた街路樹の整備と管理に関するガイドラインを策定します。
- 街路樹の植栽・管理に関するガイドライン策定にあたっては、街路樹の周辺の状況や生育状況などに応じた適正な管理ができるようの方針を検討します。
- 街路樹に対する地域の様々な意見を踏まえ、専門家の意見を聴きながら、合意形成のあり方など街路樹についての市民の理解を促進します。

③街路樹の適正な維持管理

- 街路樹、駅前ロータリー、グリーンベルトの適正な維持管理を進めます。
- 樹木医などの専門家による街路樹診断を実施します。
- 病害虫の防除、ムクドリ対策などを進めます。
- 枯損した街路樹について、適宜、補植・植替えを実施します。
- 維持管理における近隣住民の参画や合意形成の仕組みを検討します。

④街路樹の更新

- 街路樹の伐採や更新は、地域の意見を聴きながら進める必要があることから、協議の仕組みを検討します。
- 樹木の健全な生長と、安全な歩行者空間の確保が両立できる植栽基盤の確保に努めます。



エンジュからサルスベリに樹種が変更された街路

⑤街路樹の整備に関する財源の確保

- 街路樹の計画的な整備を推進するには、多くの事業費が必要となることから、用途を限定した寄付金の活用や基金の創設など、広く財源確保の方法を検討します。

(2) 河川・水辺のみどりの整備・管理

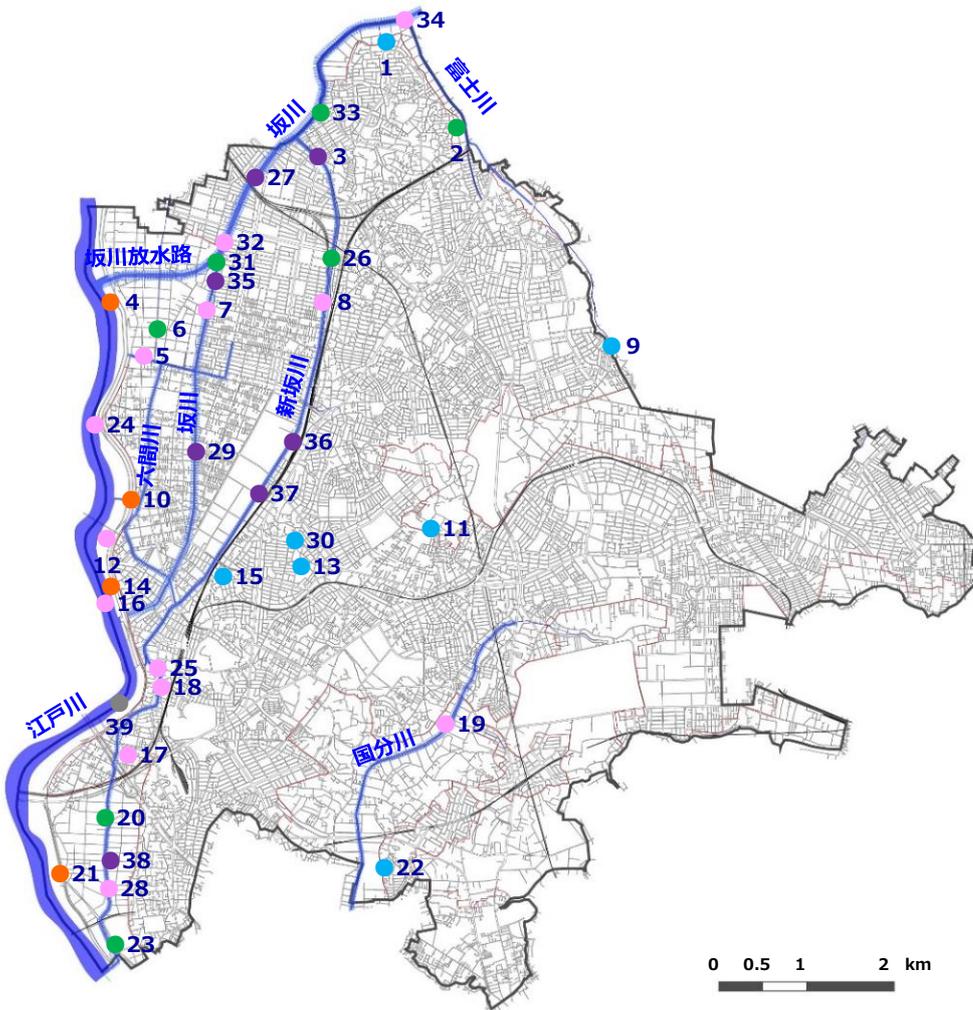
河川は地上に降った雨を安全に海まで流し、その過程の中で水は水道用水や農業用水として利用されます。同時に、河川には良好な景観形成、生き物の生息の場、にぎわいの創出、レクリエーション空間などの機能があり、河川があることで私たちはたくさんの恵みを受用することができます。

市内には、江戸川、坂川、新坂川、国分川、六間川などのたくさんの河川があることから、河川の機能がより発揮できるよう河川などの水辺のみどりの整備を図ります。

① 河川沿いの散策路や親水広場の整備・管理

- 快適に歩くことができる散策路や水と親しむ親水広場を整備と管理により、水辺のレクリエーション空間の確保に努めます。
- 河川沿いの散策路にはベンチや花壇を設置することにより、憩いの場としての機能を充実させます。
- 国分川や新坂川の桜並木など、水辺のみどりを保全します。

■ 河川親水施設位置図



- | | |
|---------|-------|
| ● 川の一里塚 | ● 遊水池 |
| ● 広場・緑地 | ● 散策路 |
| ● 親水護岸 | ● その他 |

■ 河川親水施設

1. 幸田（こうで）湧水
2. 富士川親水広場
3. 新松戸親水護岸
4. 川の一里塚（主水新田）
5. 六間川桜並木
6. 旭町水辺広場
7. 坂川親水プロムナード
8. 新坂川緑道
9. 大清水（おおしみず）湧水
10. 川の一里塚（古ヶ崎）
11. 千駄堀湧水広場
12. 江戸川松戸フラワーライン
13. 宮ノ下湧水
14. 川の一里塚（樋野口）
15. 竹ヶ花雷電湧水
16. ふれあい松戸川
17. 小山親水水路
18. 坂川中流部カワツザクラ並木
19. 国分川サクラ並木
20. 坂川親水広場
21. 川の一里塚（矢切）
22. 秋山湧水
23. 柳原親水広場
24. 水辺の健康エコーロード
25. 春雨橋親水広場
26. 新松戸親水施設
27. 横須賀親水施設
28. 坂川・四季の道休憩施設
29. 栄町多目的護岸
30. 上本郷湧水
31. 坂川分派親水緑地
32. 坂川放水路・桜桃並木
33. 大金平親水緑地
34. 坂川・富士川遊歩道
35. 新松戸多目的護岸
36. 中根親水護岸
37. 北松戸親水護岸
38. 坂川緑化護岸
39. 松戸緊急船着場



新坂川



新坂川緑道



坂川親水プロムナード



国分川の桜並木



横須賀親水施設（坂川）



矢切四季の道（坂川）

②湧水などの整備・管理

- 湧水を保全するとともに、水循環や生態系の環境について学習する場としての周知を図ります。



秋山湧水



幸田湧水

③雨水浸透施設・貯留施設の設置

- 雨水は地下に浸透・貯留されることで、洪水の軽減が図られるだけでなく、地下水や湧水が保全・回復されることにより豊かな生態系の回復にもつながることから、短時間強雨等により雨水が一度に河川に流入しないよう、雨水浸透施設・貯留施設の設置を推進します。

市内の主な河川について

■江戸川

関宿付近で利根川と分岐し東京湾にそそぐ江戸川は、その水が松戸市民の飲み水になっているとともに、たくさんの生き物が生息する豊かな自然環境を有し、かつ市民のレクリエーションの場としても機能している、松戸市民にとって貴重な河川空間となっています。

この江戸川を管理する国では、川を軸とした地域連携を深めた地域振興に取り組んでおり、千葉県や松戸市などの沿川自治体とも連携して、自然学習・レクリエーションの場の整備やイベント活動等、河川空間の整備と保全を進めています。



江戸川の河川敷



「さくらの里親」制度による桜並木

1. ふれあい松戸川 (流水保全水路)

ふれあい松戸川は、松戸市をはじめ首都圏の水道水源となっている江戸川の水を安全で良好な水質にするため、汚れのひどい坂川河川水を下流へバイパスする水路です。

この水路の目的の1つに「動植物の豊かな生息空間の創出(江戸川の水質改善を図り、生態系の保全創出を行うこと)」があり、「自然な川の姿になっていること」「江戸川の自然環境にマッチしていること」「人間の関与は最小限にし自然の力に任せること」をテーマに、地域の皆さんと一緒に川づくりを考え、人と自然とのふれあいの場となるようにつくられました。現在は、多くの動植物の生き生きとした姿や開放的な空間とふれあうことができる憩いの場として、また都市の中で自然観察や環境教育に活用できる場として利用されています。

2. サイクリングロード (松戸野田関宿自転車道線)

江戸川の堤防上にはサイクリングロードが千葉県によって整備され、サイクリングやウォーキングに利用されています。

沿川には、休憩施設となっている「川の一里塚」や、江戸川とその水を守るための施設である「松戸排水機場」、動植物の豊かな生育空間となっている「ふれあい松戸川」、また伊藤左千夫の「野菊の墓」の舞台にもなった「矢切の渡し」など、たくさんの見どころがあります。



主水新田川の一里塚

3. 江戸川松戸フラワーライン

松戸市では、古ヶ崎浄化施設の設置にあわせ、1995年（平成7年）に施設の一部を利用して花畑をつくりました。地元の町会や河川愛護団体、また多くのボランティアの皆さんの協力の中、河川敷の石拾いから始まったこの取り組みは、現在では約2haの面積に、春はポピー、秋はコスモスの花が一面に咲く花の名所になっており、花の季節には多くの人でにぎわっています。



4. 江戸川左岸河川敷緑地（スポーツ広場）

江戸川の河川敷には、野球やサッカーなどのスポーツ利用のニーズに応えるために、松戸市がスポーツ広場を整備しています。週末には、大人から子どもまで多くの利用者が、自然の中の開放的なグラウンドで、さわやかに汗をかいています。



5. 河川水辺の国勢調査

江戸川は、都市河川の中では比較的多くの自然が残されています。また「ふれあい松戸川」のように、新たに動植物の豊かな生息空間の創出がなされている場所もあり、江戸川は本市の豊かな自然環境を構成する大切な河川空間となっています。

国では河川の利用実態とあわせ、河川における生物の生息・生育・繁殖状況を把握するために、1990年（平成2年）より定期的に「河川水辺の国勢調査」を行い、河川環境の基礎データとして収集・整理することで、その後の適切な維持管理などに反映させています。

■坂川

昭和30年以降、坂川は、洗剤などの泡が浮遊し悪臭が発生するととても汚れた川でした。このような、水質の悪化した坂川を、生物にも人々にも優しい昔の姿に再生させながら、人々が集う水辺空間を創出することを目的に千葉県・松戸市・市民の協働により、坂川再生事業が始まりました。その取り組みの内容は、水際に生き物の生息地を整備すること、川の清掃活動をするなどにあわせ、水辺の生物にふれあうことができるよう川岸へ降りるための階段護岸や桜並木、遊歩道の整備なども一体的に行うというものです。

現在、植物と生物が生息できる良好な河川環境を徐々に取り戻し、沿川ではお祭りが行われるなどににぎわいをみせています。



■国分川

国分川は、上流部の浸水被害の軽減を図るために、平成6年度から河川の幅を広げる改修を行いました。改修の際には地域の方々とワークショップを行い、生物の生息・生育環境に配慮した多自然護岸をつくりました。その結果、水生植物が繁茂し、生物の生息が可能となり、自然豊かな河川の景色を味わうことができるようになりました。

今では一年を通して、毎日多くの方がウォーキングに訪れます。また、2004年（平成16年）には市民ボランティアと行政との協働で、川沿いの土手に桜の植樹を行い、現在は桜まつりが開催されるほどに立派に生長し、新たな桜の名所となっています。



1-5

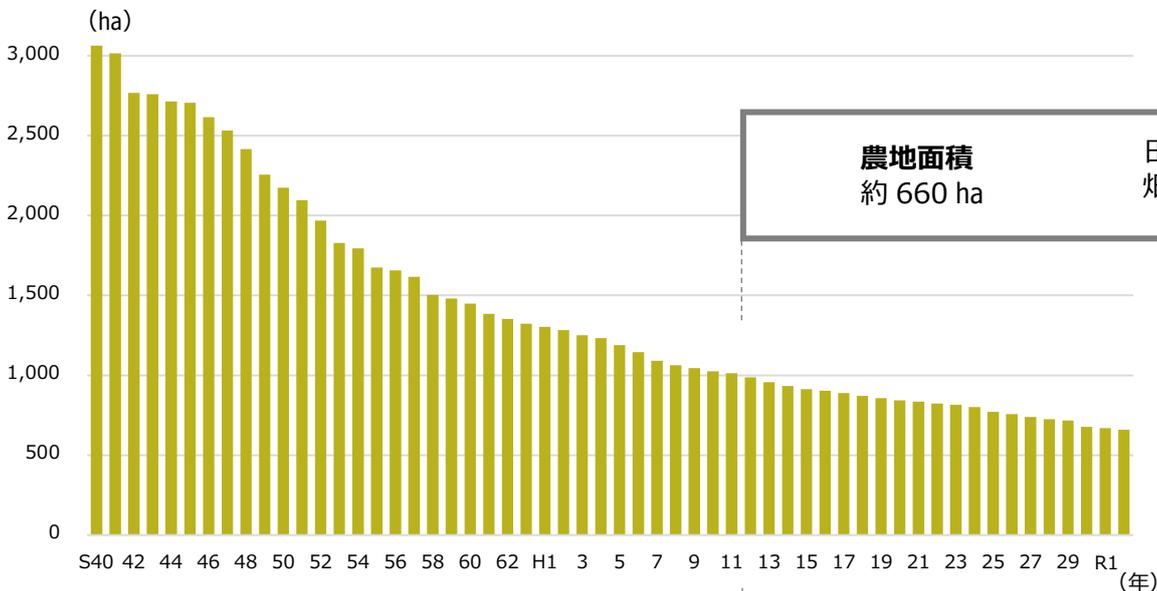
都市農地を保全する

■ 施策の考え方

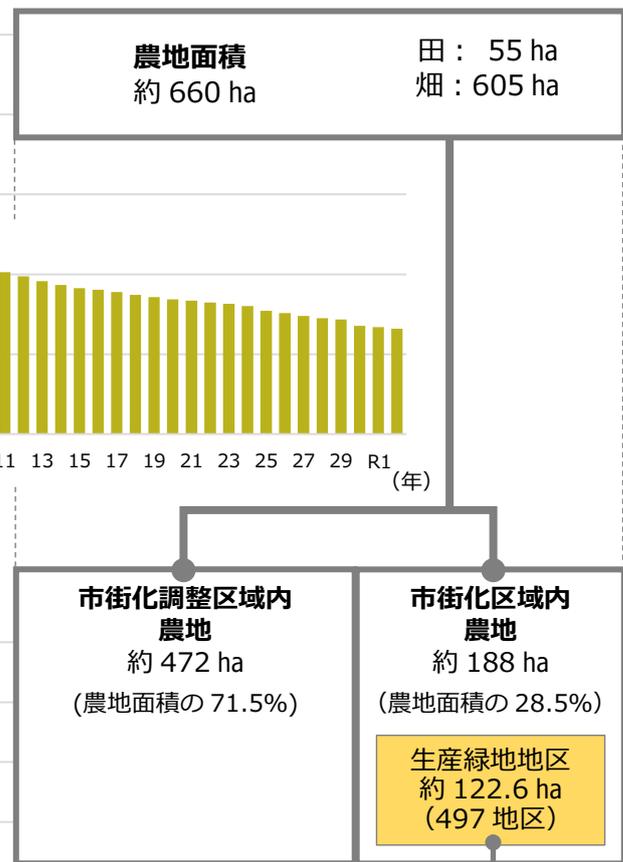
都市農地は、新鮮な農産物を供給するだけでなく、気候調節や雨水浸透と水の循環、生き物の生息の場、防災・減災機能、良好な景観形成などの多様な機能を有する「みどり」であり、都市には欠かせないものです。しかし、本市の農地面積は農業を営む方の高齢化や後継者不足、また相続税の負担などの理由により減少傾向が続いています。

本計画においては、「松戸市都市農業振興計画」（平成31年3月策定）に基づき、「みどり」の観点から「農」がより市民にとって身近な存在となるように、都市農地の保全と有効な利活用の促進を図ります。

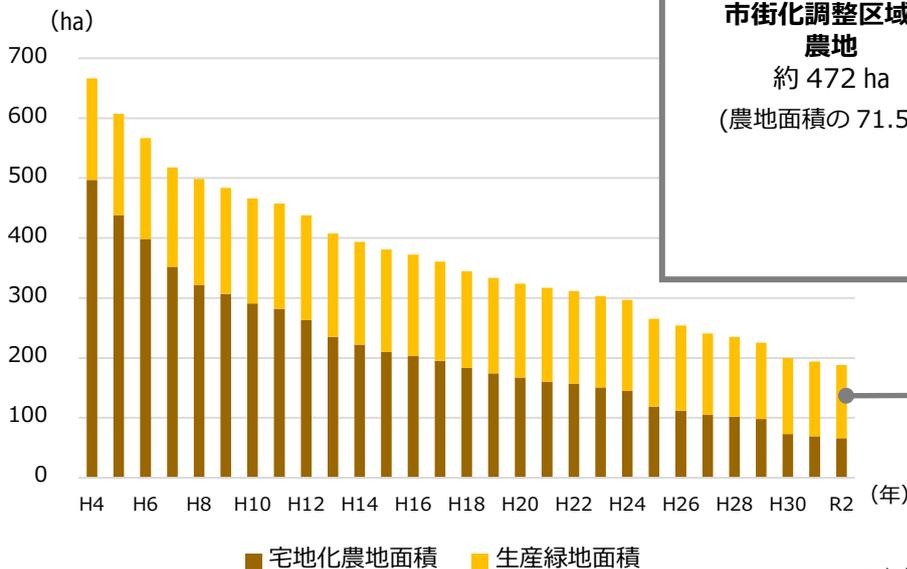
■ 農地面積の推移



■ 土地利用（農地）の状況



■ 市街化区域内農地面積の推移



※出典：R2 年度固定資産概要調書

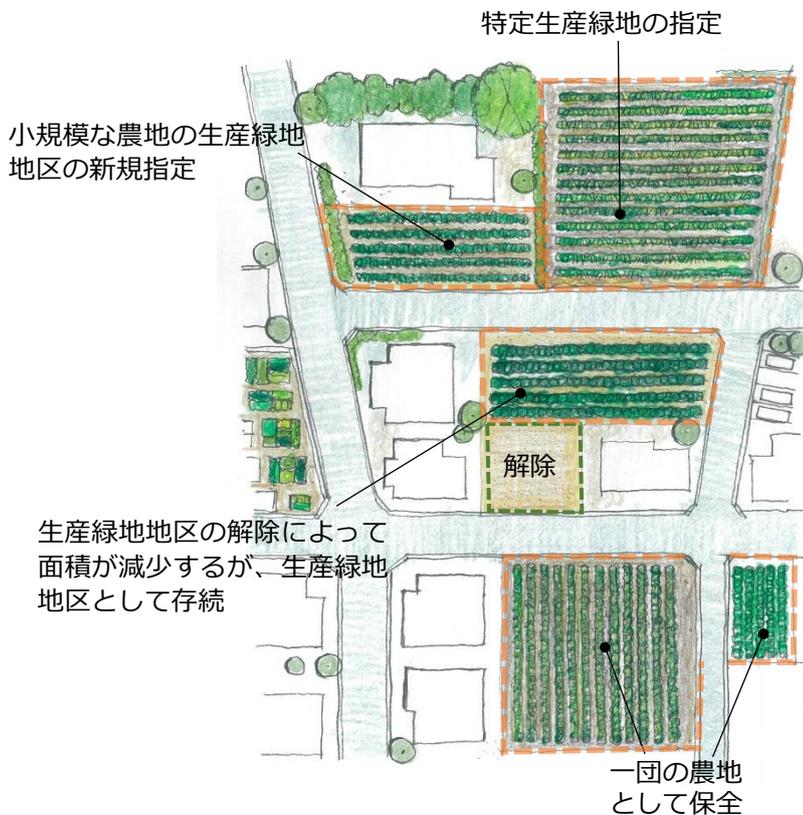
(1) 都市農地の保全

都市化が進んだ本市では、農地が持つ多様な機能が発揮されることで都市農地の価値が高まることから、都市農地の保全を図ります。

①生産緑地・特定生産緑地制度の活用

- 市街化区域内の農地を保全するために、所有者の意向を把握しながら、生産緑地地区の新規指定を進めます。
- 最低面積要件を 300 m²として、生産緑地地区の指定に努めます。
- 指定後 30 年が経過する生産緑地地区については、引き続き税制上の優遇が受けられる特定生産緑地の指定を推進し、市街化区域内の農地の保全を図ります。

■市街地における農地の保全イメージ



生産緑地地区（秋山）



生産緑地地区（二十世紀が丘美野里町）

生産緑地

- 市街化区域内において、緑地機能を持つ農地を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資することを目的とした都市計画の制度であり、営農を継続することにより農地として保全されるものです。
- 生産緑地地区の最低面積要件は 500 m²でしたが、小規模な農地でも保全の対象とするために、本市では条例を制定することで最低面積要件を 300 m²としました。➡2019 年 10 月施行

特定生産緑地

- 指定後 30 年が経過する生産緑地地区の土地所有者などの意向により特定生産緑地に指定することで、買取の申出ができる期間が 10 年延長され、引き続き、税制上の優遇を受けながら営農が可能となります。

②都市農地の貸借円滑化

- 高齢化や後継者不足により農業者が減少している中、2018年に「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」が制定されたことにより、意欲のある農業者や事業者等が生産緑地を借りて営農できるようになったことから、営農がしやすい新たな制度運用を検討し、都市農地の保全を図ります。

都市農地貸借制度

- 都市農地（生産緑地）を借りてみずから耕作する場合、契約期間経過後に農地が返ってくるので、安心して農地を貸すことができます。
- 相続税納税猶予を受けたままで農地を貸すことができます。
- 都市農地で市民農園を開設する場合（都市農地を借りて開設する場合）、農地所有者から直接借りることができます。

③市街化調整区域内農地の保全

- 市街化調整区域内の農地は比較的まとまった面積を有しており、生産性においてはもちろん、みどりが持つ多様な機能の発揮が期待されることから、遊休農地の解消に取り組みます。
- 遊休農地やその予備軍である耕作放棄地を減らすために、意欲的な農業者が農地を利用できるように、農業委員及び農地利用最適化推進委員と連携し、農地銀行を活用することで農地の利用集積を推進します。



市街化調整区域の農地（旭町）



市街化調整区域の農地（千駄堀）



市街化調整区域の農地（中矢切）



市街化調整区域の農地（大橋）

(2) 農とふれあう場づくり

民間事業者との連携を含め、市民の農作業体験・学習、交流の場となる市民農園の設置を支援します。

また、利用者が農作物を栽培し、収穫することができる体験型農園や観光型オーナー農園、新たな取り組みとして、福祉事業との連携による農地利用などを推進します。

①市民農園・体験型農園などの確保・活用

- 市民が農を通じてみどりとふれあう機会を提供するために、農作業体験ができる市民農園や体験型農園の利用を促進します。
- 市民農園の開設を希望する農地所有者に対して、開園のための支援を行います。
- 市民農園を設置した農地所有者に対して、適正な管理運営のための支援を行います。



市民農園（常盤平）



民間事業者が運営する体験農園（八ヶ崎）



体験型農園（紙敷）



観光型オーナー農園（五香）

②福祉事業などとの連携

- 農地には自然との関わりを通じて、心の健康、体の健康に役立つ機能があることから、都市農業がどのように福祉に貢献できるのかを検討し、社会福祉事業との連携を推進します。

③学校などでの農作業体験の奨励

- 子どもたちの農作業体験は、食と農のつながりを理解し、自然を愛する心を育む貴重な体験の場になることから、学校などでの農作業体験を奨励します。

(3) 都市農業の多面的機能の理解促進

都市農業には、ゆとりやうるおいを求めるライフスタイルや価値観の広がり、相次ぐ自然災害を経た防災意識の向上などにより、都市における、安全・安心で良好な生活環境を形成する貴重な緑地としての役割が求められています。

このため、より良い生活環境の形成に寄与する多面的な機能を、目に見える取り組みで発信することにより、都市農業に対する市民の理解を深めていきます。

① 農業イベントの開催

- 農業関係団体と協力して、「まつど大農業まつり」や「緑と花のフェスティバル」、「松戸まつり」などのイベントを実施し、本市の農業と農産物をPRします。



まつど大農業まつり

② 市民との連携による都市農業の理解促進

- 本市の農業の理解促進と課題解決に向けて、援農ボランティア団体への支援策の検討など、市民との連携を模索します。



③ 食育の推進

- 松戸市食育推進計画の「食の大切さと郷土のすばらしさを知り、生涯を通じて健やかに生きる」という基本理念のもとに、「地産地消」と「農作業体験」を推進します。
- 松戸の農産物を知ってもらうことや食べてもらうことは、農家への感謝の気持ちを持ち、地域への愛着にもつながることから、地産地消を推進します。
- 日常で欠かすことのできない「食」と、それを支える「農」をあわせて学ぶことでみどりの理解はより深まることから、特に子どもたちへの学校給食などでの松戸産農産物の活用や、市民農園、学校農園、観光農園などでの農作業体験を推進します。



農作業体験

④ 災害時の防災機能の活用

- 災害時における延焼の防止や地震時における避難場所になる機能や、雨水を浸透・貯留する機能など、都市農地が有している防災に関する多面的機能の活用を検討します。

⑤ 農の活用の研究

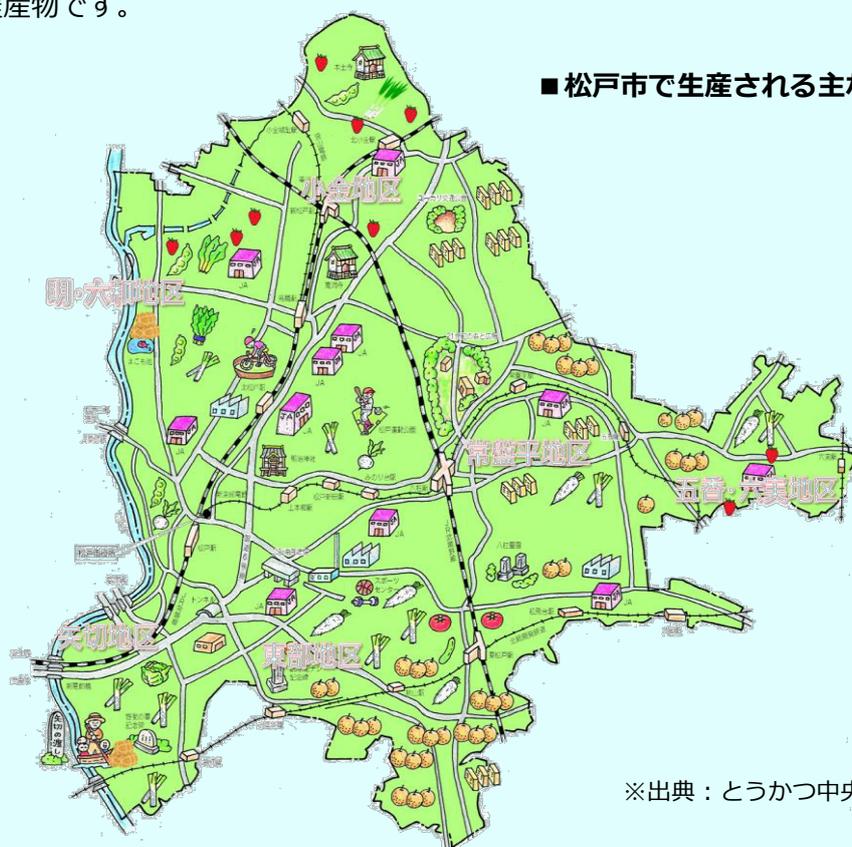
- 「農」が生かされる場をつくることにより都市農地への理解が促進されるよう、農地でない「農」を活用した取り組みを研究します。➡P92
- 松戸の農産物の品質の向上や加工品の開発、販路の多角化により、農産物のブランド化を推進します。

松戸市は市域全域が都市計画区域となっており、市街化区域、市街化調整区域の両区域で農業が営まれています。市内全域において農業が営まれていることにより、生産地と消費地が近く流通の面でメリットがあります。このメリットを生かして、野菜の直売所や梨やぶどう、えだまめなどの観光農園が多数開かれており、多くの市民に松戸産の農産物を味わってもらえるよう、地産地消の取り組みが進められています。

また、全国的に知名度の高い梨の観光農園では、8月上旬から10月の下旬にかけて、木で熟した甘い梨を自分で収穫して食べることができ、毎年、多くの方々が梨の収穫を楽しみに観光梨園を訪れます。

そのほか、「矢切ねぎ」「あじさいねぎ」「松戸えだまめ」などが松戸を代表するブランド農産物です。

■ 松戸市で生産される主な農産物



※出典：とうかつ中央農業協同組合

まつどの梨

二十世紀梨の原産地として知られています。現在、幸水、豊水、かおり、新高など多数の品種が栽培されており、みずみずしく甘い梨です。



矢切ねぎ

(地域団体商標 2007年)
白身が長く、太く旨味があり「焼いてよし、鍋でよし」といわれる高級ねぎです。



あじさいねぎ

(登録商標 2004年)
本土寺(あじさい寺)にちなみ名付けられました。味わい深く、彩りが鮮やかなねぎです。



松戸えだまめ

県内有数の枝豆生産地。茶豆系、青豆系など多品種を栽培。生産技術の向上と美味しさを追求しています。



1-6

公共施設や民有地のみどりを整備する

■ 施策の考え方

みどり豊かな街並みを形成していくためには、公園や樹林地、農地のみどりの整備や管理だけでなく、庁舎や学校等の公共施設や、市街地の多くを占める民有地のみどりの創出と保全が必要です。

庁舎や学校などの公共施設は多くの市民や子どもたちが利用することから、みどりの量を確保するだけでなく、みどりとふれあう中でみどりへの理解を高める取り組みを進めます。

民有地においては、制度などの誘導的手法によりみどりの量を確保するとともに、良好な景観形成、生き物の生息の場、雨水の浸透など多様な機能が生かされる質の高いみどりの創出を進めていきます。

(1) 公共施設のみどりの整備・管理

みどりの量の確保と、公園だけでは不足するニーズに対応するために、様々な公共施設や公共用地において、みどりの整備と管理を進めます。

また、学校のみどりには、子どもたちが木や花、生き物などの自然の教材から様々なことを学ぶ重要な役割があり、学校ごとに工夫を凝らしたみどりの創出と管理を行っていることから、環境教育につながるみどりの活動を支援します。

① 公共施設の敷地におけるみどりの創出・管理

- 公共施設の外周部などで、花壇や緑のカーテンなどの良好なみどりの創出に努めます。
- 公共施設の整備にあわせ、グリーンインフラの視点による質の高いみどりの創出に努めます。

② レクリエーションに対応するオープンスペースの整備・管理

- スポーツなどのレクリエーションに対応するため、公共施設や公共用地でのオープンスペースの確保と管理に努めます。

③ 駅前のみどりの創出

- まちの玄関口となる駅前には、花壇の設置、花木の植栽など、工夫を凝らしたみどりの創出に努めます。



千駄堀多目的スポーツ広場



東部クリーンセンターに設けられた東部スポーツパーク



秋山駅前

④学校におけるみどりの整備・管理

- 学校生活の思い出に残る記念植樹を支援します。
- 緑のカーテン、ビオトープづくりなど、子どもたちのみどりの活動を支援します。



地域のシンボルとなっている
高木小学校のクスノキ

(2) 制度による質の高いみどりの確保

重点

みどり豊かな街並みを形成するためには、市域の多くを占める民有地のみどりを豊かにすることが必要であることから、関連する制度や計画における規制・誘導などの手法を活用し、みどりの創出と保全を図ります。また、みどりの機能が有効に生かされるよう、グリーンインフラの観点から、より質の高いみどりの創出に努めます。

①宅地開発事業等に対する緑化指導基準などの強化

- 「松戸市宅地開発事業等に関する条例」に基づく緑化指導基準を、質の高いみどりの創出の視点で見直します。
- 地区計画制度や緑地協定制度などの活用を検討します。

②景観計画・景観条例によるみどり豊かな景観づくり

- 景観法及び松戸市景観条例・景観計画に基づき、一定規模以上の建築物の建築等の行為に対して、良好な景観を形成するよう誘導を図ります。
- 松戸市景観条例に基づく景観形成推進地区の指定を目指し、積極的に良好な景観形成を推進します。
- 景観法に基づく景観協定制度の活用にあたっては、緑化に関する基準を設け、みどり豊かで良好な景観形成を推進します。
- 市民や事業者の景観づくりへの参加を促進し、その活動を支援します。



一般住宅（新松戸）



共同住宅（牧の原）



事業所（松飛台）

③緑化支援制度の拡充

- 生け垣づくりの助成など、沿道緑化を支援することで、みどり豊かな景観形成を推進します。
- 既存のブロック塀から生け垣へ改修を促進することで、地震などの災害から市民を守ります。
- みどりの機能を生かした「緑のカーテン」の取り組みを支援します。
- 工場などの事業所に対する緑化支援策を検討します。

④緑化技術の導入などによるみどりの確保

- 屋上緑化や壁面緑化などの緑化技術を活用したみどりの創出を推進します。

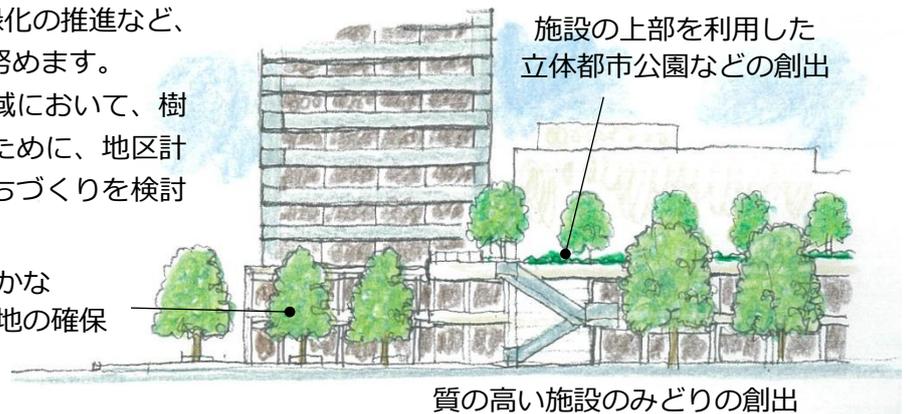
⑤優良なみどりの創出を促進する仕組みづくり

- 事業所など民有地における優良なみどりを、支援と連動して表彰や認定をする制度を検討します。

⑥まちづくりの手法を活用したみどりの確保

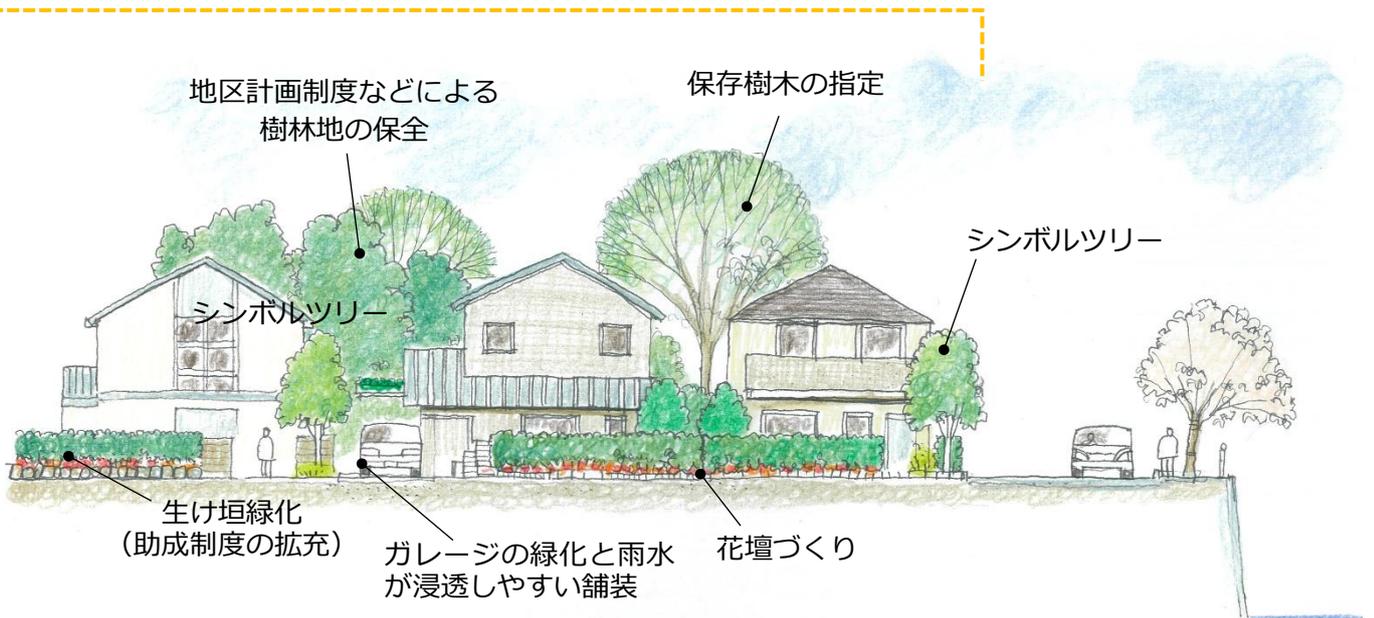
- 駅周辺の市街地整備事業などにあわせて、公園や公開空地の確保、緑化の推進など、質の高いみどりの創出に努めます。
- 一定のまとまりのある区域において、樹林地や農地の保全を図るために、地区計画制度などを活用したまちづくりを検討します。

みどり豊かな
公園や公開空地の確保



■みどり豊かな街並みづくりのイメージ

まとまりのある地域における
みどりを確保する制度の活用



⑦保護樹木・景観重要樹木などの指定推進

- 巨樹・古木を保全するため松戸市緑の条例に基づく保護樹木の指定に努めます。
- 地域の自然、歴史、文化等からみて、樹木の外観（樹高や樹形）が景観上の特徴を有し、地域の良好な景観の形成に重要であるものなどは、景観法に基づく景観重要樹木の指定に努めます。
- 保護樹木や景観重要樹木の指定を促進するために、制度の周知と市民による提案（情報提供）を求めています。
- 歴史的に貴重な樹木や古墳などの保全を図るために、文化財の指定・登録に努めます。
- 指定・登録された保護樹木、景観重要樹木や文化財をPRする取り組みを進めます。



保護樹木（花蔵院のクロマツ）

保護樹木

- 松戸市緑の条例に基づき、市内に点在し、地域で親しまれているシンボルとなる樹木を保全するために指定します。
- 指定期間は3年以上となっています。

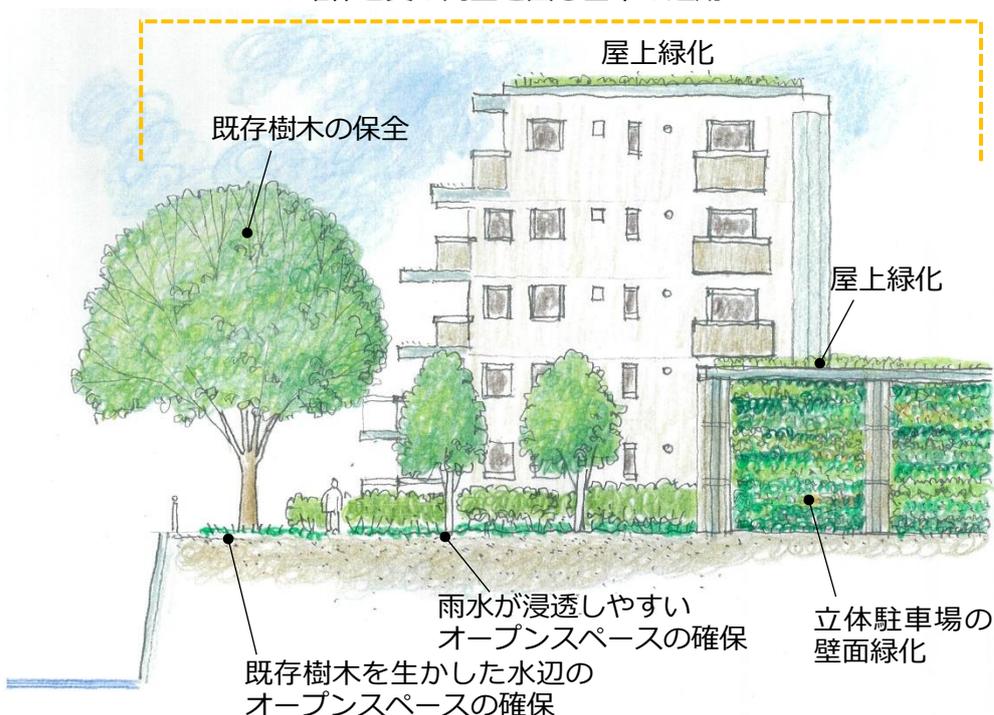
景観重要樹木

- 景観法に基づき、景観上重要な役割を持つ樹木を次の世代に確実に伝承するため、景観計画に定める方針に基づき指定します。



保護樹木（大勝院のイチヨウ）

開発行為などに対するみどりの確保と質の向上を図る基準の運用



市天然記念物（東漸寺のシダレザクラ）

基本方針 2

ワンランク上のみどりをつくる

2-1

地域に愛され、まちづくりに貢献する公園をつくる

■ 施策の考え方

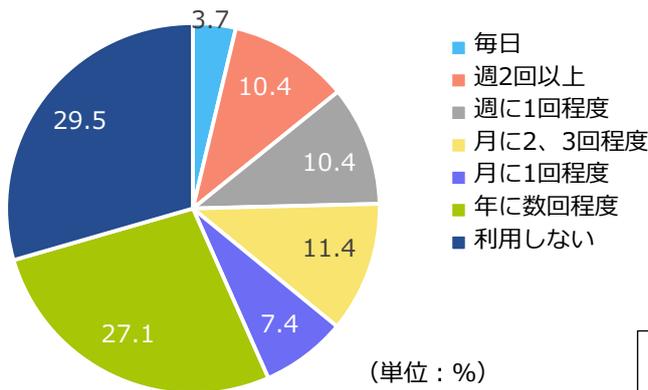
市民アンケートの結果から、特に30歳未満の若い世代にみられるように、近所の公園が必ずしも身近な場所になっていないことがわかります。

公園には、レクリエーション機能や防災機能、生物多様性の保全など、多様な機能があることから、その効果を一層引き出す利用がなされれば、地域における公園の価値も高まります。

このため、地域のニーズや特性に応じて公園を使いこなし、公園が暮らしに欠かせない居場所となるとともに、地域に愛され、まちづくりに貢献するよう、従来の管理・運営の手法にとらわれない新たな手法を取り入れた公園づくりを進めます。

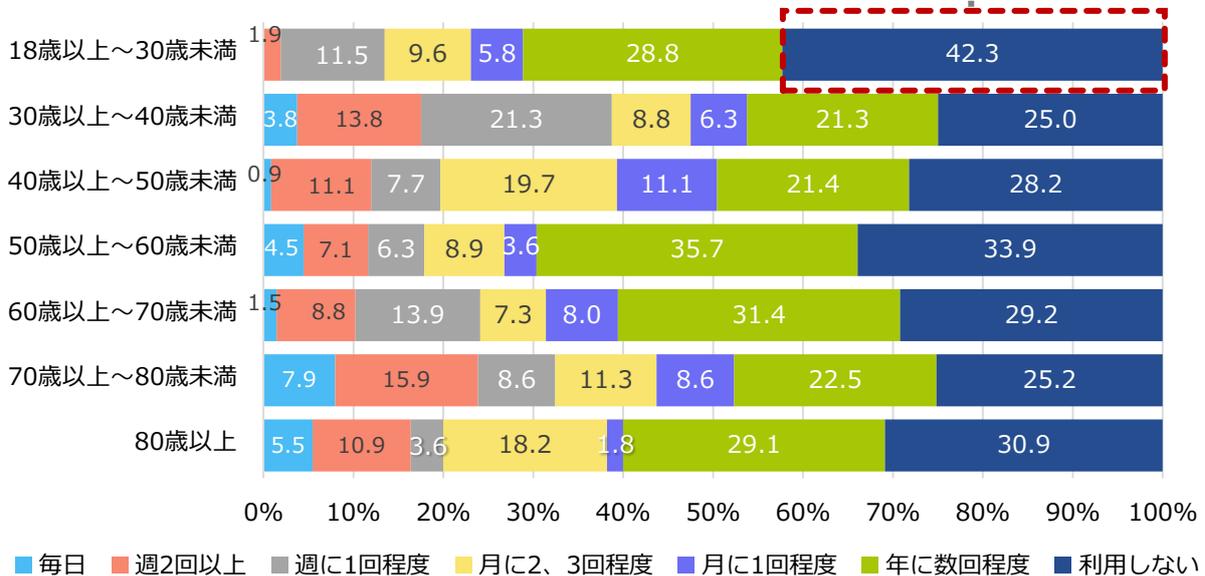
近所の公園の利用頻度（市全体と年代別）

（出典：H30年度 市民アンケート）



東松戸中央公園

- 特に、30歳未満は「利用しない」が4割以上
- その他の年齢層も、3割程度



(1) 公園を活用した地域のまちづくり

重点

公園が持つ多様な機能をその地域のために発揮することは、公園の利用価値を高めるだけでなく、安全で快適な地域のまちづくりにつながります。

今後は、これまでの行政による画一的な管理運営にとどまるのではなく、市民や市民活動団体や民間事業者による主体的な管理運営や周辺施設との連携など、新たなマネジメント手法による効果的かつ魅力的な公園づくりを目指します。

①公園の魅力を育む仕組みづくり

- 地域住民との連携によって、地域のニーズに対応できる新たな公園の活用方法やマネジメントのあり方を研究し、身近な公園の魅力アップを目指した計画づくりを進めます。
- サウンディング型市場調査によるニーズの把握や、指定管理者制度の活用、公園協議会の設置、公募設置管理制度（Park-PFI）の活用など、公園の特性に応じた管理運営の手法により、公園の魅力アップを図ります。

②市民や市民活動団体による公園の管理運営

- これまでの公園での清掃や除草、花壇づくり活動だけでなく、子ども菜園の設置や、安心安全の視点からの植栽管理、記念植樹など、地域住民による積極的かつ自主的な公園の利活用を促進します。
- 地域住民による公園のマネジメントやローカルルールづくりを支援します。
- 子どもたちの体験や遊びの場として公園の利用を充実させるために、子育て支援活動団体などとの連携を図ります。



東松戸ゆいの花公園の公園協議会によるイベントの開催

「使いやすくなる」の理由として挙げられた主な意見の概要

- 受け身ではなく、自分たちで主体的にでき意識が高まる。
- 公園の利用者がルールを共有することで管理運営がスムーズに行うことができる。
- 自分たちでルールをつくり運営していこうという意識ができたら大きな変化で、公園が使いやすくなる。
- 町会が中心となって自主管理できると良い。
- 集まりなどがしやすくなる。

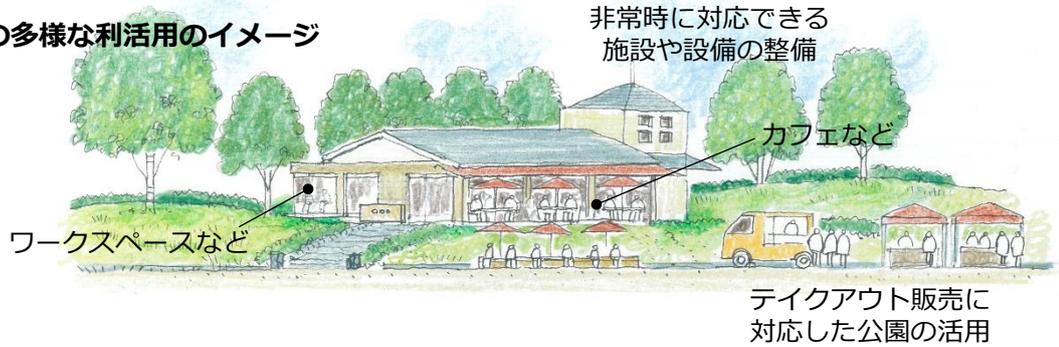
自主的なルールで公園は使いやすくなるか

(出典：H30年度 市民活動団体アンケート)

③多様な利活用に対応できる公園づくり

- 民間事業者などとの連携によって、地域の利便性や魅力の向上に寄与する公園の利活用を検討します。
- みどりが持つ機能を生かしながら、働く場、健康づくりの場、地域の経済活動の場などの多様なニーズに対応する施設整備や、柔軟な管理運営に努めます。
- 災害などの非常時に対応できる公園づくりを検討します。

■公園の多様な利活用のイメージ



④周辺との連携やエリアマネジメントによる公園づくり

- 公園に隣接する施設や緑地との一体的な空間づくりと利活用、新たな運営手法などによる魅力的な公園づくりを推進します。
- 松戸駅周辺においては、地域における良好な環境の維持と価値の向上を目指すエリアマネジメントの視点から、地域住民や民間事業者などの地域の連携によるイベントの実施や維持管理活動への参加など、地域の活性化につながる効果的な取り組みによる公園づくりを推進します。
- その他の拠点的なエリアでは、公園を活用したまちの活性化に努めます。



ビアガーデン in 西口公園

民間施設

■公園と周辺の施設などとの連携イメージ



指定管理者制度

- 公の施設の管理者について、地方公共団体の指定する者（指定管理者）が管理を代行する制度です。

公園協議会

- 民間事業者の公園での取り組みや地域におけるローカルルールの調整などに対応する上で、公園管理者と地域の関係者が情報交換を行い、協議しながら公園に応じた活性化の方法や利用のルールなどを取り決めて実行していくための協議会です。

(2) 21世紀の森と広場の整備と管理運営（パークマネジメント）

重点

21世紀の森と広場は、1977年（昭和52年）3月に策定された「松戸市長期構想」において、自然と都市の調和を図り、より良い都市環境を創造するための「緑空間の拠点」として位置づけられ、千駄堀地区に残されていた固有の自然環境を守り育てながら、多様化した市民の文化活動やレクリエーション活動に対応できる「自然尊重型都市公園」として計画された約50haの都市公園であり、1993年（平成5年）4月の開園以来、年平均で60万人以上が市内外から訪れる、市を代表する公園となっています。

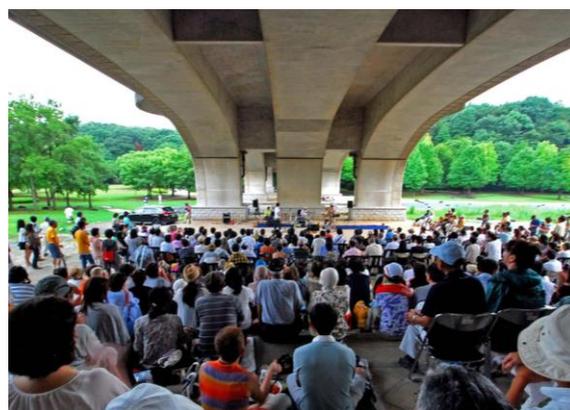
一方で、開園から30年近くが経過し、みどりを取り巻く社会情勢の変化に伴い、全国的にも都市公園に求める機能が変化しており、本公園においても、緑の空間インフラとしては環境の質に直接関わる生物多様性の保全や維持、レクリエーションの場としては新しい様式の高度なライフスタイルの実現に大きく関わる様々な公園施設（サービス）の機能や質的水準の向上など、新しいニーズへの対応が迫られています。

ただし、新しいニーズへの対応には新たな投資が必要となることを踏まえると、限られた財源による効果的な投資が前提であり、従来の管理運営方法では、新しいニーズへの対応、特に公園施設（サービス）の機能や質的水準の向上を図ることは難しいものと言わざるを得ません。

そこで本公園では、従来の公物管理の発想、仕組み、手法から脱却し、公民連携実務を基盤に据えて多様な主体が責任をもって実効性を高める方法で参画する「パークマネジメント」の仕組みの導入を検討します。



花修景



ドコでもシアター



松戸モリヒロフェスタ

① 目指す将来像とパークマネジメントプランの検討

- 「パークマネジメント」を導入し実践するために、公園が目指す将来像の実現のための具体的行動規範となる「パークマネジメントプラン」の策定を、以下の視点から検討します。
 - ・これまで守り育ててきた自然環境をベースとした、更なる保全・活用と生物多様性の向上
 - ・進化するライフスタイルに順応できる公園としての機能と空間
 - ・老朽化した施設の改修に伴うユニバーサルデザインやインクルーシブデザインの導入と、ニーズにあわせた施設のサービス水準向上
 - ・防災機能等の様々な社会機能の持続性を実現するレジリエントな環境施設
 - ・多世代共創・多文化共生の地域づくりに資する市民交流拠点となる公園
 - ・市民が主体となる多様な活動の展開の場としての公園
 - ・自然環境を次の世代へ引き継ぐための環境教育と人材育成の場
 - ・国際水準の技術・施策の取り組みによるグリーンインフラとしての公園

② 基本的方向性と具体的取り組みの検討

- 目指す将来像を実現するための取り組みを検討するにあたっては、より実効性、持続力の高いマネジメントプランの策定に向けて、関与する主体や必要な整備などの具体的取り組みを検討します。

1. 公園の魅力を高める取り組み

- ・みどりの財産（公園の自然基盤）を守り、育てる
- ・既存の利用ゾーンを新たな魅力的空間として再生する
- ・多様な利用機会を発掘し、それに呼応する施設を検討する
- ・様々なメディア媒体を活用して速報性、普及性の高い公園情報を発信し続ける

2. 多様な機能で地域の魅力を高める取り組み

- ・自然の魅力を実感できる仕組みを構築する
- ・地域活動の拠点となる様々な場を用意し、育てる
- ・農的体験・創造活動の機会拡充を図る
- ・ヘルシーパークの創造に向けた取り組みを広げる
- ・多様な交流・学習の要求に見合う場の構築を行う
- ・市民の生命・財産を守る体制とレジリエントな機能を構築する

マネジメントシステムによる
効果的な管理運営の推進

3. 多様な主体が協働する新しいマネジメントシステムの構築と実践

- ・従来のマネジメントシステムを見直し、改善する
- ・多様な主体が協働できる組織や体制を構築する
- ・新しいマネジメントシステムを実践する

21 世紀の森と広場が目指す将来像

参考：令和 2 年 11 月松戸市都市公園整備活用推進委員会答申を要約

■生物多様性とは

生物多様性とは、生き物の豊かな個性とそのつながりのことを表す言葉です。

地球上には様々な生物が存在し、互いに影響を与えながらバランスを保って共存しており、この多様性があることで、食材の供給や、地球環境の維持など、私たちは様々な恩恵を受けることができます。

私たちは将来の世代のためにも生物多様性を守り、共生していかなければなりません。

■都市における生物多様性

生物多様性は海や山、川などの自然が豊かな場所だけでなく、本市のように都市化が進んでいる場所だからこそ重要な意味を持ちます。

水・大気の浄化、防災・減災、レクリエーションなど、みどりと暮らす豊かさはおよそ生物多様性もたらすものと言っても過言ではありません。

■生物多様性と 21 世紀の森と広場

1. 21 世紀の森と広場の意義

本市は都心から近い立地条件から、高度経済成長期以降の急激な人口増加に伴う都市化の波が都市のスプロール化をもたらした問題となっていました。そうした時代背景の中、1977 年（昭和 52 年）3 月に策定された「松戸市長期構想」の中で、21 世紀の都市像が描かれ、千駄堀地区に残された自然を守り育てながら多様化するニーズに対応できる都市公園として、市の中央部に 50ha を超える面積を有する「21 世紀の森と広場」が計画されました。この頃はまだ「生物多様性」という言葉は使われていませんでしたが、この地に自然尊重型都市公園がつけられた意義は、「生物多様性」の観点から、ますます大きくなっています。この松戸の地に代々引き継がれた自然を、私たちは守り育てながら積極的に活用していくことで、生物多様性の恩恵を享受し、みどりと暮らす豊かさを持続させていかなければなりません。

2. 21 世紀の森と広場の自然

この公園にはオオタカなどの猛禽類やニホンアカガエル、ヘイケボタルが生息し、珍しいランの仲間が自生しています。これらの動植物は生態系の豊かさの証しであり、その生態系は、台地と低地の境に連続的に残されている樹林地や、低地に湧き出る豊富な湧水、それが集まり小川となり流れ着く千駄堀池（人工）によって支えられています。この公園ではこうした豊かな自然の状態を的確に把握するためにモニタリング調査や湧水の調査を行っています。

これからも自然環境を的確に把握し管理計画に生かすことで、都市の中心部に生き物の生息生育環境を保全・再生し分布域を拡大する拠点として、本市の生物多様性の核となるこの公園の生物多様性の維持、向上に努めていきます。

3. 生物多様性の取り組み

①維持管理

エリアごとに「保全」「復元」「利活用」などの管理方針を定め、方針に応じた樹林地、湿地、水辺、広場などの維持管理を行うことで、自然環境を保全するとともに公園利用者に自然とのふれあいの場、レクリエーションの場を提供しています。

②普及啓発

公園の豊かな自然とパークセンターや自然観察舎を生かして、自然とふれあい、遊び、学べる様々なイベントやプログラムを提供しています。生物多様性だけでなく、広く公園の魅力や生き物に関する情報発信を行っています。

③外来種対策

園内にはモニタリング調査によってウシガエルやカダヤシなどの特定外来生物が確認されています。地域固有の生態系を保全するためには外来種対策が必要であり、展示などを通じて注意喚起などの啓発を行っています。



木道の自然観察会



ドンちゃん・グリちゃんの自然展

(3) 特色のある公園の整備と管理運営（パークマネジメント）

本市には歴史や文化などに関連する特色のある公園が多くあります。このような公園では、公園ごとの特性を生かした新たなサービスを提供することにより一層の利活用が期待できることから、市民や民間事業者などとの連携により、それぞれの特性にあわせた公園の整備と管理運営を推進します。

①松戸中央公園・相模台公園

- 「新拠点ゾーン整備基本計画」に基づき、豊かな既存樹木の保全に配慮するとともに、グリーンインフラを活用し、新しい拠点にふさわしい多様な暮らしに対応できる快適な空間づくりを進めます。
- にぎわいの創出や憩いの場など、新拠点ゾーンのみどりの核となる公園に求められる多機能性を発揮するため、多様な主体（市民、民間事業者、市民活動団体、町会・自治会、協議会、大学、行政など）が参画し活動できるマネジメントの仕組みを検討します。
- 利用者へのサービス向上の観点から、公募設置管理制度（Park-PFI）などの民間活力の活用を検討します。



松戸中央公園

②戸定が丘歴史公園

- 「戸定邸庭園保存活用計画」に基づき、戸定邸（2006年：国指定重要文化財）や戸定邸庭園（2015年：国指定名勝）の適切な保存と活用を推進します。
- 「松戸市景観計画」において景観重要公園として位置づけられていることを踏まえ、戸定邸からの眺望、四季折々に変化する自然、千葉大学と一体化した樹林地などの景観特性を生かした保全・整備を進め、周辺との景観上の一体化を進めることでその価値を増進させます。
- 戸定の文化財や景観は本市にとっての大きな観光資源であることから、市民活動の継続と拡充、民間との連携、隣接する千葉大学との連携などを通じて、それぞれを生かしたにぎわいを創出します。



戸定が丘歴史公園

公募設置管理制度（Park-PFI）

- 飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度です。
- 都市公園に民間の優良な投資を誘導し、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上、公園利用者の利便の向上を図る新たな整備・管理手法です。

③根木内歴史公園 ・ 大谷口歴史公園

- 空堀や土塁など戦国時代を物語る歴史遺産や、樹林地や湿地など多くの動植物が棲む豊かな自然環境を生かした公園の整備と管理運営を推進します。
- 根木内歴史公園での「市民との協働による公園づくり」は市内外から高い評価を受けており、今後も先進的モデル事業として、多くの団体が直面している活動する人の高齢化など、公園における市民活動の課題解決に向けて努力していきます。



根木内歴史公園



大谷口歴史公園



根木内歴史公園におけるボランティアの活動状況

④東松戸ゆいの花公園

- 花に特化された公園として、花による魅力の向上だけでなく、花を学ぶ場としての機能も充実させます。
- 金ケ作育苗圃や 21 世紀の森と広場とあわせ、花の拠点としての積極的活用を推進します。
- 公園協議会による活動を積極的に推進し、花壇活動やイベントなどを通じて、地域と公園ににぎわいを創出します。



公園管理センター（マグノリアハウス）



ボランティア活動



結いの花フェスタ



講座などの催し

⑤松戸運動公園

- 指定管理者制度などの活用により、スポーツや公園内でのレクリエーション利用のニーズに対応する施設の適切な維持管理や創意工夫による管理運営を進め、多くの市民に身近なスポーツ活動の場の提供とサービスの向上を図ります。



松戸運動公園

2-2

松戸駅周辺のみどりを再生・活用する

■ 施策の考え方

松戸駅周辺は、都市の顔となる地域であり、みどりの資源にも恵まれています。しかし現状では、核としての魅力が欠けており、みどりの豊かさが感じられず、みどりの資源が生かされていない状況となっています。

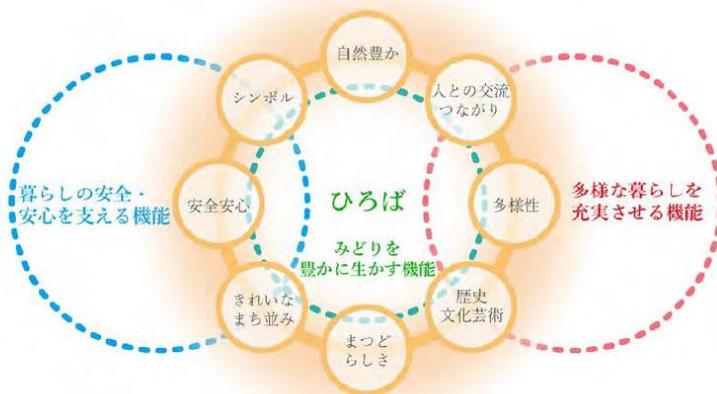
特に新拠点ゾーンにおいては、松戸中央公園などの豊かなみどりを生かしながら、時代の変化に応じた、市民の多様な暮らしを充実させる機能や空間を整備していきます。



(1) 新拠点ゾーンのみどりの創出

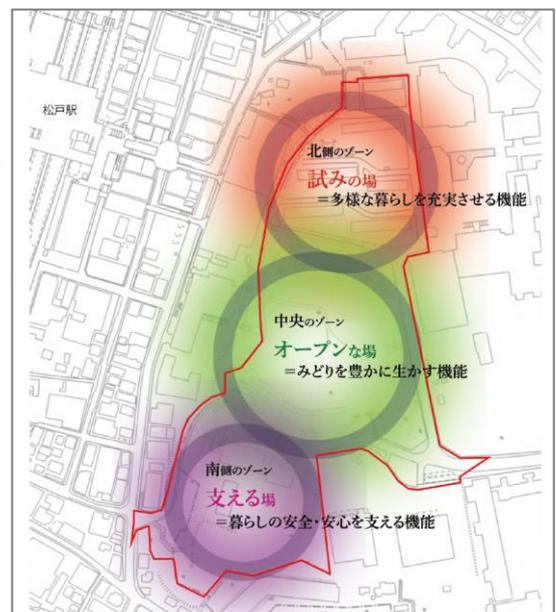
重点

新拠点ゾーンでは、松戸中央公園などの既存のみどりと、新たに創出されるみどりが一体となり、「みどりを豊かに生かす機能」を踏まえた空間形成を図るとともに、グリーンインフラの視点に基づく整備を行います。



■ 新拠点ゾーンの集積機能イメージ (上) 新拠点ゾーンを支える3つの場 (右)

※出典：「新拠点ゾーン整備基本計画」



①ゾーンの核となる松戸中央公園などの配置

- 松戸中央公園や相模台公園などの公園のみどりや、建築物の外構植栽などのみどりが一体となるような配置計画を検討します。
- 既存のみどりの保全や地域の歴史性に配慮します。
- 防災の中核及び被災時の対応拠点となる災害対策機能をはじめとして、各種災害対応を補完するための場所として活用し、レジリエンスの機能を確保します。

②多様な機能と一体的に活用できるみどりの創出

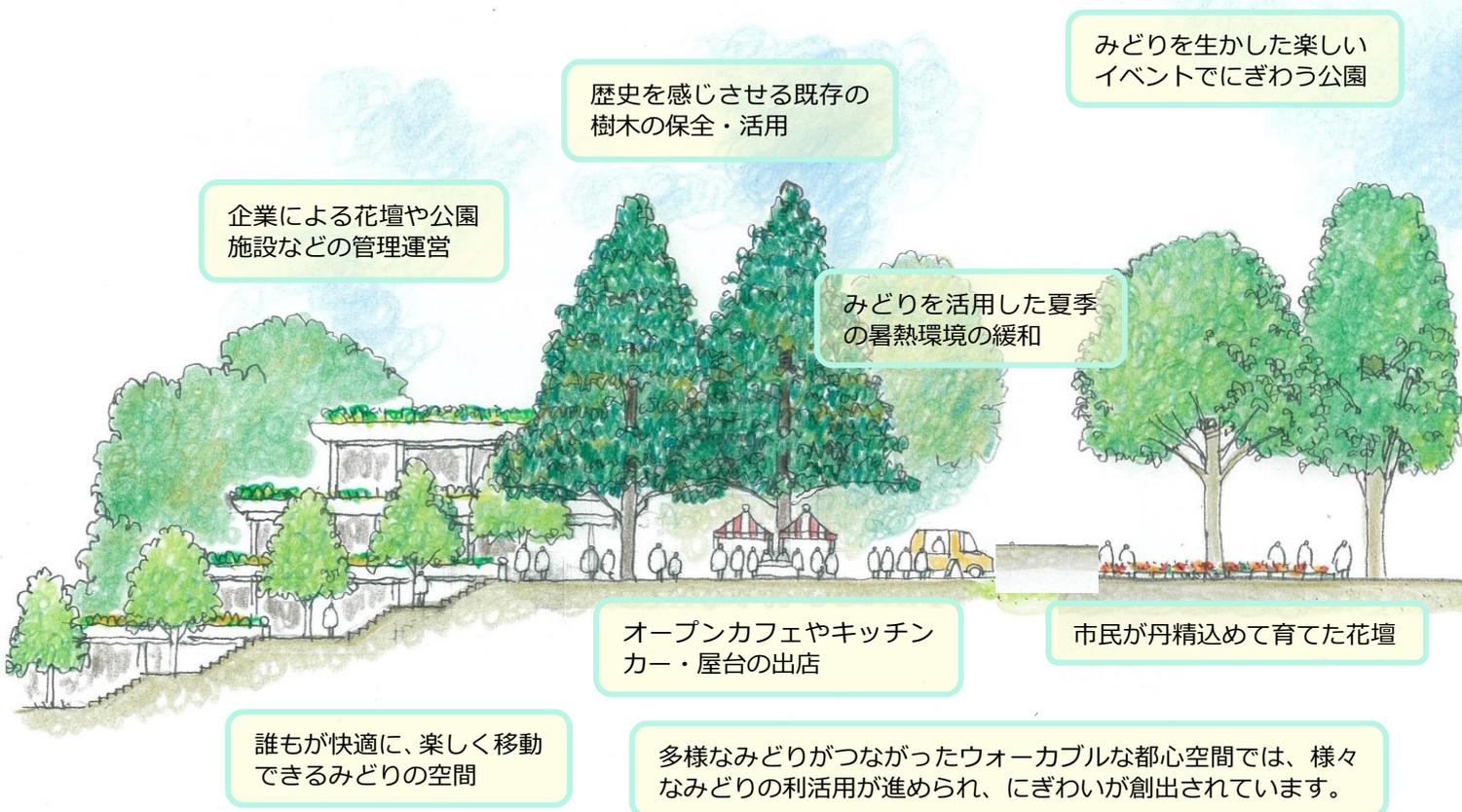
- 誰もが気軽に利用できる空間として、図書館やギャラリー、ホールなどの文化機能と一体的に活用できるオープンスペースを確保し、多様な過ごし方が実践できる空間を創出します。
- 新拠点ゾーンに設置される各施設では、屋上緑化を設けるとともに壁面緑化などを行い、公開空地や公共空間が一体となったみどりを創出します。

③グリーンインフラの整備

- 減災や地下水の貯留に貢献する雨水の一時貯留や、浸透の促進を図るみどりを整備します。
- みどりを活用した夏季の暑熱環境の緩和を図ります。
- 災害時の被災者や帰宅困難者の一時的な避難地としての機能を確保したみどりのオープンスペースを整備します。

■新拠点ゾーンのみどりのイメージ

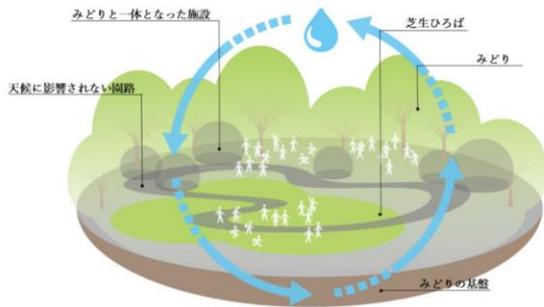
※あくまでイメージであり、確定しているものではありません。



(2) 松戸駅周辺のみどりと水辺のネットワークの形成

松戸駅周辺の回遊性と魅力を高めるために、新拠点ゾーンや千葉大学園芸学部、戸定が丘歴史公園の豊かなみどりと、江戸川、坂川などの水辺の資源を結び、みどりと水辺のネットワークの形成を図ります。

■グリーンインフラのイメージ



※出典：「新拠点ゾーン整備基本計画」

■広域的なネットワークとシンボル軸



※出典：「新拠点ゾーン整備基本構想」

多様なライフスタイル・ワークスタイルに対応したオープンスペースの創出

健康や創造性が向上するみどりのオフィス空間

松戸中央公園と周辺施設が一体となってつながるみどり

音楽やストリートカルチャー、野外アートなどにふれることができ、多様なイベントが行われる芝生広場

みどりを感じながら仕事をする
ことができるサテライトオフィス
やコワーキングスペース

芝生広場

農園で採れた地元野菜や梨を使った
スイーツを提供するレストラン

地下水の貯留に貢献する雨水の一時貯留や、浸透の促進を図るみどりの整備

災害時に帰宅困難者の一時避難場所や
災害対策機能を確保した施設づくり

2-3

里やまのみどりの新たな価値を創造する

■ 施策の考え方

市内の樹林地では、市民による里やま保全活動が広がりを見せ、良好な維持管理により自然が回復し、レクリエーションの場となるなど、確実に地域の良好な環境が形成されてきています。

ただし、こうした樹林地であっても、活動している方々の高齢化、相続時における所有者の意識の変化などの課題への対応は今後も困難が予想されることから、樹林地の価値をさらに高め、森がかけがえのない地域の宝物となるような取り組みを推進することで、将来にわたって守られるみどりにしていく必要があります。

このようなことから、里やま活動の活性化と樹林地の利活用を促進し、新たな森での地域に密着したライフスタイルを創造するとともに、森の所有者を支援する取り組みを進めていきます

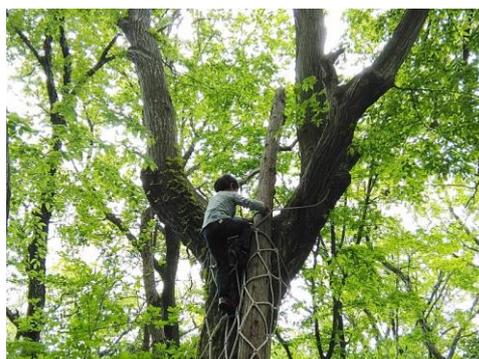
(1) オープンフォレストの継続・拡充

個人や企業などが所有する庭園などを一般に公開する取り組みをオープンガーデンといますが、オープンフォレストはその森（フォレスト）版です。普段入ることのできない個人の樹林地を所有者の協力を得て公開する取り組みで、本市では、里やま活動団体との連携によって実施しています。

今後も、理解と協力を得ながら、地域のみどりとして公開するオープンフォレストの継続と拡充を図り、多くの人に森と親しんでもらうことで、みどりを守る意義や課題への理解を促します。

① オープンフォレストの継続・拡充

- 市民による里やま保全活動を推進することで、公開する森を増やしていきます。
- 来場者を増やすために、森を楽しむ新しいプログラムづくりや、開催時期や回数、それぞれの森ごとの開催など、開催方法などを工夫します。
- 周辺の公園や緑地、公共施設などと連携した利活用を検討します。



「オープンフォレスト in 松戸」開催風景

■「オープンフォレスト in 松戸」とは

都市に残された貴重な森を、良好な生活環境を維持するための身近で大切な「みどり」として子どもたちに引き継ぐためには、多くの市民の理解が必要です。

このイベントは、森を身近に感じ、森を守る意義や課題、活動などを理解していただく機会として平成24年度から実施しています。

公開する森は、里やまボランティア活動が行われている森で、民有地のため普段は立ち入ることができませんが、イベントの期間中は所有者の協力を得て公開をしています。

■イベント内容

1. 森の公開

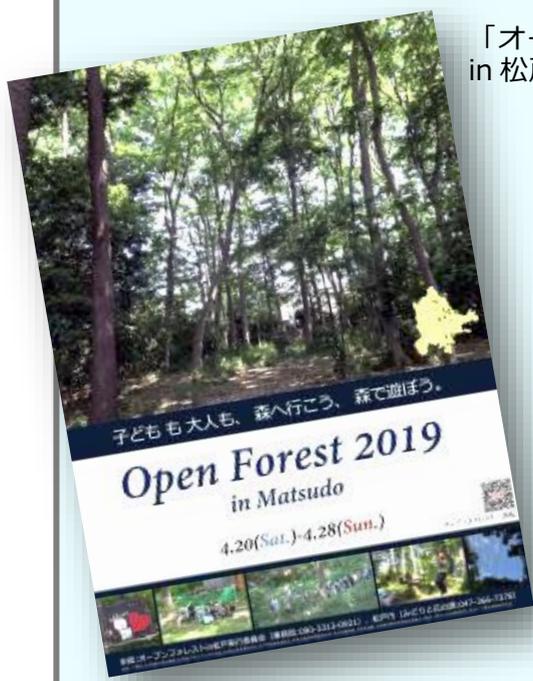
各森の活動日などにあわせて公開します。森では、自然観察や森の散策、里やま作業体験、ハンモックでロープ遊びや竹細工体験などができます。

2. 森の文化祭

里やまボランティア団体などの活動紹介や森の工作・写真展示、遊べる木のおもちゃなどを用意しています。

3. 森めぐりツアー

ボランティアによる数か所の森を巡るツアーを実施しています。



②新たなスタイルのオープンフォレストの検討

- 子どもたちの夢とあそびを受けとめる森づくりを目指します。
- 大人のサードプレイスになるような居心地の良い森づくりや多様なワークスタイルに対応した環境づくりを目指します。
- 世代間の交流や、異なる分野の活動間の交流など、活動の広がりが期待できる森づくりを目指します。
- 市民緑地制度などの仕組みを活用した常時公開型の森づくりを検討します。

■新たなスタイルの森づくりのイメージ



木の実小枝の工作



リースづくり



スラックライン



ジャンボブランコ



お芝居



皿回し



珈琲とクッキー販売

里やま活動団体の協力によって企画された里やまを利用した遊び場（囲いやまの森）

※写真提供：NPO 法人こどもっと松戸

(2) フォレスト・マネジメントの仕組みづくり

重点

樹林地の所有者は、日常的な維持管理やゴミの不法投棄、相続税への対応、さらには近隣からの苦情などへの対応に追われる中、森を所有し続けることが困難な状況にあります。

このため、所有者が森を所有し続けることができるように、里やま保全などの活動により森が地域に貢献するみどりとなり森の価値が高まることで、所有者のインセンティブにもつながら、新たなフォレスト・マネジメントの仕組みを検討します。

① 樹林地台帳の整備

- 樹林地を適切に管理するために、基礎的なデータを整理した台帳整備を進めます。

② 樹林地保全の評価システムの構築

- 樹林地の保全制度の適用や樹林地の公有地化、また公開する樹林地に対する支援強化など、樹林地保全の優先度を明確にするための評価システムを構築します。
- 評価に基づいた効果的な支援策を検討します。

③ 樹林地の管理支援の拡充

- 樹林地の管理支援のための助成制度の拡充や、既存の制度とあわせたより効果的な制度の再構築を進めます。
- 樹林地の所有者の意向確認や松戸ふるさと森の会などの関係団体との情報交換を行います。
- 樹木医などの専門家による森の診断を行い、健全な森づくりのためのアドバイスをします。
- アーボリストなどの樹林地の維持管理に必要な技術者の活用や養成を図るための仕組みを検討します。
- 伐採枝や落ち葉などをみどりの資源としてとらえ、その活用方法を検討します。
- 森林病害虫については、被害拡大を防ぐため早期発見に努めるとともに、適切な駆除及び予防対策を講じていきます。

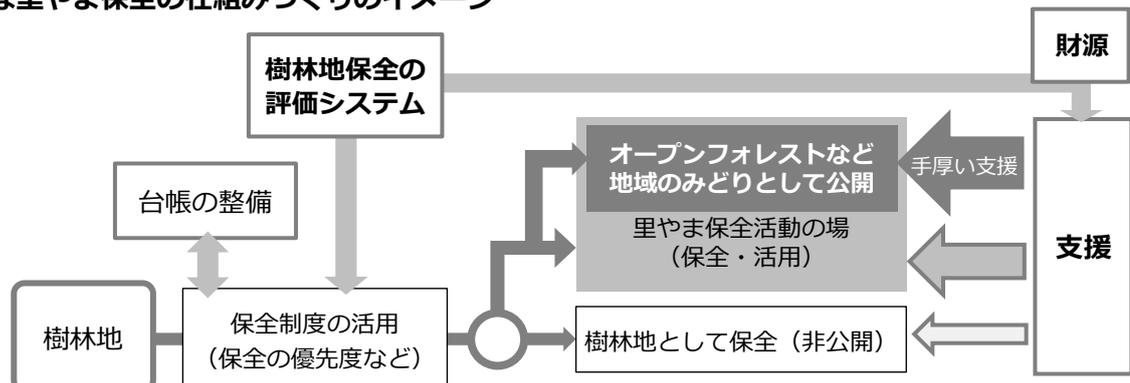
④ 里やまのみどりの利活用による新たな価値の創造

- 新たな森の活用方法やサービスを検討します。
- 新たな運用の仕組みづくりや里やま保全団体の法人化などの組織づくりを検討します。

⑤ 樹林地保全のための財源の確保

- 里やま活動団体などの森の担い手の確保・育成、公園などにおける木材利用の促進、オープンフォレストなどの森の公開イベントでの普及啓発などにかかる事業費には森林環境譲与税の活用を検討します。
- 樹林地の適正な管理をすることで台風などの災害から市民を守るために、樹林地の維持管理のための森林環境譲与税の活用を検討します。

■ 新たな里やま保全の仕組みづくりのイメージ



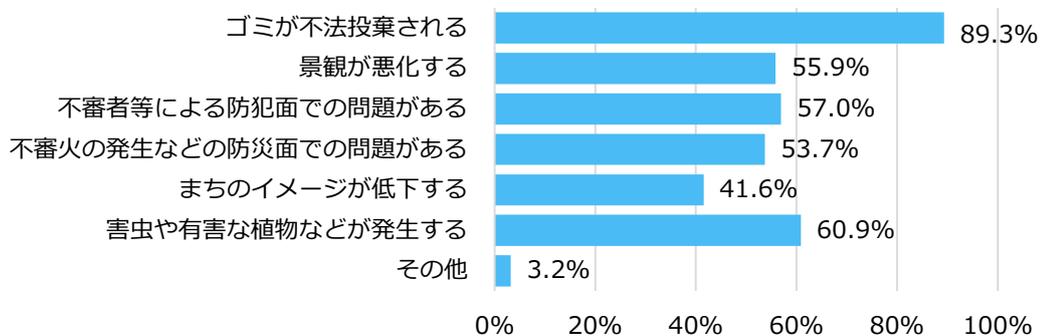
2-4

多様なニーズに応えるオープンスペースを確保・活用する

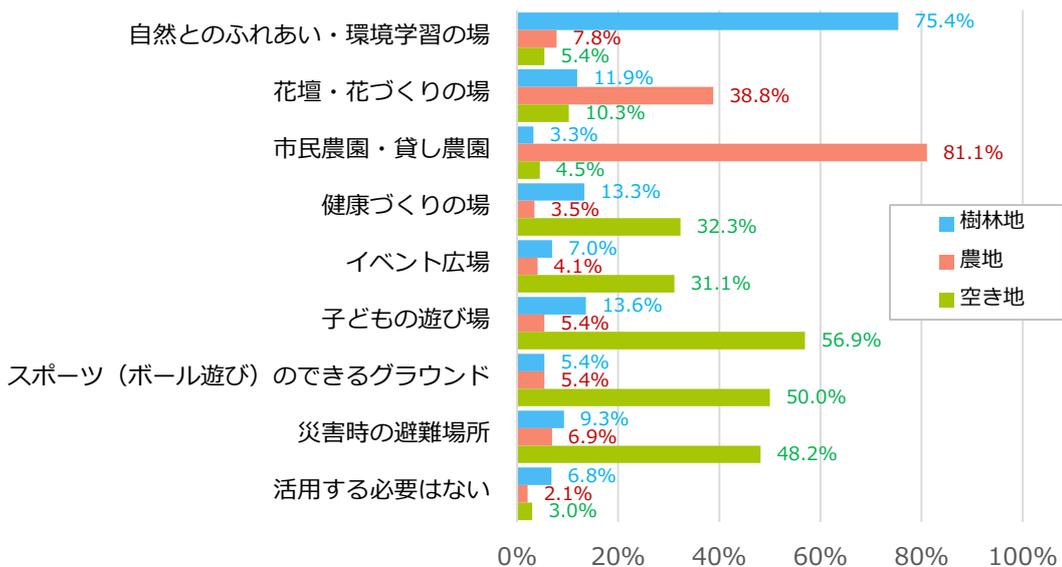
■ 施策の考え方

市内には土地利用の転換などにより生じる空き地や樹林地などの未利用地があります。市民アンケートの結果から、このような土地は、ごみの投棄などが懸念されていることがうかがわれます。同時に、樹林地については自然とのふれあい・環境学習の場、農地については市民農園・貸し農園、空き地については子どもたちの遊び場などとしての活用が期待されていることもわかります。

特に公園が不足している地域や、公園などの既存のみどりと一体的に利用することで相乗効果が見込まれる場所では、このような未利用地を利活用することで、子どもたちの遊び場としてや地域のコミュニティの活性化につながることを期待されることから、多様なニーズに応えるオープンスペースの確保と活用を目指します。



利用や管理がなされていない土地の問題点 (出典：H30年度 市民アンケート)



利用や管理がなされていない土地の活用 (出典：H30年度 市民アンケート)

(1) 多様なニーズに対応するオープンスペースの確保・活用

用地買収による公園用地の確保は現実的に難しい状況が続いており、それに代わる新たな手法によりオープンスペースを確保し、活用していきます。

① こどもの遊び場の活用

- こどもの遊び場について、子ども会や青少年相談員、子どもの活動支援団体などとの連携により、農園での農業体験など、子どもの体験・活動の場としての活用を図ります。
- 大学などとの連携により、こどもの遊び場の新たな活用方法について検討し、プランづくりとモデル事業を実施します。

こどもの遊び場

- 都市公園の補完施設として、周辺に公園がない場所に設置している。
- 基本的に遊具などは設置せず、こどもが自由に遊ぶための広場として開放している。

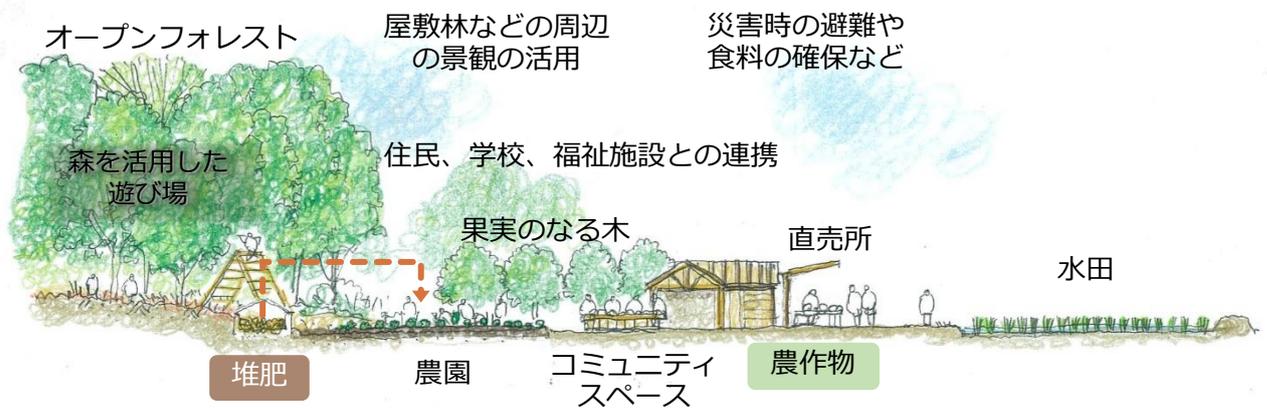


農園こどもの遊び場

② 農を生かした新たなみどりの創出

- 農を理解することは、人には欠かせない食への理解が進むことであり、また地域がみどりでうるおう喜びを感受できる人を育てることにもなることから、農を生かした新たなみどりの創出と活用を検討します。

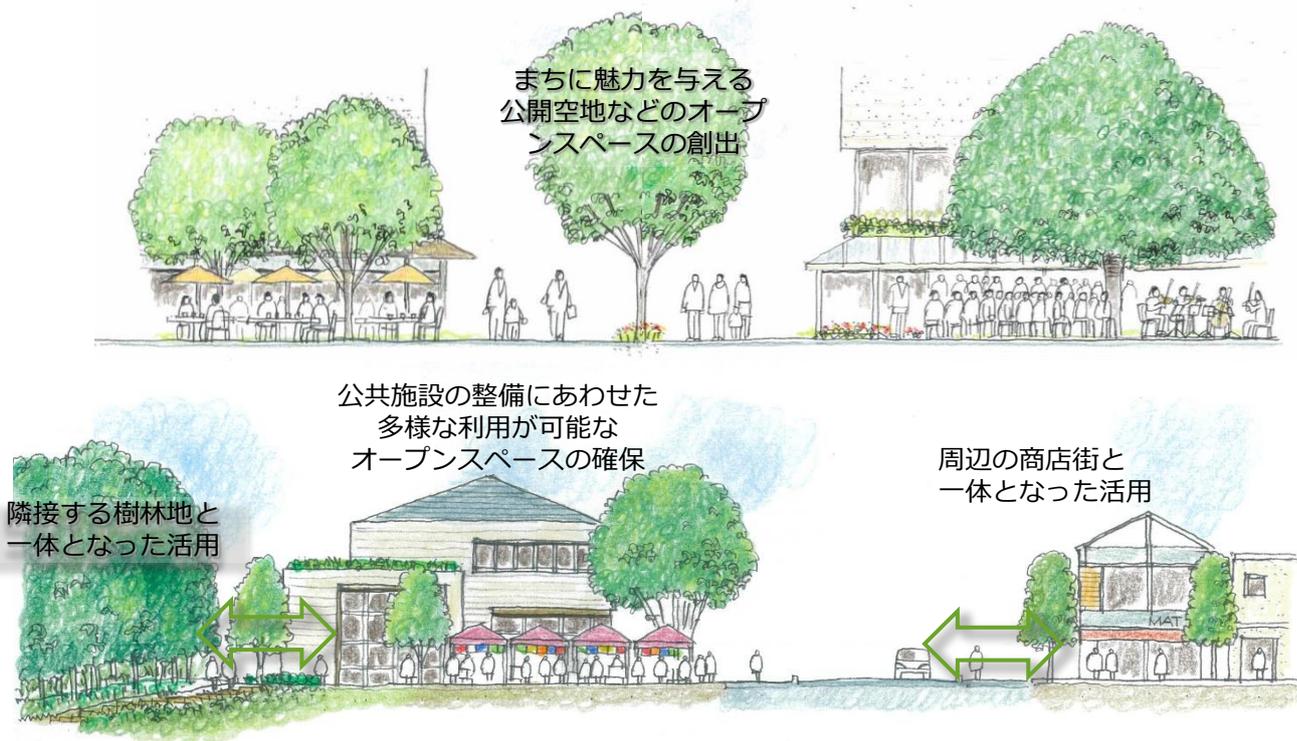
■ 農を生かしたパイロット事業のイメージ



③ワンランク上のオープンスペースの活用

- 駅周辺の市街地整備事業などにあわせて、多様な利用が可能な公開空地などのオープンスペースの確保と活用に努めます。
- 公共施設の整備にあわせて、周辺施設や緑地と一体となったオープンスペースの創出を図ります。
- 空き地などの未利用地や樹林地などの緑地、公園が一体となったオープンスペースの確保と活用を検討します。
- 新拠点ゾーンにおいては、公共施設や商業施設などの様々な施設とみどり豊かなオープンスペースの一体的な活用を図り、多様な過ごし方が実践できる空間を創出します。

■ワンランク上のオープンスペースのイメージ



④パイロット事業などの実施による新たな仕組みづくり

- 地域の防災やレクリエーションでの活用など、地域コミュニティの形成に資する新たなオープンスペースの創出を目指し、パイロット事業（試行的な事業）などを実施しながら、新しい仕組みを検討します。

■コミュニティガーデンのイメージ

防災、防犯、都市気象緩和、ごみ投棄防止、レクリエーション、
コミュニティ形成、食料の確保、地域の資産価値の向上など



(2) 市民緑地制度の活用と運営の仕組みづくり

重点

多様なニーズに対応する新たなオープンスペースの創出と活用に向け、都市緑地法に基づく市民緑地制度の活用を推進します。

① 市民緑地制度の活用

- 市民緑地には公園と同等の機能が期待できることから、特に公園が不足している地域における市民緑地制度の活用を検討します。→P42
- 市内には企業などが所有する優良な緑地があることから、こうした緑地を市民が利用できる空間として活用できるよう、市民緑地制度の活用を検討します。
- こどもの遊び場や自治会で管理している広場など、民間主体が管理し運営するオープンスペースについて、市民緑地制度の活用を検討します。
- 里やま保全活動が行われている森は、オープンフォレストなどで公開される公共性を有していることを踏まえ、土地の所有者や活動団体の理解と協力を得ながら、市民緑地制度の活用を検討します。
- 社会・環境に貢献する活動を行う企業やみどりの活動を行う市民活動団体などの自発的なみどりの保全・整備を促進するために、みどり法人（緑地保全・緑化推進法人）制度の周知と活用を図ります。→P107

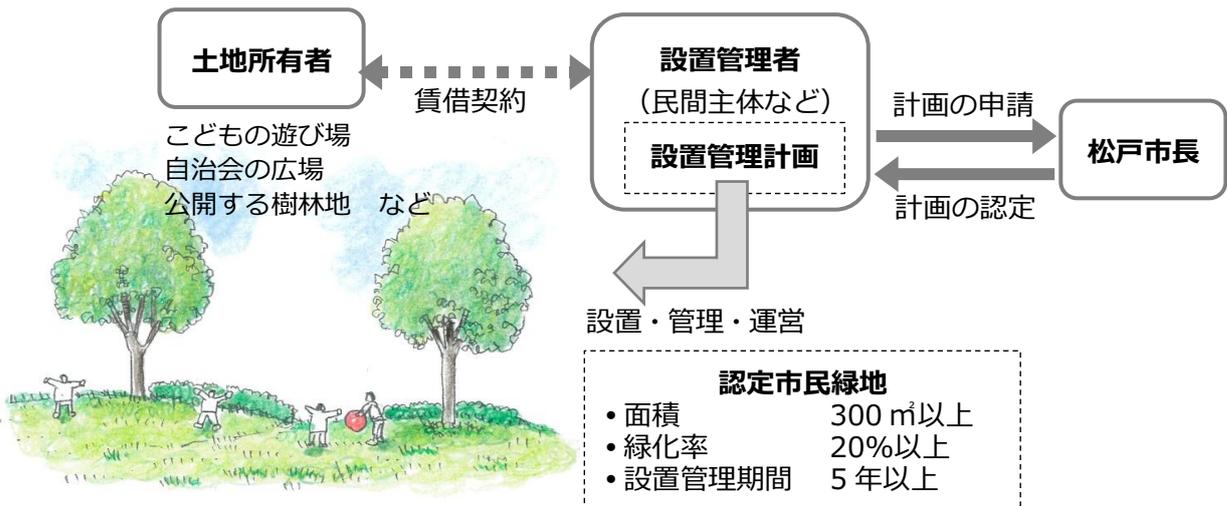
市民緑地契約制度

- 地方公共団体又はみどり法人が、土地等の所有者と契約を締結して、土地又は人工地盤、建築物その他工作物に設置される、住民の利用に供する緑地又は緑化施設を設置管理する制度です。

市民緑地認定制度

- 民有地を、地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度です。2017年の都市緑地法の改正で新たに創設されました。

■ 市民緑地認定制度のイメージ



② オープンスペース確保の仕組みづくり

- 市民緑地などの新たなオープンスペースを必要とする地域や場所の条件を整理するとともに、条件に見合った利用可能な土地とオープンスペースを利用したい団体とのマッチングをする仕組みを検討します。

2-5

事業所や団地のみどりを活用する

■ 施策の考え方

市内には企業や学校・大学などが所有する優良なみどりや、UR 団地の比較的広いみどりの空間があります。これらのみどりは本市にとって貴重なみどりのストックであり、市民に開かれたみどりとして活用することでみどりの機能が十分に発揮されることから、地域とこれらのみどりの関わりを強める取り組みを推進します。

(1) みどりのストックの活用

企業などが創出するみどりは、就労環境の向上だけでなく、公園と同じように良好な景観形成や防災・減災などの機能があります。こうしたみどりを企業などの理解と協力を得ながら市民が活用できるようにすることで、みどりのストック効果を高めます。

① 公開型緑地の創出

- 市民がみどりにふれる機会を増やすために、企業などが所有する優良なみどりを、市民に公開するみどりとして活用できる取り組みを推進します。
- 八柱霊園は園内に広場や樹林などの公園的空間を持ち、霊園としての機能だけでなく、自然環境の保全やレクリエーションの機能も有していることから、様々な利用方法を検討します。
- 千葉大学園芸学部構内には、明治時代に教員と学生で造られたフランス式庭園、イタリア式庭園、イギリス庭園や、グリーンインフラとして整備されたレインガーデンなどの見どころがたくさんあることから、公開性を高める取り組みを検討します。



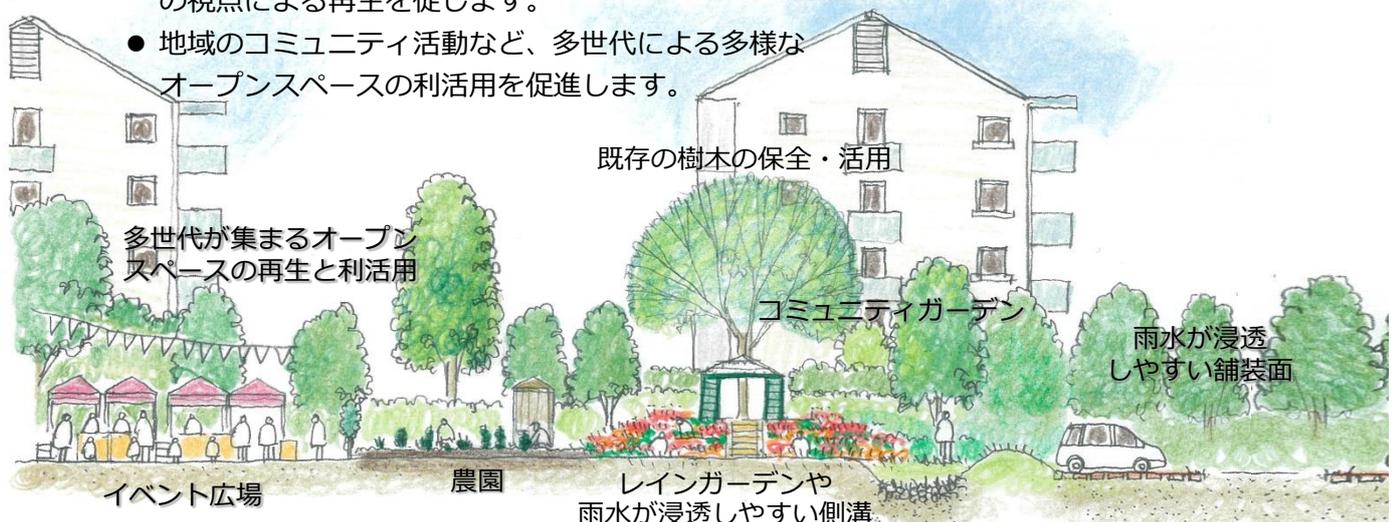
質の高いみどりを創出した事業所



千葉大学園芸学部のレインガーデン

② 事業所や団地のみどりの再生

- 工業団地や UR 団地などの再整備においては、質の高いみどりが整備されるように、グリーンインフラの視点による再生を促します。
- 地域のコミュニティ活動など、多世代による多様なオープンスペースの利活用を促進します。



(2) みどりの評価認定制度の活用

企業などが創出する優良なみどりは、社会的な評価を得ることで企業などの価値も高まり、まちの価値も高まることで相互の利益となります。

このため、優良なみどりを客観的に評価・認定し見える形にすることで、企業などのみどりの分野での社会貢献を促します。

① 既存の評価・認定制度の活用

- (公財) 都市緑化機構が運用する SEGES など、企業などのみどりの社会貢献を評価・認定する制度の活用を検討します。

TOPIC

みどりの評価認定制度の例

SEGES (Social and Environmental Green Evaluation System 社会・環境貢献緑地評価システム)

- (公財) 都市緑化機構が運用する、民間事業者が所有、管理する緑地の価値や、その取り組みが市民や環境、社会にとっての有用性を評価する認定制度です。
- 「そだてる緑」「都市のオアシス」「つくる緑」の3つの部門があります。
- 本市では、UR 都市機構「常盤平団地」の緑地が、「そだてる緑」部門の認定を取得しています。



「そだてる緑」



事業者が所有する緑地(300㎡以上)の優良な保全、創出活動を認定

「都市のオアシス」



快適で安全な都市緑地を提供する取り組みを認定

「つくる緑」



開発、建築に伴う優良な緑地環境計画(3,000㎡以上)を認定

※出典：(公財) 都市緑化機構ホームページ

② 市独自の評価認定制度の創設

- 「みどりと暮らす豊かさ」は、市民、企業(事業者)、市民活動団体、学校、みどりの所有者などの各主体の結束による「みどりの市民力」によって追求、推進されることから、企業等のみどりの社会貢献を評価・認定するだけでなく、幅広く「みどりの市民力」を評価し、見える形にする市独自の取り組みを検討します。➡ P 101

■ 事業所や団地のみどりの再生イメージ



「みどりの市民力」を豊かにする

3-1

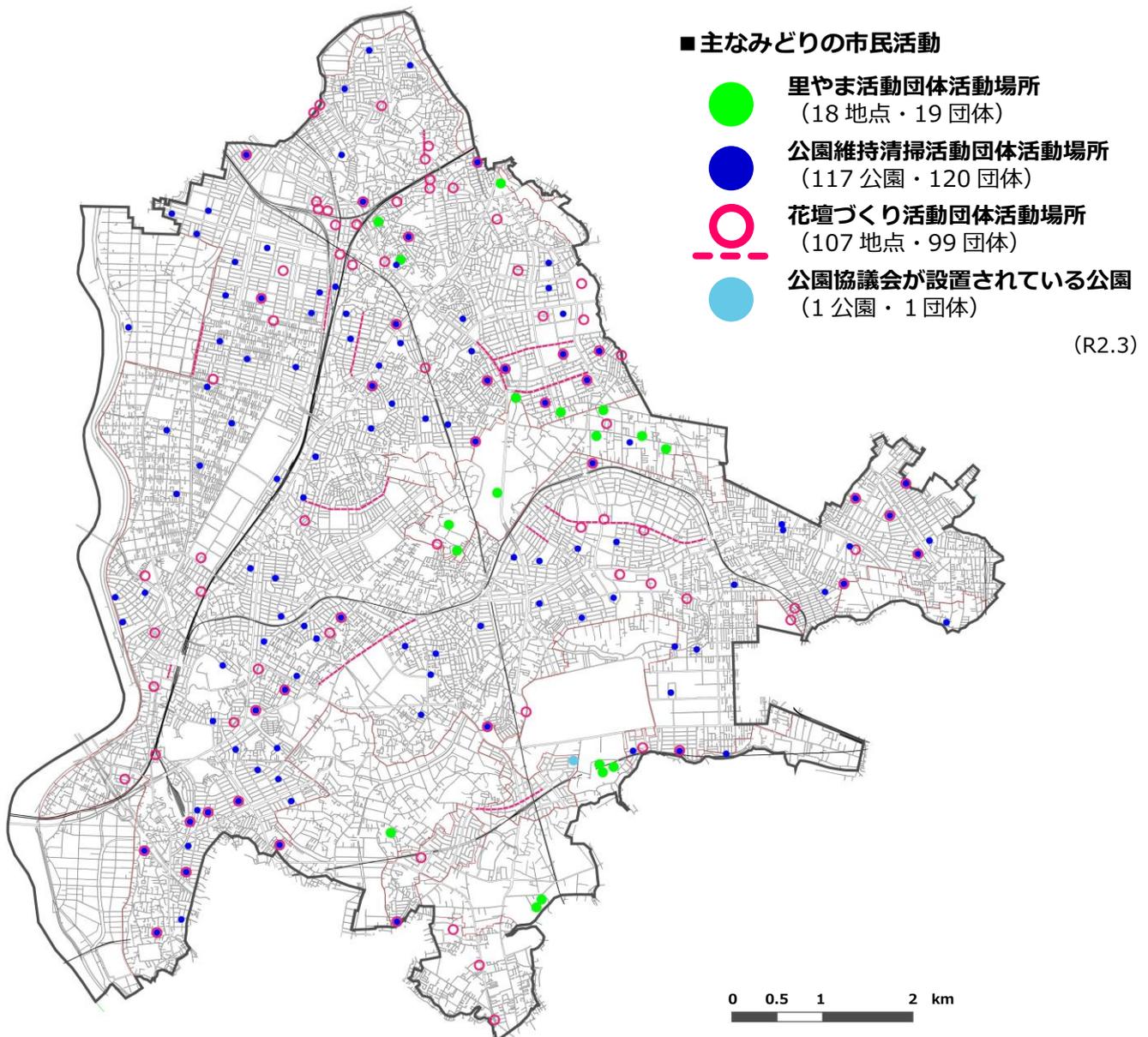
各主体の「みどりの市民力」を高める

■施策の考え方

樹林地の保全活動や花壇づくり活動、公園の管理や運営に携わる活動など「みどりの市民力」の活動は市内全域に広がっています。これらは、みどりのある快適でうるおいのあるまちづくりを進めるために欠かせない活動であるとともに、地域の課題解決にもつなげる活動です。

このため、「みどりの市民力」が更なる充実と発展を図るため、市民活動への支援や人材の育成などを進めるとともに、大学などの研究機関や企業との連携を強化し調査研究にも取り組んでいきます。

また、市民と行政をつなぐ役割を担う（公財）松戸みどりと花の基金の機能を強化し、みどりのあるライフスタイルの普及を目指します。

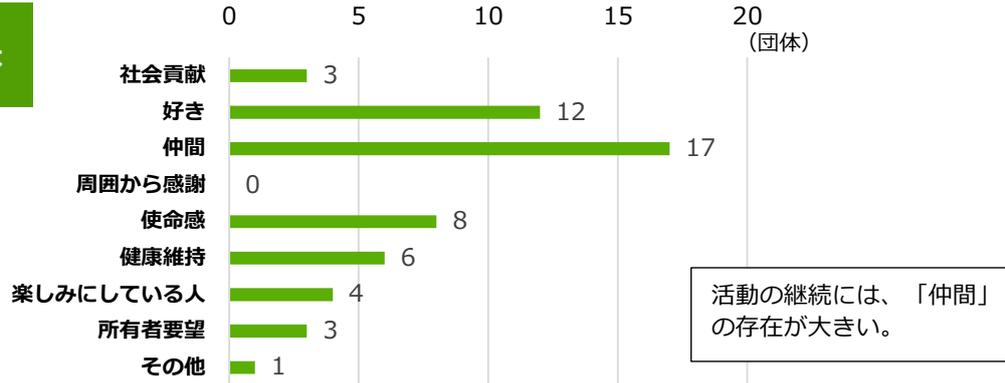


(1) みどりの仲間づくり

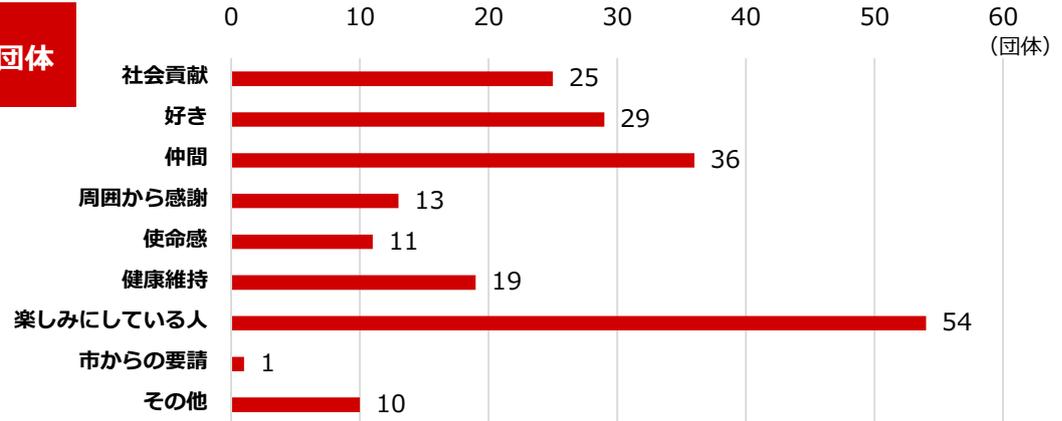
市民活動団体のアンケートの結果から、同じ目的を持つ「仲間」がいることは、活動の継続に重要であることがわかります。また、公園の管理活動などを行っている市民活動団体のアンケートからは、地域の人々から感謝やねぎらいの言葉などの声掛けがあることが大きな喜び、励みとなっていることがうかがえます。一方では、高齢化や人員不足など活動の継続を困難にする課題もあります。➡P104

このようなことから、同一世代にとどまらず、幅広い世代の多様な人々が共に活動する「みどりの仲間」を増やしていくなど、活動団体の組織力の強化を図ります。

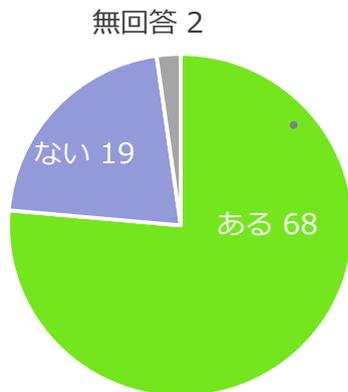
里やま活動団体



花壇づくり活動団体



団体が活動を続けられている理由・動機 (出典：H30年度 市民活動団体アンケート)



(単位：団体数)

活動が地域から認識(感謝)されていることを感じることを挙げてられた主な意見の概要

- ご苦労様といわれる、感謝される
- きれいだといわれる
- やりがいを感じる
- 評価されている
- 地域の人と交流することができる

活動が地域から認識(感謝)されていることを感じることはあるか(公園管理活動)

(出典：H30年度 市民活動団体アンケート)

①市民活動の促進

- 「みどりの市民力」による活動を積極的に紹介し、奨励します。
- 市民活動への市民の参加を促します。
- アダプト制度による取り組みや個人・グループ、企業による新たな活動がはじめられるよう支援します。

②市民活動団体の組織力の強化

- 市民活動団体の社会的信頼を高め、組織力を強化するため、NPO 法人やみどり法人などの法人化を検討します。➡P107

(2) 人材の発掘・育成

みどりの保全・創出・管理を担い、実践する人材の発掘・育成と、その人材が活躍できる様々な場を広げていきます。

①新たな手法による人材育成

- 人それぞれの強みや得意を生かした活躍の場を広げていきます。
- 様々な年齢層の要望に応えられる多様な人材の育成に努めます。
- 高木化した樹木を適正に手入れをするための専門的知識と技術を有するアーボリストの養成を検討します。
- 高齢者や障がい者の活躍の場づくりに努めます。
- 地域のみどりを生かした新たな起業支援や担い手の育成に努めます。

②公園づくりを担う人材の育成

- 公園の管理運営を担う人材の育成に努めます。
- 管理活動を行う団体の意欲の向上とスキルアップを図ります。

③里やまボランティア入門講座の継続

- 樹林地の維持管理に取り組む人材を発掘し、みどりの保全・管理・育成の担い手づくりを進めるために、里やまボランティア入門講座を継続します。
- 入門講座の企画・運営に携わる人材の確保に努めます。

④花づくり体験講座の継続

- 花づくりの基本を学ぶ講座を継続します。
- 体験講座で学んだことを生かし、花いっぱいのもちづくりに貢献できる活動団体の立ち上げを支援します。

■ 里やまボランティア入門講座

内容（令和元年度）	
1 日目	都市の緑の役割 身近な緑と行政の関わり
2 日目	「里やま」って何だろう 松戸の里やまを歩いてみよう
3 日目	里やまボランティアが活動する森 グループワーク
4 日目	安全講習と森の作業体験 作業とお楽しみ体験
5 日目	森の所有者と里やま活動団体との交流 グループワーク



里やまボランティア入門講座

■ 花づくり体験講座

内容（令和元年度）	
1 日目	草花の種まき 春花壇の手入れ
2 日目	土づくり（培養土の配合） 草花の増やし方（挿し木、挿し芽）
3 日目	草花苗の鉢上げ 施肥・かん水について
4 日目	花壇づくりネットワーク活動紹介 挿し芽の鉢上げ
5 日目	花壇の作業（地ごしらえ、植え付け、 かん水など）



花づくり体験講座

(3) 表彰制度の充実

活動の意欲向上や、市民活動の社会的認知度及び評価を高めるために、優れた取り組みを奨励し、顕彰する制度の充実を図ります。

① (仮称) 松戸市みどりの大賞の創設

- 今後の発展が期待できる活動やアイデアを持つ個人や団体の取り組みを応援するための表彰制度を創設します。
- 市民・企業・行政が連携し、表彰制度やそのイベントなどの実施を検討します。

② みどりのコンクールの充実

- 草花を育てる担い手づくりの輪を広げ、「花いっぱい運動」を推進するため松戸みどりと花のコンクールの継続と充実を図ります。
- みどりのカーテンコンクールなど、環境教育と関連した表彰制度をつくり、子どもたちの植物や自然への関心を高めます。



松戸みどりと花のコンクール

(4) みどりに関する調査・研究

みどりの施策を効果的・効率的に進めていくため、施策展開の基礎となる松戸のみどりに関する調査・研究を、大学や研究機関などと連携を図りながら進めます。

①基礎的な調査の継続

- 緑被現況調査の継続や緑地の評価などみどりの資源に関する調査の実施に努めます。
- みどりに関する市民意識調査を実施し、みどりに対する市民のニーズや課題の把握に努めます。

②大学との連携による試行的な事業の実施

- 21世紀の森と広場において千葉大学と市で実施している共同研究など、大学や研究機関との連携による調査・研究を実施します。
- みどりの事業に関連して、試行的・実験的な取り組みを大学と連携しながら実施します。



モリクルもりいくステーション（21世紀の森と広場における千葉大学との共同研究）

樹林地の管理作業で発生した剪定枝を「森の恵み」ととらえ、剪定枝・伐採木の活用例展示、自然体験プログラムや憩いスペースの設置を実施しています。

③市民参加によるモニタリングの実施

- 市民と行政が協働・連携し、モニタリング調査などを実施します。

(5) (公財) 松戸みどりと花の基金の機能強化

重点

(公財) 松戸みどりと花の基金は、「広く市民の自発的、積極的な参加を得て、都市緑化の推進を図り、もって緑豊かな、潤いと安らぎのある健康的で住み良いまちづくりを推進すること」を目的に、本市が1990年(平成2年)に設立した法人です。

本法人の大きな特徴は、行政だけでなく広く市民や企業の支援を受け、みどりという公益性の高い分野で市民と行政をつなぐ役割を担いながら都市緑化を推進できることにあります。

本市は、(公財) 松戸みどりと花の基金とともに、公益財団法人としてのメリットを十分に生かしながら、ひと・みどり・まちをつなぐ「みどりの市民力」を支援し、みどりのあるライフスタイルの普及を目指します。

①みどりのライフスタイルの普及

- 緑と花のフェスティバルの継続と、より効果的なイベントの展開を検討します。
- 市民に身近なみどりの情報誌として、機関誌やリーフレットの充実を図ります。
- 学校や公園における記念植樹を支援します。
- 学校における木育・花育活動を支援します。
- 金ケ作育苗圃の有効活用を検討します。
- 法人の特性を生かしたみどりのあるライフスタイル普及への取り組みを研究します。



緑と花のフェスティバル

②みどりの市民力を高めるための支援の充実

- 花壇活動団体や里やま活動団体などへの支援を多角的に検討し、支援の拡充を図ります。
- 「オープンフォレスト in 松戸」などの市民や企業に関わる普及・啓発の取り組みを支援します。
- 生け垣づくりの助成など、市民や企業などによる新たなみどりの創出を支援します。
- 市民や企業などの優良な緑化の取り組みを表彰する制度を検討します。
- 個々の活動団体への支援にとどまらず、ひと・みどり・まちをつなぐ「みどりの市民力」全体を支援する中間支援組織としての機能を強化します。

③自立性を高めるための体制強化と財源の確保

- 積極的な事業展開を図るために、職員の増員と専門のスキルを持った人材を確保し自立性を高めます。
- 公益財団法人が実施するにふさわしい、行政との連携事業の強化と収益事業の実施により、安定した経営基盤を確保するとともに、一層の市民サービスの向上を図ります。
- 賛助会員の制度や寄附による財源を効果的で公益性の高い事業として還元することで、資産の造成を強化します。
- 事務所の設置場所について、市民に身近で、また「みどりと花」の名称にふさわしい場所を検討します。
- 都市緑地法に基づく「みどり法人」の指定を検討します。

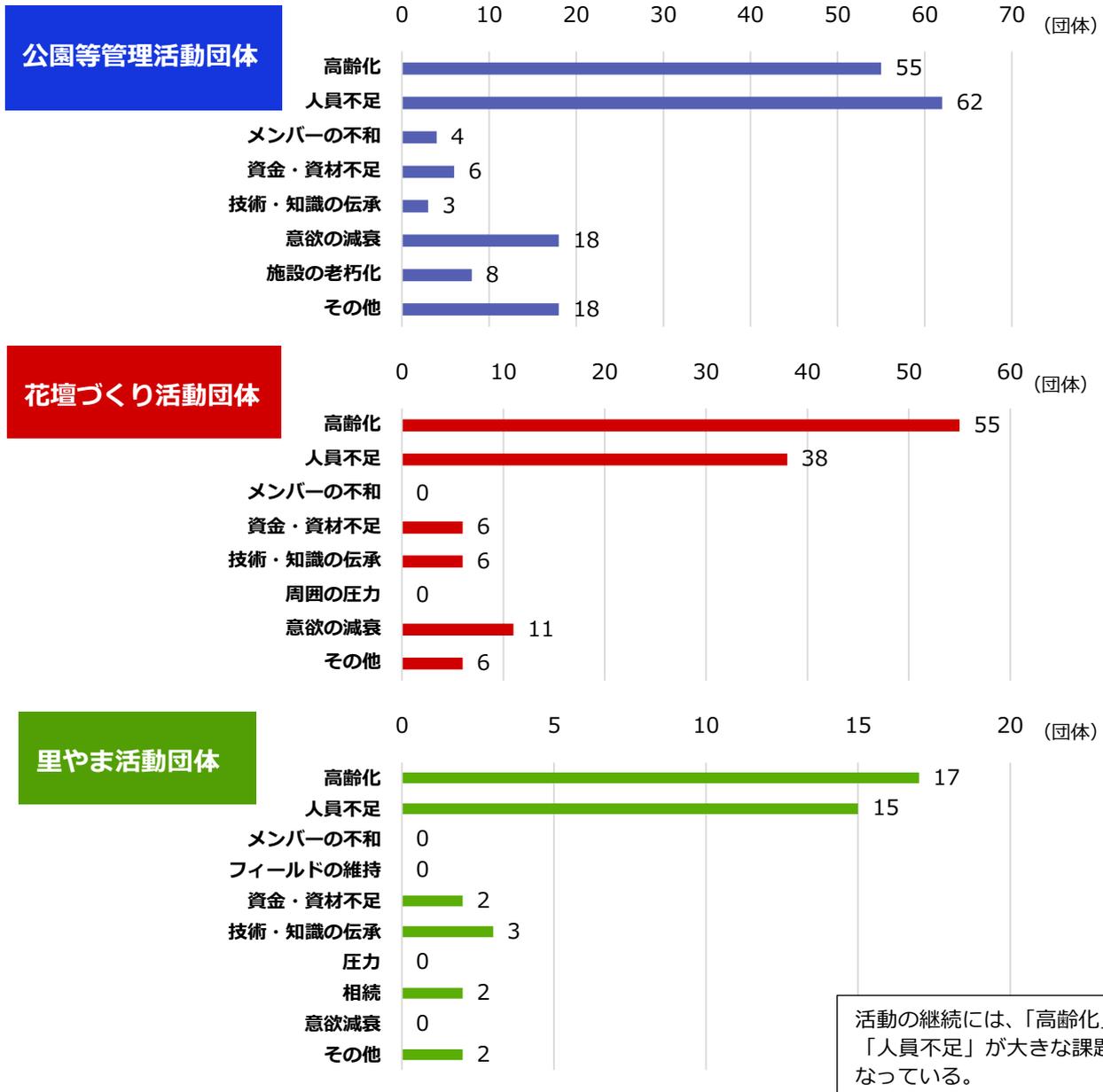
3-2

「みどりの市民力」のネットワークをつくる

■ 施策の考え方

市内の花壇活動団体、里やま活動団体、公園等管理活動団体などの「みどりの市民力」を支える市民活動団体は、これまでの実績により市の内外から大変高い評価を受けています。しかしこれらの団体へのアンケート結果からは、メンバーの高齢化や人員不足などの理由により将来的な活動の継続への不安がうかがい知れ、このままでは「みどりの市民力」は徐々にしぼんでしまうことも考えられます。

そこで、「みどりの市民力」を支える市民活動団体間の連携に加え、大学との連携や事業者などとの関わりを深め、より広く多様性に富んだネットワークを形成することで、それぞれが持つ課題の解決を図り、みどりの利活用を促進します。



活動の継続には、「高齢化」と「人員不足」が大きな課題となっている。

活動の継続を困難にしている事から・理由 (出典：H30年度 市民活動団体アンケート)

(1) みどりの市民力を支える市民活動団体などの連携

重点

様々なみどりの利活用を促進するために、「みどりの市民力」を支える市民活動団体などの連携を推進し、ネットワーク化を図ります。

①市民活動団体の情報共有の場の確保

- 活動の実態や課題を把握するために、継続的にアンケートやヒアリングを実施します。
- 団体間の情報共有にとどまらず、市民や事業者、学校などがいつでも情報を得られるように、市民活動団体の情報集約と積極的な発信に努めます。
- ジャンルの異なる活動間の交流を活発にするために、みどりの市民力全体の情報交換の場の確保に努めます。

②みどりを利活用する団体との連携

- 花壇活動団体や里やま活動団体などのみどりの市民活動団体と、趣味や子育て、高齢者支援、環境教育、研修、地域貢献活動などでみどりの利活用を望む市民活動団体や企業、学校などとの連携により、本市のみどりの価値を高めるよう、みどりの利活用を促進します。

③大学との連携

- 千葉大学や聖徳大学、流通経済大学など市内の大学と連携し、みどりの保全と利活用を実践する取り組みを推進します。



アートパーク

聖徳大学が主催し、大学・地域・行政が連携して開催するアートプロジェクト。松戸中央公園を舞台に、大学や地域・保育所・NPOなどの団体が協力して、公園の新たな活用方法や外遊びの大切さを提案し、絵の具やダンボールなどを使ったアートイベントを開催しています。普段、学校や公園ではできないような遊びの体験を通じて、子どもたちの創造性を育み、地域のつながりを創出しています。



松戸アートピクニック

21世紀の森と広場の豊かな自然を舞台に、松戸市が教育委員会や複数の大学、芸術家の方々と連携して、現代アートをきっかけに多様な文化的価値を創造する芸術祭として開催しています。

松戸みどりのフォーラム 松戸市みどりの基本計画の策定にあたり

樹林地を守る活動、草花でまちを彩る活動、公園の掃除などを行う活動など、本市のみどりを支える「みどりの市民力」の取り組みは市内外で高い評価を受けています。しかし今、この「みどりの市民力」は、「高齢化による活動の担い手不足」「資金不足」「活動の縦割り」など、今後の活動の継続にも関わる大きな問題を抱えています。そこで「みどりの市民力」を支える市民活動団体相互の理解を深めることと、その交流から起こるイノベーションに期待し、松戸市緑推進委員会が中心となり「松戸みどりのフォーラム」を開催しました。

このフォーラムに参加した千葉大学の学生からは、「スキル・世代・活動内容の異なる団体が集まることで新しいアイデアが生まれる」「出会いは新たな活動のモチベーションになる」「地域の人とのコミュニケーションを通じて仲間意識が芽生える」などの感想がありました。また、緑推進委員会の柳井会長の総括では、「みどりの基本計画をつくっても、実現させなければ意味がない」「市民力をパワーアップするためにも、市民活動のプラットフォーム的な機能が欲しい」とのお話がありました。

合計 26 団体、70 名の方々が参加した「松戸みどりのフォーラム」は、地域のみどりを舞台に活動する様々な団体が初めて一堂に会した催しになりました。「また開催してほしい」と参加者の期待も高く、とても有意義なフォーラムとなりました。

松戸みどりのフォーラム

- 開催日時 令和元年 6 月 29 日 (土) 13:00~16:30
- 開催場所 千葉大学園芸学部創立 100 周年記念館
- プログラム

- ①コミュニケーションタイム
会場内に展示した各団体の紹介パネルやチラシを見ながらの自由時間
- ②千葉大学「みどりの回廊ワーキンググループ」の活動発表 (5 団体)
- ③「松戸市みどりの基本計画」についての説明 (みどりと花の課)
- ④市民活動団体の発表 (11 団体)
- ⑤今日の感想
- ⑥松戸市緑推進委員会会長 総括

参加団体

- ・千葉大学「みどりの回廊ワーキンググループ」
- ・聖徳大学 (パネル展示)
- ・里やま保全活動団体
- ・花壇づくり活動団体
- ・公園管理等活動団体
- ・みどり利活用団体

計 26 団体 70 名参加



千葉大学学生の発表



各団体の発表



柳井会長による総括



コミュニケーションタイムの風景 (パネルを見る人や活動団体と学生などの交流)

(2) みどりの市民力を支援する体制づくり

重点

「みどりの市民力」による活動の効果をより高め広めるために、ひと・みどり・まちをつなぐプラットフォームを構築するとともに、「みどりの市民力」を支援する体制を強化します。

①ひと・みどり・まちをつなぐ新たな仕組みの構築

- ひと・みどり・まちをつなぐみどりの市民活動などのネットワークをみどりのプラットフォームとして位置づけ、プラットフォームを活用することにより「みどりの市民力」全体を活性化させることで、本市のみどりの利活用の促進を図るとともに、みどりの価値を高めていきます。
- みどりのプラットフォームには「みどりの市民力」を支える市民活動団体やみどりを活用する団体、また本市のみどりを側面から支援する企業や学校など、それぞれの特性に応じた各主体の参画を目指します。
- みどりのプラットフォームを有効に機能させるための新たな仕組みを検討します。
- みどりのプラットフォームの活用においては、松戸市緑推進委員会や（公財）松戸みどりと花の基金、行政がそれぞれの特性に応じた支援をします。
- みどりのプラットフォームを有効に機能させるための新たな仕組みのために、必要に応じた組織化と、組織の強化を図るために都市緑地法に基づく「みどり法人」の指定などによる法人化を検討します。



みどりのサロン部会における
みどりのプラットフォームの検討

みどり法人（緑地保全・緑化推進法人）

- 都市緑地法に基づき、地方公共団体以外のNPO法人やまちづくり会社などの団体がみどり法人として緑地の保全や緑化の推進を行う制度です。
- みどり法人は、市長が指定するもので、民間団体や市民による自発的な緑地の保全や緑化の推進に対する取り組みを推進するものです。

②（公財）松戸みどりと花の基金による「みどりの市民力」への支援の充実

- 個々のみどりの市民活動団体の支援にとどまらず、みどりプラットフォームを含めた「みどりの市民力」全体を支援するための機能の充実を図ります。

■ひと・みどり・まちをつなぐみどりのプラットフォームのイメージ

みどりのプラットフォーム

ーひと・みどり・まちをつなぐー



みどりのあるライフスタイルを楽しむ

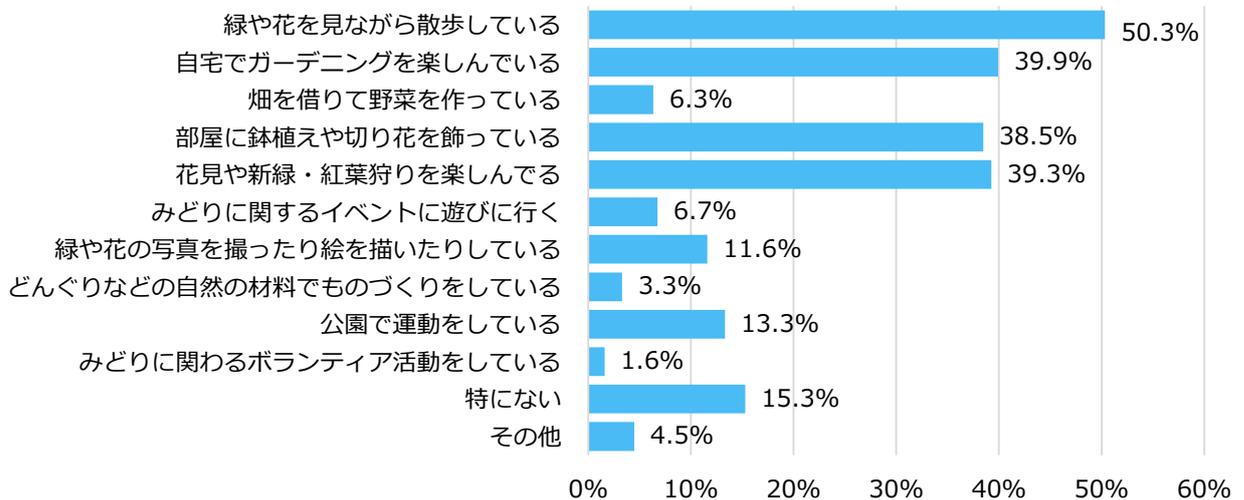
4-1

みどりのある多様なライフスタイルを実践する

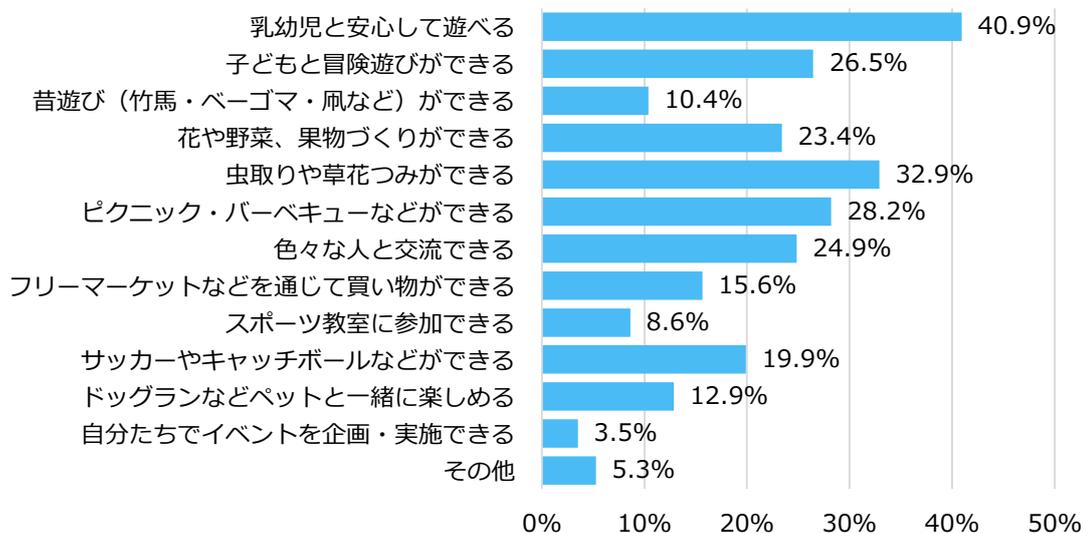
■ 施策の考え方

市民アンケートの結果からは、「松戸はみどりが多い」というイメージがあるにもかかわらず、「みどりの役割の実感度は低い」という状況がうかがえます。これは松戸のみどりのポテンシャルが十分に発揮されていないことを意味しています。

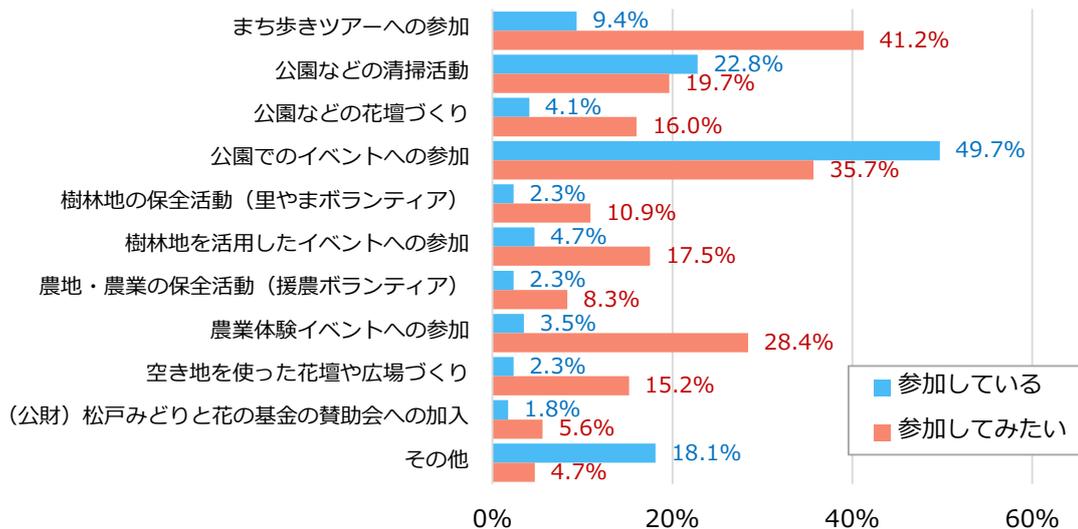
ここでは、基本方針 1 から 3 で示した様々なみどりの施策の実現により、松戸のみどりのポテンシャルが、より生活に身近なところで発揮されるイメージを示し、市民がみどりのある多様なライフスタイルを実践するためのきっかけとします。



普段の生活における「みどり」との関わり (出典：H30 年度 市民アンケート)



近所の「みどり」で楽しみたいこと (出典：H30 年度 市民アンケート)



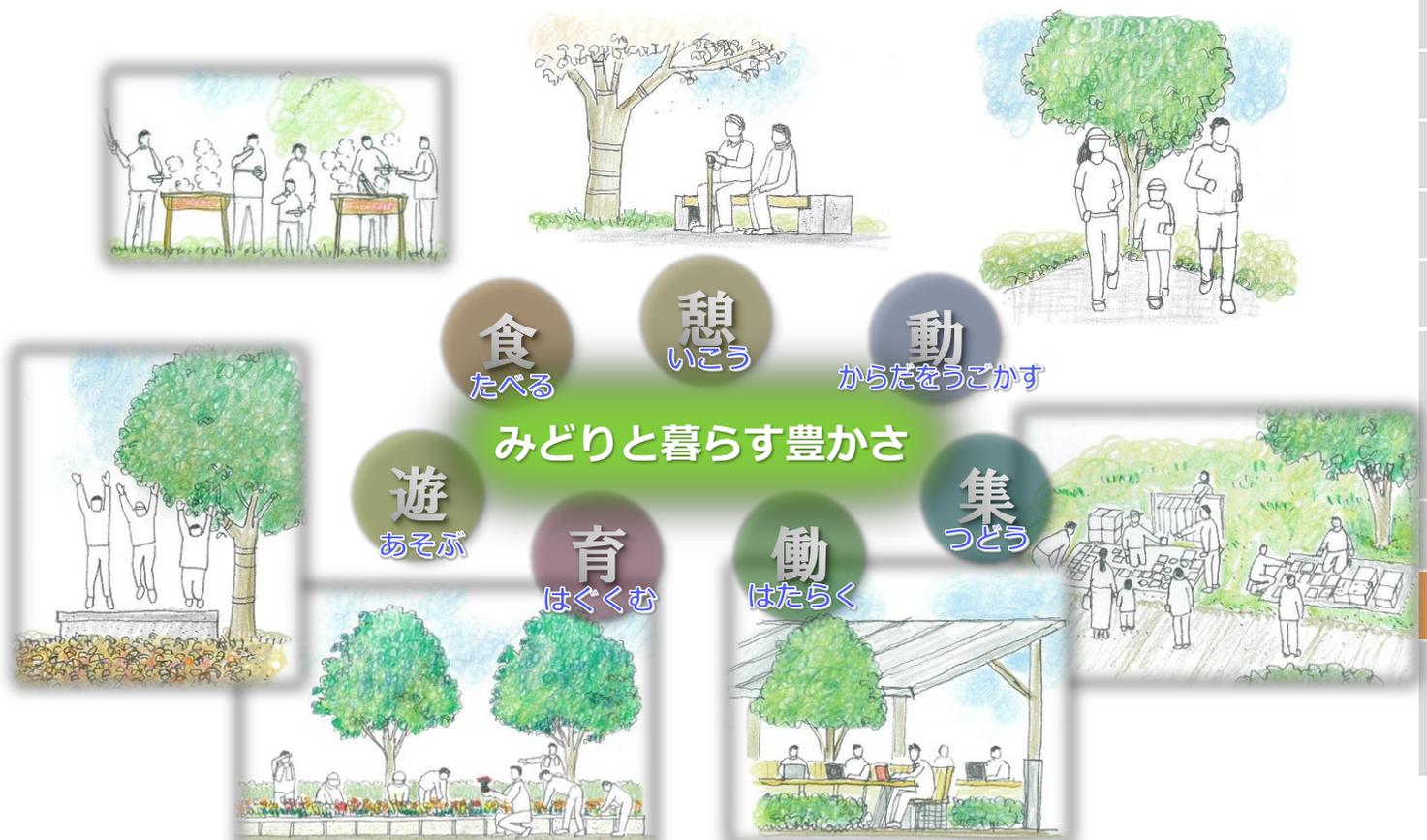
現在参加している活動と今後参加してみたい活動（出典：H30年度 市民アンケート）

（1）みどりのある多様なライフスタイルの実践

重点

市民アンケートの結果からは、みどりへ期待する役割は多岐にわたっていることがうかがえます。

ここでは、本計画にあるみどり豊かな環境づくりやプログラムづくりなどの施策を推進することによって創造されるみどりのあるライフスタイルを、「憩（いこう）」「食（たべる）」「動（からだをうごかす）」「育（はぐくむ）」「遊（あそぶ）」「集（つどう）」「働（はたらく）」の7つに分け、日々の生活のワンシーンとして示し、みどりの特性に応じた多様なライフスタイルを市民が実践するためのきっかけとします。



それぞれのライフスタイルにみどりが寄り添います

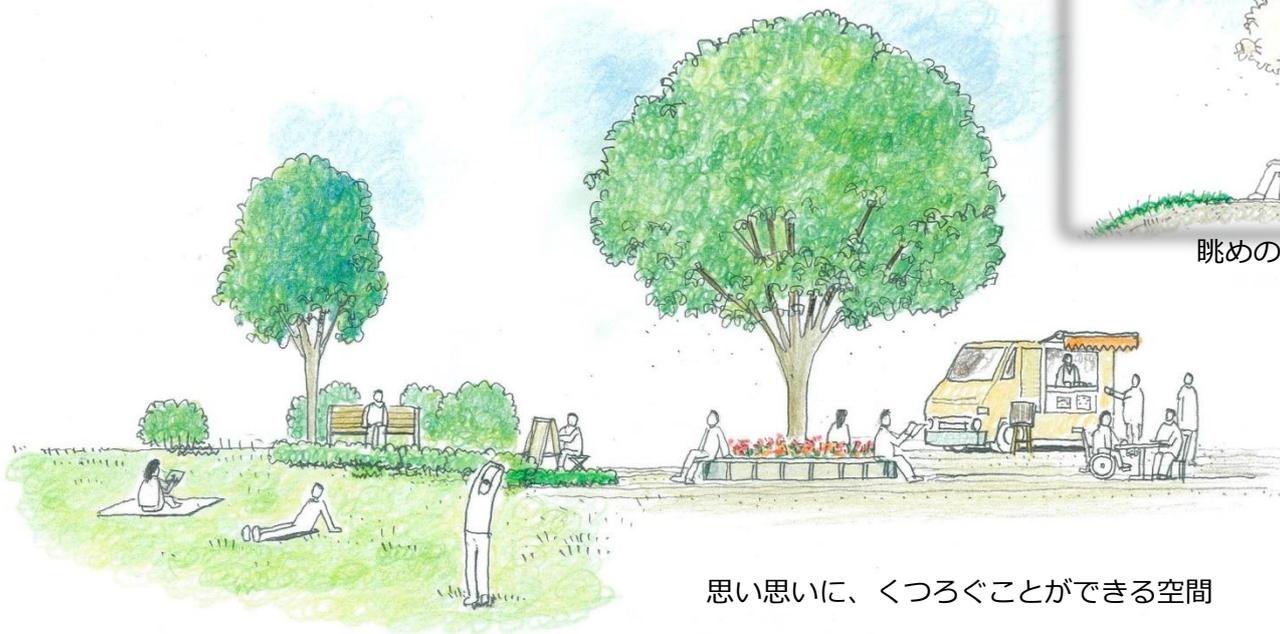
憩いこう

みどりの中で、思い思いにくつろぎ、心のゆとりを取り戻します。

①「憩う」ライフスタイルのイメージ

- 身近に居心地の良い公園や樹林地があり、利用者は気軽に訪れ、日常のストレスから解放され、気分をリフレッシュすることができる。
- 緑陰のベンチなどの座れる場所、四季の変化が感じられるみどり、気持ちの良い芝生の空間、眺めの良い場所が随所にあり、利用者は思い思いに過ごしている。
- 公園では、椅子が貸し出しされて、好きな場所に座ることができる。移動図書館が来て本を読むこともできる。
- オープンカフェやキッチンカーのテイクアウトで、景色を見ながらコーヒープレイクを楽しむことができる。
- 市民はそれぞれ、お気に入りのみどりの場所（サードプレイス）を持っている。

■イメージ



思い思いに、くつろぐことができる空間



坂川



21世紀の森と広場



新坂川緑道

食たべる

「収穫」や「食」を楽しむことで、「農」が身近なみどりになります。

② 「収穫する」ライフスタイルのイメージ

- コミュニティで利用している菜園や市民農園では、収穫祭が企画され、自分たちで育てた野菜をみんなで収穫し、一緒に味わうことができる。
- 野菜づくりや芋掘り、田植えや稲刈りなど、子どもたちが土に親しんでいる。
- 援農ボランティアなど、様々な形で「農」を体験することができるプログラムが充実している。
- 趣味の野菜づくりで売れるほどの野菜ができ、近所の人で分け合う。

■イメージ



芋掘り



農園の収穫祭



市民農園

③ 「食べる」ライフスタイルのイメージ

- 地域の農産物を食べるバーベキューなどのイベントが開催される。
- 公園を利用したテイクアウト販売と飲食スペースがあるだけでなく、ちよい呑み屋台が出ることもある。
- 果樹園や農園と一体となった農家レストランでは、地域の農作物を提供している。
- 地域ぐるみで野菜をプランターで育てるエディブルウェイの取り組みが広がり、ときには、採れた野菜を持ち寄り、近くの空き地を利用して食事会が行われる。
- たまには大人だけで、少しおしゃれにピクニックを楽しんでいる。

■イメージ



丘のマルシェ
（「科学と芸術の丘」）



地場の農産物を使ったバーベキュー



公園でのピクニック



矢切ねぎフェス

動からだをうごかす

心身の健康を守り、
生き生きとした暮らしを支えます。

④「散策する」ライフスタイルのイメージ

- 公園、樹林地、河川沿いの緑道、公開された事業所のみどり、街路樹のある道路がつつながら、お気に入りの散歩道の散策は、鳥のさえずり、木々の間からの光、心地良い風を感じることができる。
- 「松戸のみどり再発見ツアー」などのまち歩き还有机会には、松戸市外からも参加者が訪れる。
- 中心市街地ではオープンスペースと一体となったにぎわいが感じられ、楽しく歩くことができる。
- まつど健康マイレージなどを活用した歩きたくなる、健康に良いプログラムが充実している。また、ウォーキングにあわせ、直売所の野菜が安く買えるなど、特典がある。
- シェアサイクルによって、気軽にサイクリングを楽しんでいる。

■イメージ

保存樹木などの
みどりの資源の活用

歩くことで、身近なみどりに
ふれることができ、
そこに会話やコミュニティが生まれます



松戸のみどり再発見ツアー

⑤ 「スポーツをする」ライフスタイルのイメージ

- 大きな公園では、誰もが気軽に楽しめるスポーツイベントが行われている。
- 公園や近所の森では、ラジオ体操やヨガ教室が行われ、健康づくりのプログラムが充実している。
- まつど健康マイレージなど、健康づくりを応援する制度が充実し、継続して健康づくりに取り組んでいる。
- スポーツや健康づくりに関する催し物の情報が充実しており、いつでも気軽に参加することができる。
- 樹林地や緑道などのみどりのネットワークを生かして健康づくりを楽しむことができる。



サイクリング



ジョギング



ウォーキング

みどりのネットワークの中で、
スポーツや健康づくりができます



親子運動教室



パークヨガ



太極拳教室



グラウンド・ゴルフ大会



市民運動会



松戸市七草マラソン

育はぐくむ

みどりの魅力やみどりを育てる喜びを理解し、
暮らしをみどりで彩ります。

⑥「学ぶ」ライフスタイルのイメージ

- 学校では「子ども緑推進委員」の任命や教育プログラムがあり、子どもたちが楽しみながらみどりを学んでいる。
- 生き物のつながりを理解するビオトープや、生き物を育てながら学ぶことができるプログラムが充実している。
- 市民活動団体が活動している樹林地では、親子で学ぶことができる学習会や企業、大学の研修が行われている。
- 子どもたちは、学校給食などで松戸で採れた野菜を喜んで食べている。
- 市民農園、体験型農園、公園など、様々なフィールドで大人も子どもも「農」を学んでいる。
- 大学との連携による公開講座が充実しており、専門的な内容も学ぶことができる。

子どもモニターが市のみどりに関する取り組みを取材した、子ども新聞

■イメージ



みどりと関わりの中で体験しながら、
その大切さを学ぶ環境を確保する

⑦「花やみどりを楽しむ」ライフスタイルのイメージ

- 個人の庭などを公開するオープンガーデンが身近にある。
- ご近所の素敵なお庭の木や花を紹介するマップなどの情報が発信されている。
- オープンガーデンには散歩している人が立ち寄り、愛好家同士の会話がはずんでいる。
- 近所の人と協力しながら、道沿いのガーデニングを楽しんでいる。
- 花づくり講習会、ハーブ講習会などのプログラムが充実しており、誰もが気軽に受講でき、修了者は地域のみどりのリーダーになっている。
- 花やみどりを育てる活動の魅力や楽しさは多くの人に共感され、市内各所に広がっている。

■イメージ



市内のガーデニングの事例（松戸みどりと花のコンクール入賞作品（個人の部）

遊あそぶ

子どもたちの夢とあそびを受けとめ、健康なからだと創造力を養います。

⑧ 「遊ぶ」 ライフスタイルのイメージ

- 21世紀の森と広場の森のこども館には、多くの子どもたちが遊びに来ている。
- 児童館などとの連携による体験・遊び・野外活動も充実し、子どもたちにとって楽しい居場所となっている。
- 公園や樹林地などでは、子どもたちが思い切り体を動かし、また創意工夫しながら遊ぶことができる。
- 気兼ねなく野球やサッカーをすることがきる広場がある。
- 子ども会や子どもの支援活動団体などとの連携による遊び場の運営や、地域の自然を生かした体験活動が実施されている。
- 保護者や地域の人がプレーリーダーとなって、子どもたちの外遊びのプログラムづくりや見守りを行い、子どもたちは安心してみどりの中で遊んでいる。

■イメージ



思い切り遊べる遊び場づくり



木工細工ができる遊び場



森のこども館の様子

子育て支援団体が主催する
森の中でのあそび



※出典：NPO 法人こどもと松戸ホームページ

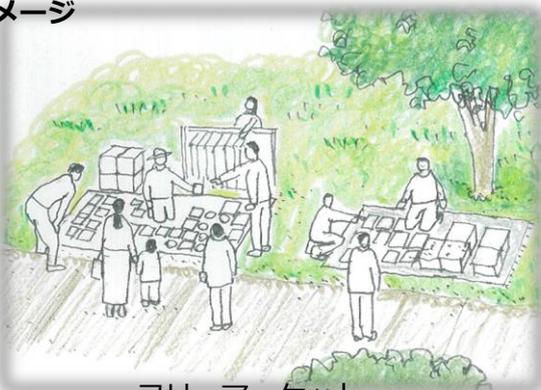
集^っどう

まちのにぎわいや楽しさを感じ、
人と人の結びつきを強めます。

⑨「集う」ライフスタイルのイメージ

- 市民活動団体や大学、企業などが企画運営する魅力あるイベントが毎週のように市内のどこかで開催されている。
- 公園や樹林地などにおいて音楽鑑賞や映画鑑賞、ピクニックやフリーマーケットなどの人々の交流の機会がある。
- 地域では、エディブルウェイなどのみどりを介して人と人がふれあう取り組みが広がっている。
- まち中の公園、樹林地、オープンスペースでは、みどりの活動にふれることができ、手入れをする人との会話など、まちを歩くと思いがけない出会いが生まれる。
- 公園や樹林地では、キャンプやデイキャンプだけでなく、整った設備やサービスを利用することができるグランピングができる。

■イメージ



フリーマーケット



森の映画会



緑と花のフェスティバル



音楽・パフォーマンス



オープンフォレスト in 松戸



エディブルウェイの取り組み

働はたらく

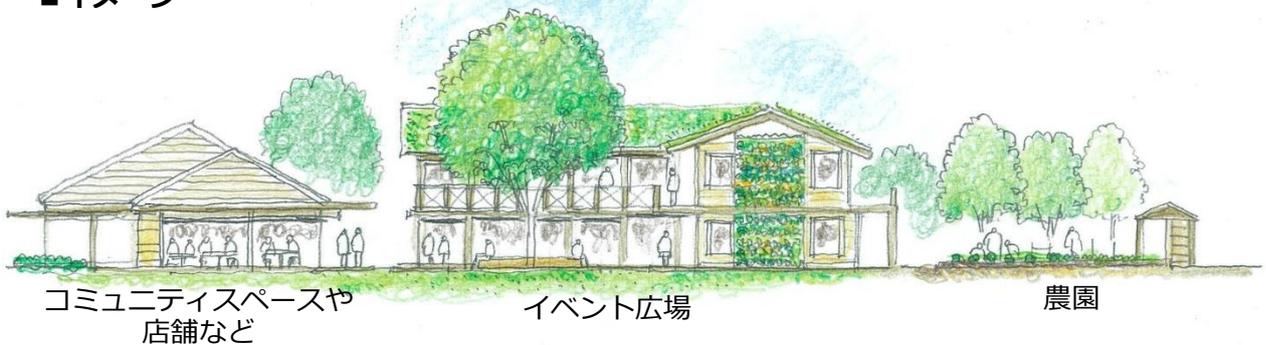
多様なワークスタイルや
自分らしいライフスタイルを生み出します。

⑩「働く」ライフスタイルのイメージ

- 自分のペースで気軽に参加することができるみどりのボランティア活動には特典がついてくる。
- みどりのボランティア活動やスキルアップを図るプログラムがあり、退職後も健康的に働くことができる。
- 自宅ではなく、公園やみどりのあるシェアオフィスやコワーキングスペースでテレワークをする人が増えている。
- テレワークで時間にゆとりが生まれ、みどりのボランティア活動や野菜づくりをしている。趣味の野菜づくりが高じて、副業にしている人もいる。
- 自然との結びつきを求めるといった考え方で、自然とつながることができる環境を取り入れたデザイン（バイオフィリックデザイン）が導入された事業所は、良好な就労環境が実現し、快適に働くことができる。
- 事業所の豊かなみどりが公開され、地域の人が散歩にも訪れる。
- みどりを生かした新たなビジネスなど、若い人が活躍できる場が多く生まれ、みどりのあるライフスタイルを支えている。

■イメージ

多様なワークスタイルに対応したシェアオフィス・コワーキングスペースや個人の趣味を生かした工房・店舗など



快適なみどりの環境を確保した事業所



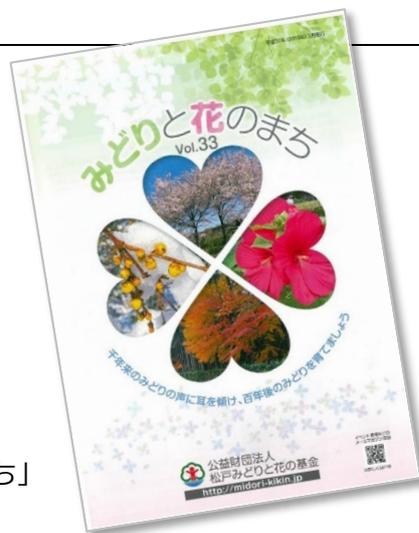
みどりの中のコワーキングスペース

(2) みどりのあるライフスタイルの支援

市民や企業などがみどりのあるライフスタイルを実践し、より豊かにしていくために、身近なみどりとの関わり方をサポートする仕組みを充実させます。

① (公財) 松戸みどりと花の基金による普及と啓発

- 緑と花のフェスティバルの継続と、より効果的なイベントの展開を検討します。
- 機関誌やリーフレットは、市民に身近なみどりの情報誌として充実を図ります。
- オープンフォレストやオープンガーデンなど、市民や企業に関わる普及と啓発の取り組みを支援します。
- 金ケ作育苗圃の有効活用により、みどりのライフスタイルの普及と啓発を図ります。



「みどりと花のまち」

② みどりの相談所機能の拡充

- 21世紀の森と広場パークセンターでは、みどりの相談所としての機能の充実を図ります。
- 東松戸ゆいの花公園管理センターや金ケ作育苗圃では、園芸相談などのみどりに関する相談窓口の機能の設置を検討します。



みどりの相談所 (21世紀の森と広場) 談話室 (東松戸ゆいの花公園)

③ 樹木などの管理をサポートする機能の充実

- 樹木医などの専門家の派遣やアドバイスを実施します。
- 機材の貸し出しなど、利用しやすい仕組みづくりに努めます。
- 地域でみどりを守り育てる仕組みづくりや庭の樹木や樹林の管理を支援する訪問園芸の仕組みを検討します。

④ みどりのあるライフスタイルの研究と実践

- 松戸市緑推進委員会や大学、市民活動団体などと連携して、みどりのある新しいライフスタイルを研究し、実践と普及に向けて取り組みます。➡P122・131

4-2

みどりのシティプロモーションを展開する

■施策の考え方

本市には、都心に近い立地条件にもかかわらず多くの樹林地や農地、社寺のみどりが残されており、都市形成の過程でも、21世紀の森と広場のように、他市にはあまり見られないほどの広大で自然豊かな公園や桜並木など多くのみどりが整備されました。また、「みどりの市民力」による取り組みは内外から高い評価を受けており、これらのみどりは本市をアピールする上での大きな魅力となっています。

松戸のみどりが日々の生活にどれほどの豊かさをもたらしているのかを見える化し発信することは、市民の松戸への愛着と誇りの醸成や定住志向を高め、また、市外の方からも、「訪れたいまち。住んでみたいまち。」として認知されることにつながります。

このようなことから、本市が持つみどりの魅力と価値を様々なメディアなどを活用して市内外に発信し、積極的かつ効果的なみどりのシティプロモーションを展開していきます。

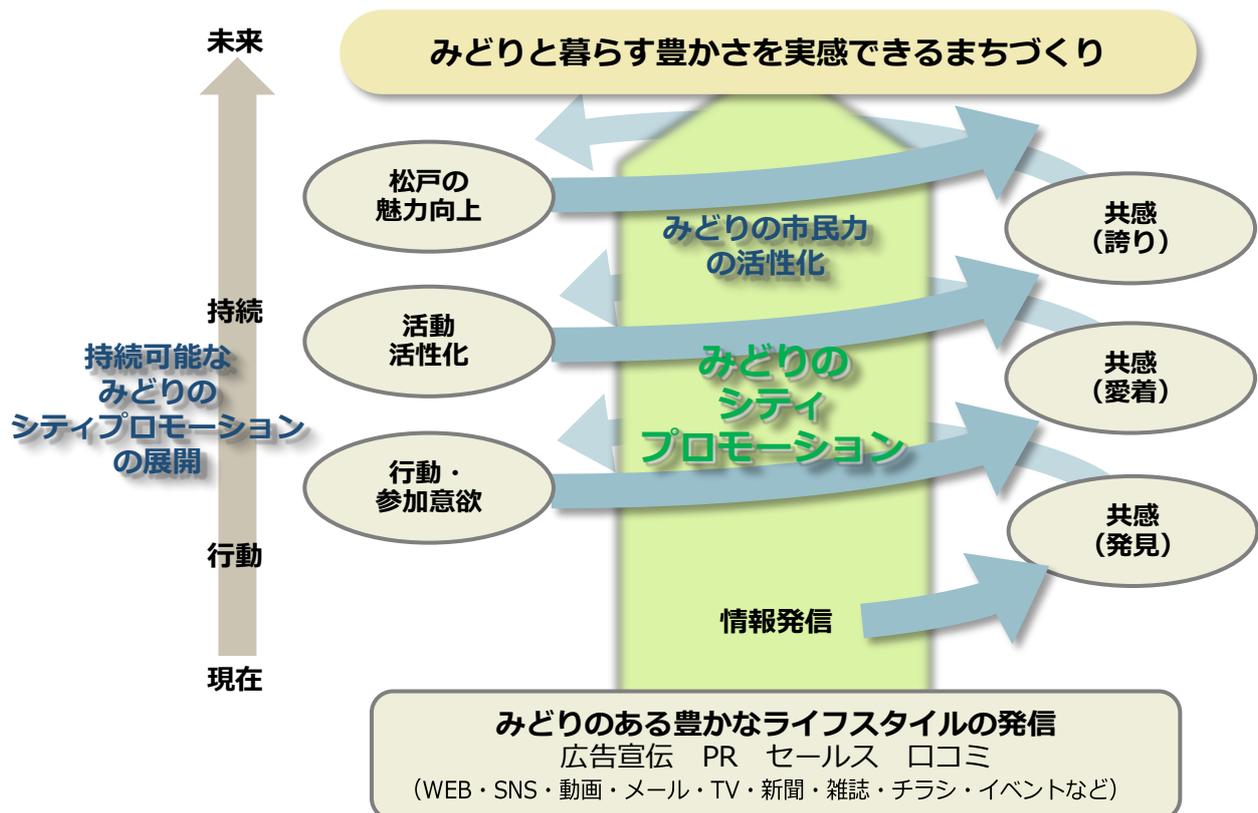
(1) みどりのシティプロモーションの戦略的な推進

重点

みどりのシティプロモーションを考えるにあたっては、本市での「みどりの体験」が「発見・愛着・誇り」を生み出し、それが他者の「共感」を呼び、次の「行動」を誘発するサイクルをつくり、それが持続するという「シビックプライド」の考え方が必要です。

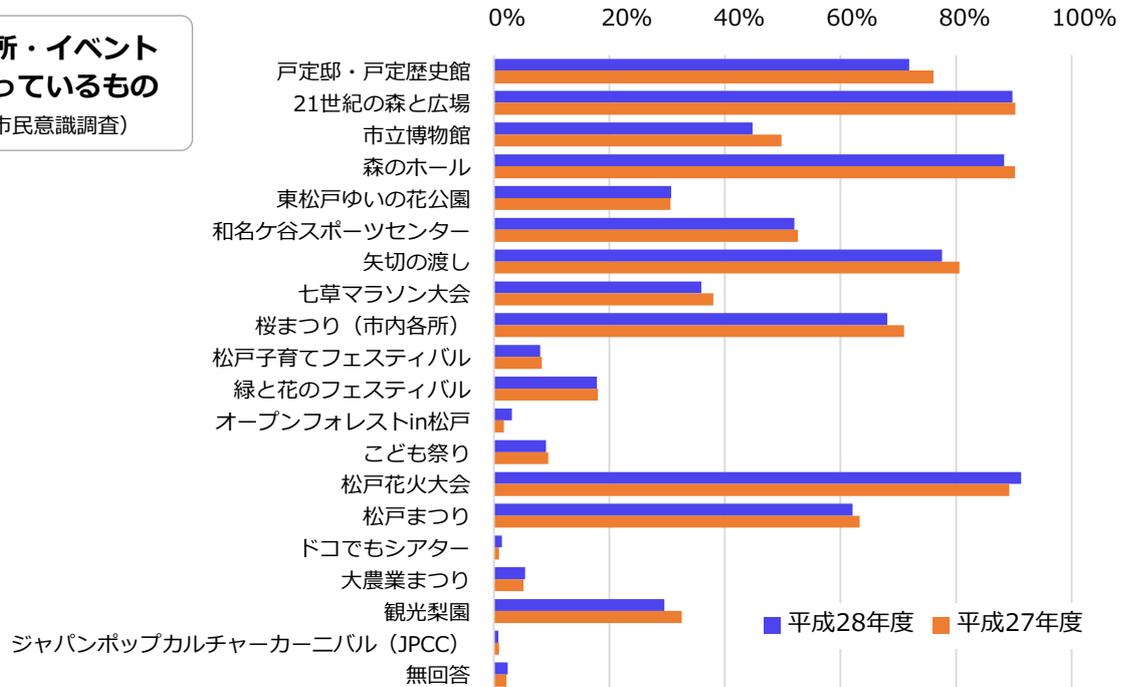
それには、ただ公園などのみどりを紹介するだけではなく、「Quality of Life (生活の質)」の向上に寄与している松戸ならではののみどりのあるライフスタイルを見える形で表現し、戦略的に広く内外にPRしていくものとします。

■みどりのシティプロモーションのイメージ



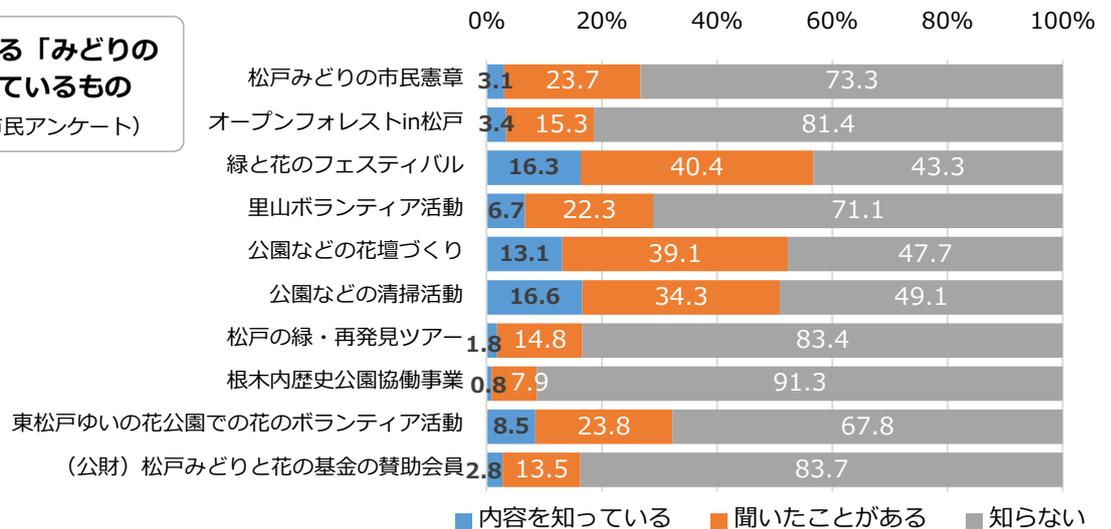
市内の施設や名所・イベントなどについて知っているもの

(出典：H29年度 市民意識調査)



市の市民参加による「みどりの取り組み」で知っているもの

(出典：H30年度 市民アンケート)



(2) みどりへの関心や意識を高める取り組みの推進

重点

みどりへの関心は、みどりにふれて楽しむことを体験することから始まることから、みどりに関するイベントや講座などの開催を通じてみどりとふれあう機会を充実させるとともに、本市ならではのみどりのあるライフスタイルを提案していきます。

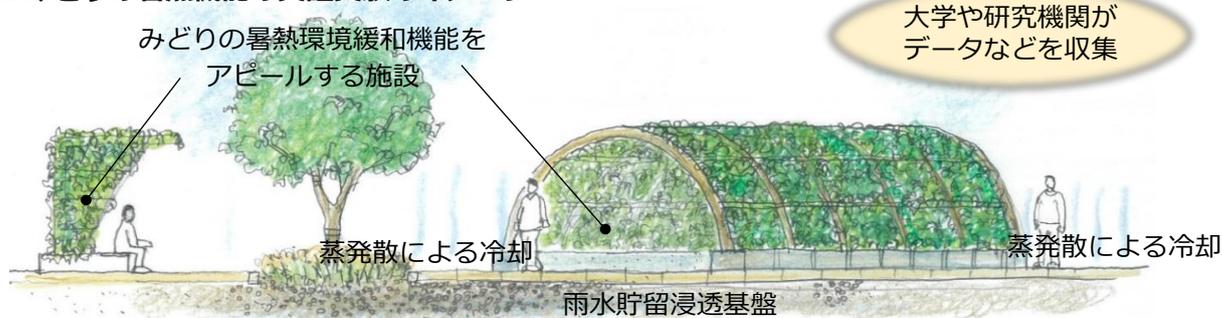
① イベントや講座の開催

- 緑と花のフェスティバルやモリヒロフェスタなど、市民が広くみどりにふれて楽しめるイベントを開催します。
- 花の展示会や野鳥観察会など、みどりへの関心を高めるイベントを開催します。
- 木や草花を育てる楽しさを感じられるように、イベントなどを通じた草花の苗や種の配布や、花に関する講座を開催します。
- みどりとふれあうきっかけ(発見の場)となるよう積極的にPRします。
- イベントや講座は、「みどりの市民力」の活動の場としても展開していきます。

②みどりのあるライフスタイルの提案

- 千葉大学や聖徳大学、流通経済大学などの市内の大学や研究機関との連携により、みどりを活用した社会実験や実証実験を実施します。
- みどりが健康や福祉の増進に寄与している実例などをアピールしていきます。
- みどりのあるライフスタイルの魅力や楽しさを、市民が主体となって提案・発信します。
- みどりのあるライフスタイルを実践するためのセミナーや講演会を開催します。

■みどりの暑熱機能の実証実験のイメージ



③市のプロモーションと一体となったプロモーションの展開

- 市全体のシティプロモーションに連動したみどりのシティプロモーションを展開します。
- 松戸の観光や農産物、子育て環境などの本市の強みである施策と連携したプロモーションを展開します。
- アート、音楽、ストリートカルチャーなどの文化を通じた交流、体験、発表の場としてのみどりの創出と情報発信を推進します。
- 子どもが理解しやすいプロモーションを検討します。

(3) みどりの再発見と地域に愛されるみどりの創出

重点

市民アンケートの結果を見ると、本市にはみどりが多いと思っている人が半数近くいます。それは一概にみどりの量が多いことを示しているのではなく、愛着のあるみどり、自慢できるみどりが身近にあることも数字に反映されているのではないのでしょうか。

このため、今ある郷土のみどりを再認識し、地域に根付く新しいみどりを増やしていく取り組みを推進することで、市民のまちへの愛着と誇りを醸成していきます。

①松戸のみどりの再発見

- 松戸のみどり再発見ツアーなどの市内のみどりを巡るツアーを開催し、地域のみどりの紹介だけでなく、みどりを守る大切さを市民と共有します。
- 大切にしていきたいみどりを公募により選定する「(仮)松戸のみどり百選」のような企画により郷土のみどりを再認識し、地域でみどりを守り育てる気運を高めます。
- 21世紀の森と広場や戸定が丘歴史公園、東松戸ゆいの花公園などの市を代表する公園はホームページやSNSにおいて積極的なPRを行います。



松戸のみどり再発見ツアー

②地域に愛されるみどりの創出

- 公園や樹林地を、市民や活動団体、民間事業者が主体的に管理運営することにより、地域に愛されるみどりを創出します。
- 公園や学校などにおける記念植樹を支援し、記憶に残るみどりを増やします。

③プロモーションによる「みどりの市民力」の活性化

- 本市での「みどりの体験」が「発見・愛着・誇り」を生み出し、それが他者の「共感」を呼び、次の「行動」を誘発するサイクルをつくり、それが持続する姿は、「みどりの市民力」の取り組みそのものであることから、行政だけでは成しえないみどりのまちづくりに広がりをもたらす「みどりの市民力」がますます活性化していくよう、プロモーションの観点からも「みどりの市民力」を積極的に支援します。

(4) 情報発信の強化と充実

重点

これまでのホームページや広報誌、また SNS での情報発信をさらに効果的に推進します。また、魅力あるみどりのコンテンツを継続的に市民などから収集・更新するほか、最新の情報を先端技術なども活用し、年齢層によって情報発信の手法や内容を使い分けながら、発信していく仕組みの構築を目指します。

①松戸のみどりの情報発信

- SNS やホームページなど先端技術も含めた様々なメディアを活用し、積極的にみどりの情報発信を行います。
- 21 世紀の森と広場や東松戸ゆいの花公園は、みどりの情報発信拠点としての機能充実を図ります。



21 世紀の森と広場 パークセンター内の展示と図書コーナー

②新たな情報発信の仕組みづくり

- 行政からの情報発信にとどまらず、市民や市民活動団体などからの情報を継続的に収集・更新できる双方向性を持ったプラットフォーム型のウェブサイトの設置により、みどりの情報発信の活性化を目指します。
- みどりのシティプロモーションの担い手の発掘と育成に取り組めます。
- 松戸市ならではののみどりの中でのライフスタイル、ワークスタイルを、ターゲットに応じた手法により発信します。
- 質の高いプロモーションを効果的・戦略的に推進できる体制づくりを目指します。

3. グリーンインフラの推進とSDGsへの貢献

みどりの施策のうち、特に「防災・減災」（気候変動への対応による防災・減災）、「環境」（生態系ネットワークの形成）、「地域振興」（健康・レクリエーション・地域の活性化・にぎわい創出）に寄与する施策は、グリーンインフラを推進するという観点から、官民及び庁内の連携を図りながら総合的に施設整備や誘導を推進します。

あわせて、SDGsの達成に向けて、みどりの側面からアプローチし貢献していきます。

■グリーンインフラに関連する施策

グリーンインフラに関連したみどりの施策の推進

（官民連携・庁内連携による分野横断的取り組み）

防災・減災 気候変動への対応による 防災・減災

- 雨水貯留・浸透の促進
- 植栽の蒸発散作用を活用した暑熱緩和
- 健全な水循環の確保

環境

- #### 生態系ネットワークの形成
- 自然環境の保全や回復・復元
 - みどりと水のネットワークの形成
 - 水質の浄化
 - 食料の供給

地域振興

- #### 健康・レクリエーション・地域の活性化・にぎわい創出
- 健康の維持・増進に寄与するみどりの創出やプログラムづくり
 - 市民による積極的なみどりの利活用
 - 駅周辺などのにぎわい創出
 - 居心地がよく、歩きたくなる都市空間の創出やプログラムづくり

主な推進事項

関連する主な施策の柱 （P126 下の参考表を参照）

● 公園の整備・再整備における雨水貯留・浸透施設などの整備（レインガーデンなどの整備）	1-1・2-1・2-2
● 樹林地・農地の土壌の保全	1-2・1-5・2-3
● 雨水浸透機能の保全や雨水貯留・浸透施設、透水性舗装などの整備	1-4・2-2・2-4・2-5
● 緑化指導基準の見直し（雨水貯留・浸透施設などの整備誘導）	1-6
● 暑熱緩和施設や装置の導入	2-2・4-2
● 水の循環利用	2-2・2-5
● 21世紀の森と広場を中心とした自然環境の保全や回復・復元	2-1
● 生き物の生息・生育地の保全や生き物の生息・生育に配慮したみどりの確保	1-1・1-2・1-5・2-1・2-2・2-3・2-4・2-5
● みどりのネットワークの形成	1-4・2-2
● 多自然川づくりや河川の活用	1-4
● 緑化指導基準の見直し（生き物の生息・生育に配慮したみどりの確保誘導）	1-6
● 農地の保全による食料となる農産物の供給	1-5
● 民間事業者との連携による魅力の創出	2-1・2-2・2-4
● 新たな里やまづくりによる価値の創造	2-3
● 市民農園などの土と親しむ場の確保	1-5・2-4
● 散策路として歩きたくなる道づくりと散策の誘発	1-4・4-1
● 公園・オープンスペースの一体的な利活用による地域の活性化	2-1・2-4
● 快適なワーキングスペースの創出と多様な人材・活動を呼び込む空間の創出	2-2・4-1
● 松戸駅周辺のにぎわいの創出	2-2
● みどりと関わる多様なライフスタイル	4-1

■SDGs への貢献



※出典：国際連合広報センター ホームページ

SDGs ゴール	SDGs とみどりとの関連	関連する主な施策の柱 (下の参考表を参照)
 すべての人に健康と福祉を	みどりは健康づくりや福祉の増進に寄与し、豊かなライフスタイルを実現します。	1-1・1-2・1-3・1-4・1-5・1-6 2-1・2-2・2-3・2-4・2-5 4-1・4-2
 質の高い教育をみんなに	みどりの多様な機能を学ぶことで、地球規模の環境問題の解決や持続可能なまちづくりの推進につながります。	2-1・2-3・2-4 3-1 4-1
 安全な水とトイレを世界中に	みどりがあることで雨水は浄化され、衛生的な環境をつくることができます。	1-1・1-2・1-4・1-5 2-1・2-2
 働きがいも経済成長も	持続可能なまちづくりやビジネスに地域のみどりが生かされます。	2-1・2-2・2-5 4-1・4-2
 住み続けられるまちづくりを	みどり（公園、樹林地、農地など）があることで、快適に住むことができます。	1-1・1-2・1-3・1-4・1-5・1-6 2-1・2-2・2-3・2-4・2-5
 つくる責任 つかう責任	みどり（農作物）は消費と生産の基本的資源であり、自然と調和したライフスタイルの実現につながります。	1-5 4-1・4-2
 気候変動に具体的な対策を	みどりを保全することは、防災や減災、気候変動の緩和につながります。	1-1・1-2・1-4・1-5・1-6
 陸の豊かさも守ろう	みどりを保全することは、多くの動植物を守り、同時に人の暮らしを守ります。	1-1・1-2・1-4・1-5・1-6 2-1・2-2・2-3・2-4・2-5
 パートナーシップで目標を達成しよう	「みどりの市民力」で、持続可能でみどり豊かなまちづくりを進めます。	すべての施策

■参考表（P39 施策の体系を転記）

基本方針	施策の柱
基本方針1 暮らしを支えるみどりを築く	1-1 公園を整備・管理する
	1-2 樹林地を保全する
	1-3 花いっぱいのみちづくりを推進する
	1-4 道路・河川のみどりを整備・管理する
	1-5 都市農地を保全する
	1-6 公共施設や民有地のみどりを整備する
基本方針2 ワンランク上のみどりをつくる	2-1 地域に愛され、まちづくりに貢献する公園をつくる
	2-2 松戸駅周辺のみどりを再生・活用する
	2-3 里やまのみどりの新たな価値を創造する
	2-4 多様なニーズに応えるオープンスペースを確保・活用する
	2-5 事業所や団地のみどりを活用する
基本方針3 「みどりの市民力」を豊かにする	3-1 各主体の「みどりの市民力」を高める
	3-2 「みどりの市民力」のネットワークをつくる
基本方針4 みどりのあるライフスタイルを楽しむ	4-1 みどりのある多様なライフスタイルを実践する
	4-2 みどりのシティプロモーションを展開する

第4章

計画の実効性を 高めるために



1. 計画の推進体制

(1) 緑推進委員会の役割

本市では「松戸市緑の条例」に基づき、市長の諮問機関として緑の保全及び緑化の推進に関する基本的事項について調査審議するために、平成12年7月に「松戸市緑推進委員会」を設置しました。

これまで緑推進委員会は、緑の基本計画の策定にあたり意見することだけでなく、「市の木、花、鳥」や「松戸みどりの市民憲章」の検討、里やまボランティア入門講座の企画・運営、花壇活動団体のネットワーク化など、特に本市の「みどりの市民力」の推進に大きく貢献してきました。

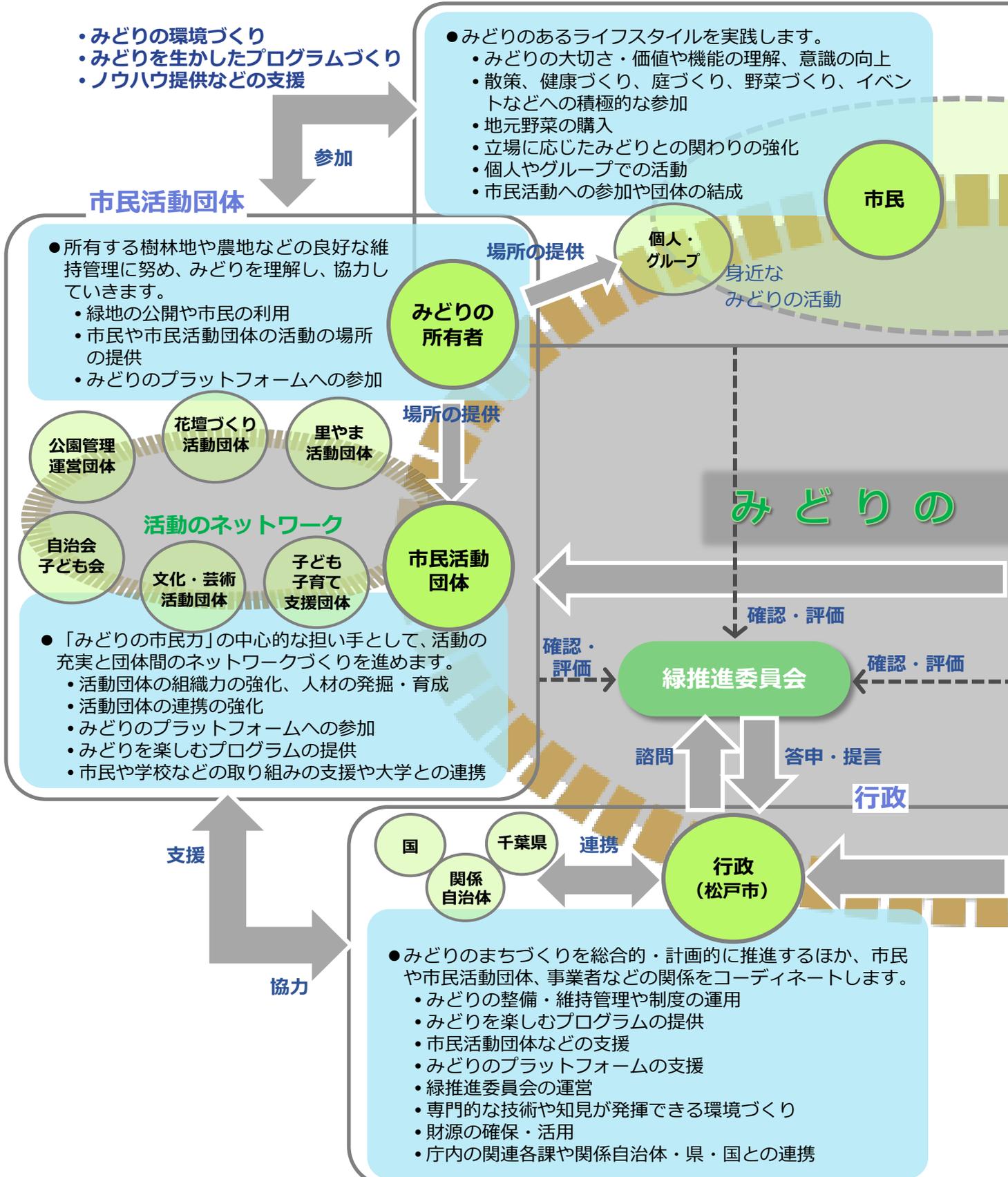
今後も、新たな「松戸市みどりの基本計画」の推進状況を見守り、「みどりと暮らす豊かさを実感できるまちづくり」に向け、有効な取り組みを推進していきます。

■ 緑推進委員会の活動

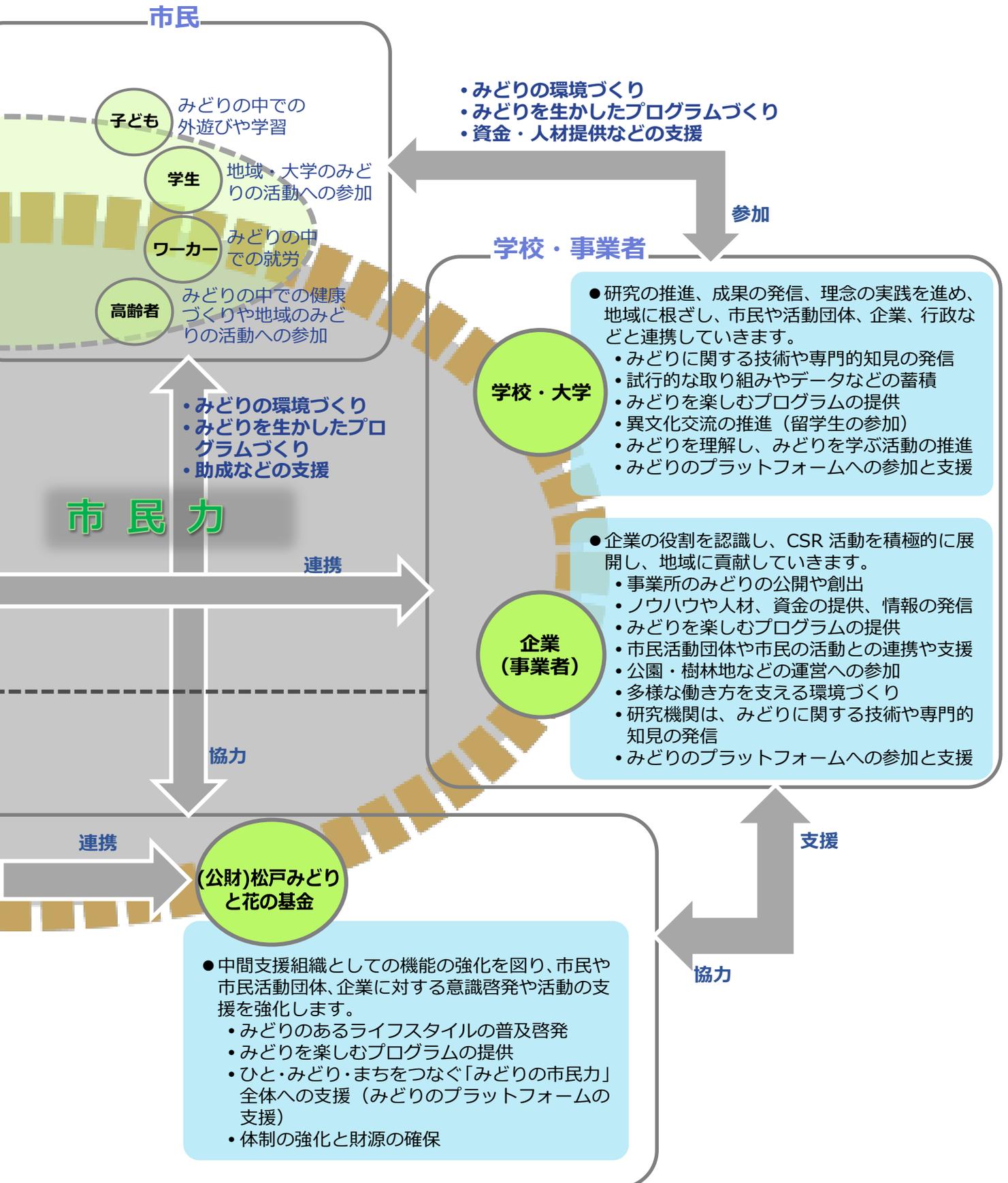


(2) 主体の役割と連携の強化

本計画で位置づけたみどりの施策を推進し、松戸ならではのみどり豊かなまちづくりを推進するために、行政はもとより、市民活動団体や学校、事業者、またみどりを楽しみ、育む一個人などの「みどりの市民力」となる各主体が、積極的に自らの役割を果たし、相互を尊重する中で連携を強化していきます。



■みどりの市民力による推進体制



2. 計画の推進を支える仕組みの強化

(1) みどりに関する技術の向上・継承と活用

みどり豊かなまちづくりを推進するために、専門的な技術・技能・知見を有する専門家や職能に対する理解と、その活用に努めます。

①みどりに関わる専門家や職能への理解の促進

みどりの保全・整備・管理を担う専門家・職能を積極的に活用するために、その役割や必要性を発信し、理解の促進を図ります。

ランドスケーププランナー・デザイナー、ガーデンプランナー・デザイナー、庭師（造園技術者）、パークマネージャー（公園管理者）、アーボリスト、樹木医、ビオトープ管理者、市民農園管理者、インタープリター（自然解説員）、森林インストラクター、環境教育指導者、アウトドア・キャンプインストラクター、植物学・生物学などの研究者 など

②他の分野の専門家との連携

みどりが社会の要請に柔軟に対応していくため、みどりに関わる専門家だけでなく、社会学、心理学、経営学、医学などの他分野の専門家や、多様な意見を調整するコーディネーターやブランディングの専門家との連携を図ります。

③みどりに関わる調査・研究

大学や企業などの研究機関における研究は、専門的な知見を得る上で重要です。大学や研究機関との連携を強化し、積極的に共同研究や共同プロジェクトなどを進めるとともに、その成果をみどりの施策に応用していくものとします。

また、地域のみどりを生かした新たなビジネスモデルの研究に努めます。

④行政における技術の向上・継承と活用

みどりの多面的機能を生かした質の高いみどりを整備し、それを実際に維持管理していく行政や（公財）松戸みどりと花の基金にとっては、専門的な技術を有する人材の登用や、また技術そのものへの投資が必要であることから、以下の取り組みを進めます。

- 庁内または外部での研修会、講習会へ参加することにより、みどりに関する技術等の向上・継承に努めます。
- 様々な分野とみどりの連携、コーディネートに有能な人材の育成・登用に努めます。
- みどりに関する専門的な技術などを、より効果的に施策に反映させるための仕組みを検討します。

⑤先端技術の活用

みどりを生かした社会実験など、みどりの利活用や地域課題の解決に向けて、大学や民間事業者が有する ICT（通信技術を活用したコミュニケーション）や AI（人工知能）などの先端技術の活用を検討します。

(2) 財源の確保・活用

みどりの整備や保全、また整備した施設の更新や維持管理には多くの事業費が必要となり、財源の確保が課題となります。

事業の推進にあたっては、限られた予算を有効に活用し、効率的な事業の推進を図ることはもちろん、国の補助金の活用、みどりに関連する基金の活用にも努めるとともに、今後は、民間資金を導入できる仕組みを活用することも検討していきます。

また、市民活動団体などのみどりの市民力の各主体においても、市の助成だけでなく民間の助成金などを活用した財源の確保に努める必要があります。

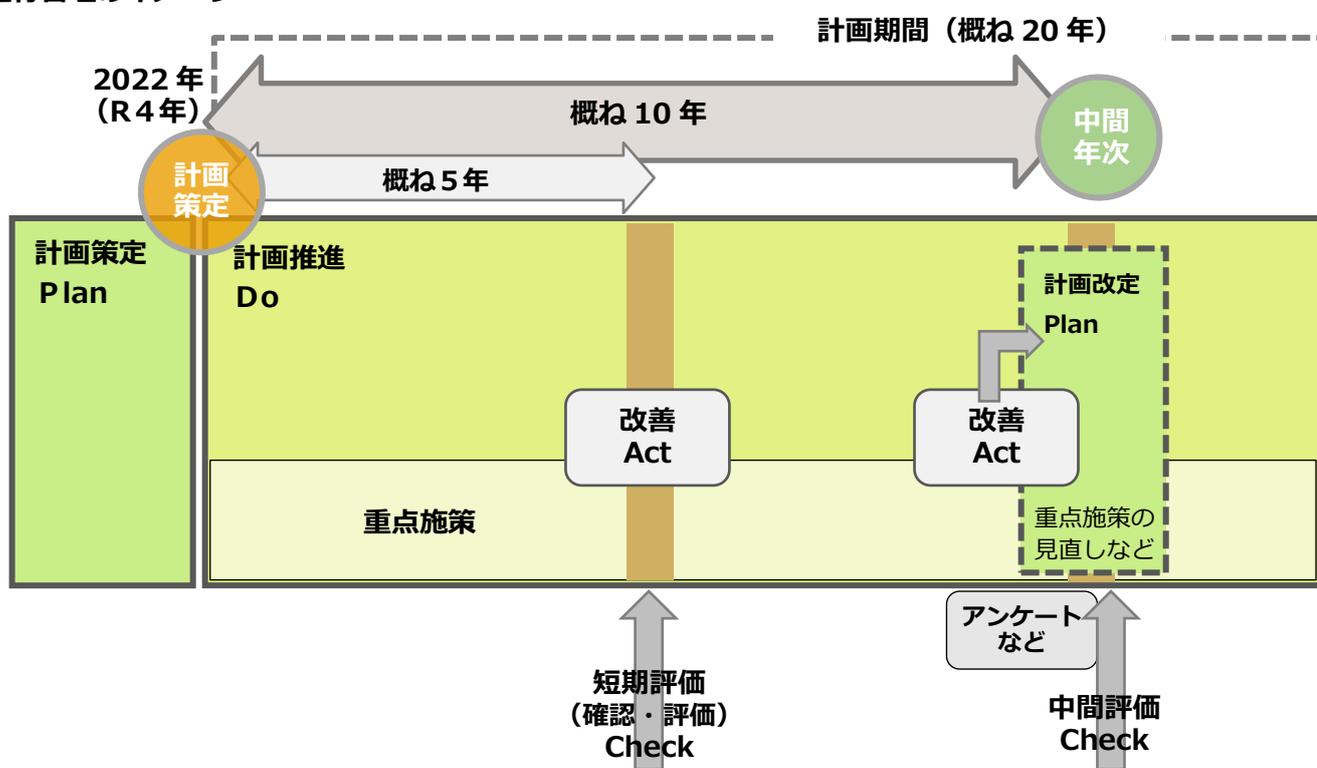
補助金の活用	●国・県の補助金の活用
森林環境譲与税の活用 (松戸市森林環境譲与税基金)	●木材利用の促進 ●森林教育などの普及啓発 ●森林の経営管理に係る人材育成・担い手の確保 ●森林整備
目的に応じた基金の設置と活用	●松戸市緑地保全基金の活用(樹林地の保全を目的とした基金) ●その他目的に応じた基金の設置と活用(街路樹の整備や管理など長期的な視点で財源を必要とする事業)
(公財)松戸みどりと花の基金の法人資産の造成	●賛助会員の募集 ●募金・寄付金の活用
民間資金の活用	●公園の整備・管理運営に対するPFIや公募設置管理制度(Park-PFI)、ネーミングライツの活用 ●樹林地の活用、農地の活用などの目的に応じた民間事業者との積極的な連携や民間資金の活用 ●みどりのプラットフォームの取り組みに対する民間事業者との連携
その他	●寄付金の活用 ●ふるさと納税制度の活用 ●クラウドファンディングの導入 ●市場公募債の導入

3. 計画の進行管理

(1) 計画の進行管理の考え方

本計画を着実に推進するためには、目標とする姿 (P36) の実現状況や重点施策 (P135・136) の実施状況を定期的に把握し評価するとともに、適切な見直しを図っていく必要があることから、本計画では、計画 (Plan)、実行 (Do)、確認・評価 (Check)、改善・見直し (Act) のPDCAサイクルに基づく進行管理を行います。

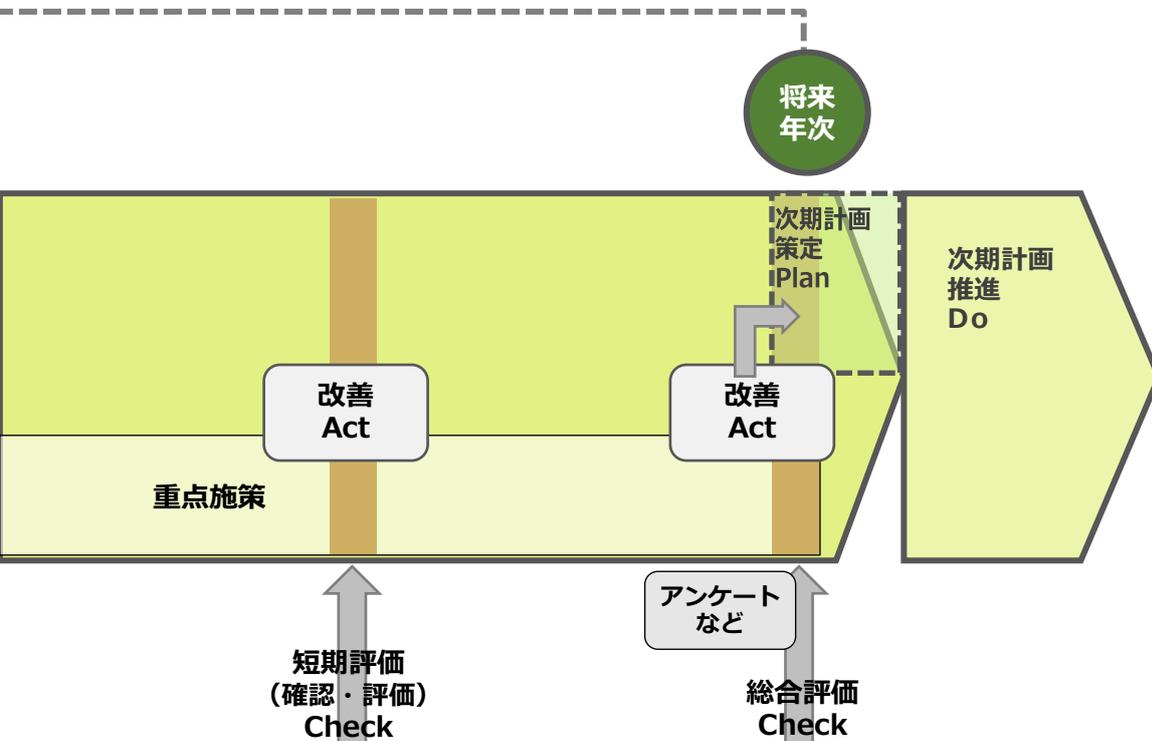
■ 進行管理のイメージ



緑推進委員会による評価



段階	実施内容
計画 (Plan)	<ul style="list-style-type: none"> 基本計画を策定し、計画に基づいた施策を立案します。 中間年次となる概ね 10 年後に基本計画の見直しを行います。
実行 (Do)	<ul style="list-style-type: none"> 市が取り組むべき施策を積極的に推進します。 市民、事業者などの各主体は、それぞれの役割に応じた取り組みを積極的に推進します。 市は、市民や事業者などの各主体を支援します。
確認・評価 (Check)	<ul style="list-style-type: none"> 概ね 5 年ごとに、目標とする姿 (P36) の実現状況や重点施策 (P135・136) の実施状況を緑推進委員会に報告します。 緑推進委員会は計画の進捗状況について評価し、改善に向けて意見します。
改善・見直し (Act)	<ul style="list-style-type: none"> 計画の進捗状況やアンケートなどによる市民のニーズを踏まえ、計画推進のための課題を抽出し、概ね 10 年後と 20 年後の計画見直しに向けた検討を行います。



※緑推進委員会委員の任期にあわせて対応



(2) 重点施策の目標

計画の推進を把握し評価するために、短期（５年後）と中間年次（１０年後）の重点施策の目標を設定します。

短期・中間年次においては、重点施策の目標の達成状況とともに、緑推進委員会による総合評価を行い、計画の進行を確認するものとします。

■ 重点施策の目標

基本方針	重点施策 重点	重点施策の目標
		目標指標
基本方針① 暮らしを支える みどりを築く	1-1 公園を整備・管理する (2) 地域の核となる公園の整備	地域公園の整備
	1-4 道路・河川のみどりを整備・管理する (1) 街路樹の整備・管理	桜並木の再生
	1-6 公共施設や民有地のみどりを整備する (2) 制度による質の高いみどりの確保	宅地開発事業等に対する 緑化基準等の見直し
基本方針② ワンランク上の みどりをつくる	2-1 地域に愛され、まちづくりに貢献する 公園をつくる (1) 公園を活用した地域のまちづくり	市民活動団体と 行政との連携による 公園の管理運営
	(2) 21世紀の森と広場の整備と管理運営 (パークマネジメント)	公園の魅力アップのための パークマネジメントプランの運用
	2-2 松戸駅周辺のみどりを再生・活用する (1) 新拠点ゾーンのみどりの創出	松戸中央公園と相模台公園の 再編整備
	2-3 里やまのみどりの新たな価値を創造する (2) フォレスト・マネジメントの仕組み づくり	樹林地保全の 評価システムの構築
基本方針③ 「みどりの市民力」 を豊かにする	2-4 多様なニーズに応えるオープンスペースを確保・活用する (2) 市民緑地制度の活用と運営の仕組みづくり	市民緑地の整備
	3-1 各主体の「みどりの市民力」を高める (5) (公財)松戸みどりと花の基金の 機能強化	公益法人のメリットを生かした 事業の拡大
基本方針④ みどりのある ライフスタイルを 楽しむ	3-2 「みどりの市民力」のネットワークを つくる	民間主体による みどりの利活用の促進
	4-1 みどりのある多様なライフスタイルを 実践する (1) みどりのある多様なライフスタイルの 実践	みどりのあるライフスタイルを 実践する新規事業の実施
	4-2 みどりのシティプロモーションを展開 する	SNS などの様々な媒体を通じた みどりのあるライフスタイルの発信

※ 1…公園協議会、協働事業団体、エリアマネジメントの視点から公園の運営に関わる団体
 ※ 2…市民緑地の設置管理者や運営団体、団体等を束ねるネットワークやマッチング機能を有する団体、行政との共催等によるみどりのイベントを開催する団体等（2-1（1）の目標を含む）

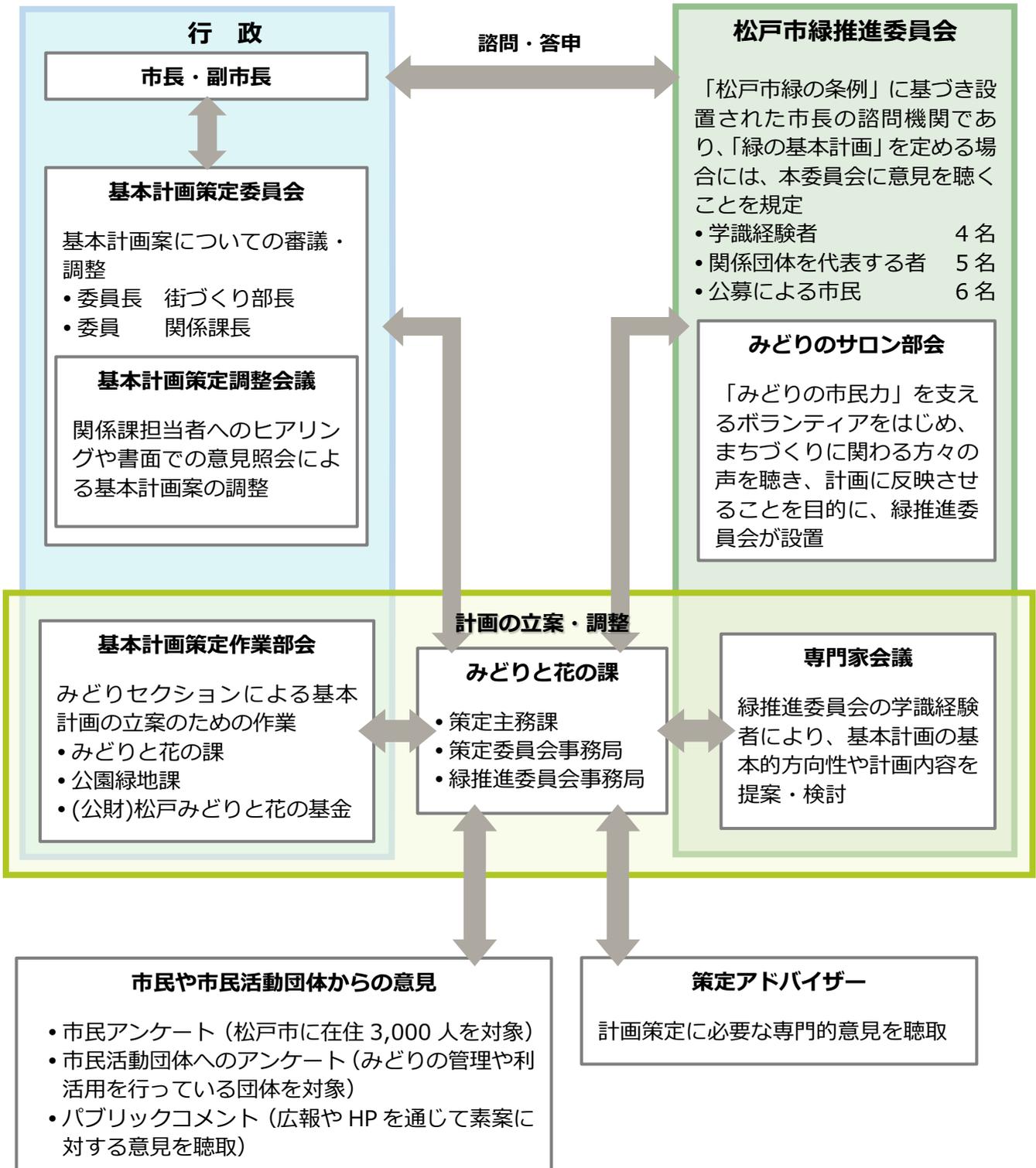
			総合評価
主な推進主体	5年後の目標	10年後の目標	
市民 行政	13 公園	15 公園	<p>●緑推進委員会による 総合評価 緑推進委員会が、みどりの施策の実施状況、アンケート調査など踏まえ、総合的に評価します。</p>
行政	実施計画の策定と植栽整備	桜並木の健全率 95%の維持	
企業 行政	見直し	運用	
市民 市民活動団体 行政	新規参画団体 ^{※1} 数 2 団体	新規参画団体 ^{※1} 数 5 団体	
行政	パークマネジメントプランの策定	パークマネジメントプランの運用	
市民 市民活動団体 大学・学校 行政	計画・整備	管理運営	
市民活動団体 みどりの所有者 大学・学校 行政	台帳整備	条例改正 助成の見直し 運用	
市民活動団体 みどりの所有者 行政	1 箇所	3 箇所	
みどりと花の基金 行政	市との連携強化 (新規受託事業の実施)	民間主体による 事業の支援	
市民活動団体 企業 みどりと花の基金 行政	新規参画団体 ^{※2} 数 5 団体	新規参画団体 ^{※2} 数 10 団体	
	パイロット事業の実施	新規事業の実施	
市民活動団体 企業 行政	新たな仕組みによる情報発信	仕組みの見直し	

資料編



1. 計画策定の体制と経過

(1) 計画策定の体制



■松戸市緑推進委員会（第10期・第11期）委員名簿

構成	氏名	所属等
学識経験者	柳井 重人	会長 (造園) 千葉大学大学院園芸学研究科教授
	平岡 考	(自然) 公益財団法人 山階鳥類研究所事務局 広報コミュニケーションディレクター兼自然誌研究室専門員
	木下 剛	会長代理 (都市) 千葉大学大学院園芸学研究科准教授
	小谷 幸司	(農業・暮らし) 日本大学生物資源科学部くらしの生物学科教授
関係団体の代表	高橋 清	(環境ボランティア団体) 河南環境美化の会会長
	高橋 盛男	(緑の保全ボランティア団体) 緑のネットワーク・まつど副代表
	真嶋 好博	(樹木医) 千葉県樹木医会 (～第10期)
	河合 直志	(公園管理運営士) 造園業 (第11期～)
	小嶋 功	(山林所有者) 松戸ふるさと森の会会長
石川 静枝	(子育て) NPO 法人さんま代表	
市民委員	上野 義介	公募による市民委員
	高橋 節	公募による市民委員
	藤田 隆	公募による市民委員
	森 令子	公募による市民委員 (～第10期)
	横山 元	公募による市民委員 (～第10期)
	佐藤 秀樹	公募による市民委員 (第11期～)
	狭間 明美	公募による市民委員 (第11期～)
	江口 亜維子	公募による市民委員 (第11期～)

■松戸市緑推進委員会 みどりのサロン部会 委員名簿

構成	氏名	所属等
委員	高橋 盛男	座長 (緑の保全ボランティア団体) 緑のネットワーク・まつど副代表
	石川 静枝	(子育て) NPO 法人さんま代表
	上野 義介	公募による市民委員
	高橋 節	公募による市民委員
	藤田 隆	公募による市民委員
	森 令子	公募による市民委員 (～第10期)
	横山 元	公募による市民委員 (～第10期)
	佐藤 秀樹	公募による市民委員 (第11期～)
	狭間 明美	公募による市民委員 (第11期～)
	江口 亜維子	公募による市民委員 (第11期～)

(2) 計画策定の経過

主な作業内容	会議等			
	緑推進委員会	専門家会議	みどりのサロン部会	基本計画策定委員会
平成 30 年度	(6 回開催)	(2 回開催)	(5 回開催)	(1 回開催)
<ul style="list-style-type: none"> 市民アンケートの実施 活動団体アンケートの実施 みどりの事業の検証みどりの現況と課題の整理 計画の骨子の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 7/31 ■ 10/19 ■ 11/16 ■ 12/21 ■ 1/25 ■ 3/27 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1/21 ■ 3/13 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 11/13 ■ 12/14 ■ 1/18 ■ 2/21 ■ 3/13 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 8/7 調整会議 (ヒアリング) 随時実施
令和元年度	(6 回開催)	(4 回開催)	(8 回開催)	(1 回開催)
<ul style="list-style-type: none"> 松戸みどりのフォーラムの開催 (6/29) → P106 関係課への意見照会 施策の検討 計画案の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 5/17 ■ 8/6 ■ 9/27 ■ 11/15 ■ 12/26 ■ 2/26 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 5/10 ■ 9/6 ■ 10/28 ■ 2/19 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 4/13 ■ 5/17 ■ 6/12 ■ 8/2 ■ 9/13 ■ 11/5 ■ 1/9 ■ 3/4 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 5/16 調整会議 (ヒアリング) 随時実施
令和 2 年度	(5 回開催)	(1 回開催)	(7 回開催)	
<ul style="list-style-type: none"> 関係課への意見照会 施策の検討 計画案の検討 みどりのプラットフォームの検討 → P108 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 6/29 ■ 7/22 ■ 9/28 ■ 12/21 ■ 3/26 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 11/19 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 7/9 ■ 8/4 ■ 11/6 ■ 12/12 ■ 1/25 ■ 2/18 ■ 3/18 	<ul style="list-style-type: none"> 調整会議 (ヒアリング) 随時実施
令和 3 年度	(●回開催)	(●回開催)	(●回開催)	(2 回開催)
<ul style="list-style-type: none"> 関係課への意見照会 計画案の検討 議会への説明 パブリックコメントの実施 案(最終)の調整 みどりのプラットフォームの検討 → P108 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 5/13 ■ 8/2 ■ 11/15 ■ / ■ / 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 11/8 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 5/27 ■ 6/30 ■ 7/28 ■ 8/25 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 5/27 調整会議 (ヒアリング) 随時実施 ■ /
令和 4 年度	松戸市みどりの基本計画の公表 (4 月)			

2. 用語解説

あ行

IoT	様々な物がインターネットを通じてつながることによって実現する新たなサービス、ビジネスモデル、またはそれを可能とする要素技術の総称。「Internet of Things」の略。「モノのインターネット」ともいう。
アダプト制度	一定区画の公共の場所を養子にみたて、市民が清掃や美化を行い、行政が支援する仕組み。アダプト (Adopt) とは「養子にする」の意味。
ICT	通信技術を活用したコミュニケーションのこと。「Information and Communication Technology」の略。
アーボリスト (Arborist)	樹木の育成、剪定や危険木の伐採などを専門に行う職業。樹護士ともいう。
イギリス式庭園	フランス式庭園などの幾何学式庭園に対し、曲線を多用し、なだらかな起伏などを有する自然風景のように作庭される庭園。 千葉大学園芸学部のイタリア式庭園は、前身の千葉県園芸専門学校の講師であった林脩文（のぶみ）が学生と実習で造ったもの。
イタリア式庭園	ルネッサンスの影響を受けた幾何学式庭園で、傾斜地を利用し、露壇、噴水、壁泉、瀨滝などが設けられる。 千葉大学園芸学部のイタリア式庭園は、前身の千葉県園芸専門学校の講師であった林脩文（のぶみ）が学生と実習で造ったもの。
インクルーシブデザイン (Inclusive Design)	障害者をはじめとする少数派（マイノリティ）など、従来のデザインプロセスから除外されていた方々を巻き込み、新たな価値を創造するデザイン手法。
インタープリター (Interpreter)	自然観察、自然体験などの活動を通して、自然を保護する心を育て、自然にやさしい生活の実践を促すため、自然が発する様々な言葉を人間の言葉に翻訳して伝える人をいう（interpret＝通訳）。一般には、自然観察インストラクターなどと同義に用いられることも多い。
ウォークブル (Walkable)	「歩く」(walk) と「～できる」の「able」を組み合わせた「歩くことができる、歩きやすい」という意味のことば。まちを「車」中心から「ひと」中心の空間へと転換し、人々が集い、憩い、多様な活動を繰り広げられる場へと変え、居心地の良い、出かけたくなるまちづくりを進めるウォークブルなまちづくりが全国で進められている。
運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園。都市規模に応じ1箇所あたり面積 15～75ha を標準として配置する。
AI	「人工知能」のこと。「Artificial Intelligence」の略。
SDGs	2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。「Sustainable Development Goals」の略。17のゴール・169のターゲットから構成される。

SNS	登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。「Social Networking Service (ソーシャルネットワーキングサービス)」の略。
エリアマネジメント	特定のエリアを単位に、民間が主体となって、まちづくりや地域経営(マネジメント)を積極的に行おうという取り組み。
エディブルウェイ (EDIBLE WAY)	「食べられる」を意味する「Edible」と、「道」や「方法」を意味する「Way」をつなげた造語。食べられる植物を用いて、美しい景観をつくとともに、コミュニケーションを促し、強いコミュニティ形成を目指した取り組み。
オープンガーデン	個人の庭を一定期間公開する取り組み。イギリスで始まった。

か行

街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園。1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園。1箇所当たり面積2haを標準として配置する。
グランピング (Glamping)	テントの設営や食事の準備などが必要ないキャンプ。グラマラス(魅惑的な)とキャンピングを掛け合わせた造語。
グリーンインフラ	社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能(生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等)を活用し、持続可能で魅力ある国土・地域づくりを進める考え方・取り組み。
景観協定制度	地域の魅力的な景観の形成に関して、一定区域内の土地所有者と借地権者が申し合わせて協定を結び、市長の認可を受けることで公的なものとする、景観法で定められた制度。
景観形成推進地区	積極的かつ継続的に良好な景観形成を推進する必要があると認める地区で、松戸市景観条例に基づき指定された地区。
景観重要公共施設	良好な景観の形成に重要な道路、河川、港湾、都市公園等の公共施設で、景観計画に位置づけられたもの。松戸市景観計画では、景観重要公共施設の整備に関する事項や景観重要公共施設に関する占用等の許可の基準が定められている。
景観重要樹木	景観法に基づき、景観上重要な役割をもつ樹木を次の世代に確実に伝承するため、景観計画に定める方針に基づき指定されたもの。
健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。
公園協議会	民間事業者の公園での取り組みや地域におけるローカルルール調整などに対応する上で、公園管理者と地域の関係者が情報交換を行い、協議しながら公園に応じた活性化の方法や利用のルールなどを取り決めて実行していくための協議会。
公園施設長寿命計画	都市公園の公園施設について、老朽化に対する安全対策の強化や改築・更新費用の平準化を図る観点から、施設点検、維持補修等の予防保全的管理を行い、既存ストックの長寿命化対策及び計画的な改築・更新を行うことを目的として作成する計画。
公募設置管理制度 (Park-PFI)	飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修

	等を一体的に行う者を、公募により選定する制度。
コミュニティガーデン	地域住民が主体となって企画・設置・運営する「地域の庭」となるオープンスペースや花壇。
コワーキングスペース	働く個人がある場に集い、コミュニケーションを通じて情報や知恵を共有し、価値を創出していく働き方を実践する個人が物理的に共有するワークスペース。

さ行

サウンディング型市場調査	公有地の活用や民間活力の導入など、行政による官民連携事業において、民間事業者の公募を行うため、民間事業者との対話を通じて、市場性の有無や実現可能性の把握、条件の整理などを行う調査手法。
サテライトオフィス	一般的に、特定の企業などの本社や本拠の所在地とは離れた場所に設けられるオフィスのこと。支社・支店などと異なり、業務の種類や事業の性質などではなく、従業員の就業スタイルを重視している。
サードプレイス	自宅(ファーストプレイス)や職場・学校(セカンドプレイス)ではない、くつろぐことができ、自分らしさを取り戻すことができる第三の居場所をいう。
CSR 活動	一般的に「企業の社会的責任」と訳され、団体や組織の社会的な責任を指す。「corporate social responsibility」の略。
市街化区域 市街化調整区域	市街化区域は都市計画法に基づく都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域、及び概ね 10 年以内に優先的・計画的に市街化を図る区域をいう。 市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域をいう。
SEGES	社会・環境貢献緑地評価システム(シージェス)といい、「Social and Environmental Green Evaluation System」の略。企業等によって創出された良好な緑地と日頃の活動、取り組みを評価し、認定する制度。(公財)都市緑化機構が運営する。
指定管理者制度	公の施設の管理者について、地方公共団体の指定する者(指定管理者)が管理を代行する制度。
シビックプライド (Civic Pride)	都市に対する市民の誇りであり、まちづくりの文脈では「地域住民ひとりひとりがまちづくりに対して持つ責任感」をいう。
市民緑地制度	都市緑地法に基づく制度で、市民緑地契約制度と市民緑地認定制度がある。
市民緑地契約制度	市民緑地契約制度は、地方公共団体又はみどり法人が、土地等の所有者と契約を締結して、土地又は人工地盤、建築物その他工作物に設置される、住民の利用に供する緑地又は緑化施設を設置管理する制度。
市民緑地認定制度	市民緑地認定制度は、民有地を、地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度。
植物公園	特殊公園の一種で、植物園等特殊な利用に供される公園。都市規模に応じて適切に配置する。
水源涵養	土壌が、降水を貯留し河川へ流れ込む量を安定させ、水質を浄化すること。

生産緑地	市街化区域内において、緑地機能を持つ農地を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資することを目的とした都市計画の制度であり、営農を継続することにより農地として保全されるもの。生産緑地地区の最低面積要件はこれまで 500 m ² であったが、小規模な農地でも保全の対象とするために、本市では条例を制定することで最低面積要件を 300 m ² とした。
生物多様性	生き物の豊かな個性とつながりのこと。地球上の生き物の生命は一つひとつに個性があり、直接的・間接的に支えあって生きている。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という 3 つのレベルで多様性があるとしている。
設置管理許可制度	都市公園法第 5 条第 1 項の規定より、公園管理者以外の者が都市公園に公園施設（飲食店、売店等を含む）を設置又は管理することについて、公園管理者が与える許可制度。
総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園。都市規模に応じ 1 箇所当たり面積 10～50ha を標準として配置する。
Society5.0	サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）。狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指す。

た行

地区計画制度	身近な比較的小さな地区を単位として、道路・公園の配置や建物の用途・高さ、敷地面積の制限などについて、地区の特性に応じてきめ細かく定め、良好なまちづくりを進める計画制度。
地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。1 箇所当たり面積 4 ha を標準として配置する。
特定外来生物	外来生物のうち、日本の在来生物の生態系や、人の生命・身体、農林水産業関連に被害を及ぼすおそれのある生物。2005 年（平成 17）に施行された「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき、環境省が指定している。
特定生産緑地	生産緑地地区の指定後 30 年経過する前に、所有者などの意向によって指定された生産緑地。指定されれば、さらに 10 年は農地として保全される。
特別保全樹林地地区	松戸市緑の条例に基づき、うるおいと安らぎのある都市環境を形成するために保全することが必要な樹林地を指定する。指定期間は 10 年以上となっている。
特別緑地保全地区	都市緑地法に基づき、良好な自然的環境を形成している緑地を都市計画に定め、建築行為や開発行為を許可制により規制する。樹林地などの緑地を担保する規制力が強い手法で、現状凍結的に保全する制度。
都市公園	都市計画施設である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が都市計画区域内において設置する公園又は緑地。このほかに、国が設置する都市公園もある。

都市農地の貸借制度	都市農地（生産緑地）を借りて自ら耕作する場合、契約期間経過後に農地が返ってくるので、安心して農地を貸すことができる制度。相続税納税猶予を受けたままで農地を貸すことができるほか、都市農地で市民農園を開設する場合（都市農地を借りて開設する場合）、農地所有者から直接借りることができる。
都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地。
都市緑地法	都市において緑地を保全するとともに緑化を推進することにより良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とする法律。緑の基本計画制度など、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する制度等が定められている。

な行

ネーミングライツ	契約により施設等の名称に企業名や商品名などを冠した愛称を付与させることで、ネーミングライツを取得した企業などから対価を得て、新たな財源とする手法。
-----------------	---

は行

バイオフィリックデザイン (Biophilic Design)	人間は本能的に自然を好む感性（バイオフィリア）を持っているという考えに基づき、緑など自然の要素を取り入れる設計手法。生命・自然（バイオ）と愛好（フィリア）から生まれた造語。ストレス軽減に加え幸福度・生産性・創造性を向上させる効果があることが実証されている。
パークマネジメント	市民、民間実務者（高度な専門知識・技術を持つ）、公園関係専門家（活動家）、行政機関など、多様な主体がそれぞれの立場を尊重し、持てる能力を融合して管理・運営組織を構成し、多面的かつ柔軟性のある管理・運営業務を行い、公園と地域の魅力を向上させ、新しいライフスタイルの発信に資する施策を実践する仕組みのこと。
ビッグデータ	コンピュータや通信機器などの高機能なデジタル機器が仕事や暮らしに広く利用されることにより、日々記録されている様々なデータの巨大な集まりのこと。
ヒートアイランド現象	都市の気温が周囲よりも高くなる現象のこと。気温の分布図を描くと、高温域が都市を中心に島のような形状に分布することから呼ばれる。
プラットフォーム (Platform)	市民や活動団体などの様々な主体が連携・協働するために、サービス・情報などの提供・カスタマイズ・運営・コーディネートするための共通の土台（基盤）となる場や環境、ネットワークをいう。
フランス式庭園	17世紀から18世紀にかけて主にフランスで発達した平面幾何学式庭園で、平坦で広大な敷地に軸線（ビスタ）を設定しての左右対称性、幾何学的な池の配置や植栽の人工的整形などを特徴とする。千葉大学園芸学部のイタリア式庭園は、前身の千葉県園芸専門学校の講師であった林脩文（のぶみ）が学生と実習で造ったもので、日比谷公園、新宿御苑、岩崎邸庭園に次いで、日本で4番目に古い。
ブランディング	ここでは、都市やみどりを持っている魅力や価値を高めるとともに、その価値を多くの人に浸透させ、他の都市との差別化を図り、都市

	のイメージを高める活動をいう。
墓園	その面積の2/3以上を園地等とする景観の良好な且つ屋外レクリエーション場として利用に供される墓地を含んだ公園。
保護樹木	松戸市緑の条例に基づき、市内に点在し、地域で親しまれているシンボルとなる樹木を保全するために指定する。指定期間は3年以上で、3年ごとに更新する。
保全樹林地	松戸市緑の条例に基づき、概ね300㎡以上の一団の樹林地を指定する。指定期間は3年以上でとなっている。

ま行

松戸市緑の条例	松戸市における緑の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定め、緑豊かな都市環境の形成を図り、もって健康で安全かつ快適な市民生活の確保に寄与することを目的として定める条例。
緑のカーテン	ゴーヤやアサガオなどのつる性植物を建築物の外側に生育させることにより、直射日光をさえぎり、周辺の温度上昇を抑えることに加え、葉から出る水蒸気（蒸散作用）で、葉の周囲の温度上昇を抑える効果植物または、そのために設置される生きた植物を主体とした構造物。
みどり法人	都市緑地法に基づき、地方公共団体以外のNPO法人やまちづくり会社などの団体がみどり法人として緑地の保全や緑化の推進を行う制度。みどり法人は、市長が指定するもので、民間団体や市民による自発的な緑地の保全や緑化の推進に対する取り組みを推進する。正式には緑地保全・緑化推進法人という。
名勝	庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもののうち、重要なものをいう。
モニタリング調査	継続的に観測し監視していく調査。

や行

ユニバーサルデザイン	年齢、性別、国籍、能力等にかかわらず、あらかじめできるだけ多くの人が利用しやすいように生活環境を構築する考え方。
-------------------	--

ら行

立体都市公園	他の施設との複合的な空間利用を図ることで整備する都市公園。都市公園の地下利用を可能とするもの、建物の屋上に都市公園を設置するもの、人工地盤上に都市公園を設置するものが考えられる。
緑化重点地区	都市緑地法第4条第2項第8号に規定する、緑の基本計画において定める「緑化の推進を重点的に図るべき地区」のこと。
緑地管理協定	都市緑地法に基づき、特別緑地保全地区の土地所有者と地方公共団体等が協定を結ぶことにより、所有者に代わって緑地の管理を行う制度。正式には管理協定という。
緑地協定	土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度。既にコミュニティの形成がなされている市街地における土地所有者等の全員の合意により協定を締結するもの（全員協定）と、開発事業者が分譲前に市町村長の認可を受けて定めるもの（一

	人協定) がある。
レインガーデン	降雨時に雨水を一時的に貯留し、時間をかけて地下へ浸透させる透水型のスペース。
歴史公園	特殊公園の一種で、史跡、名勝、天然記念物等の文化財を広く一般に供することを目的とする公園。文化財の立地に応じ適宜配置する。
レジリエンス (Resilience)	一般的に、「復元力、回復力、弾力」を指す。

わ行

ワークショップ	様々な立場や経験を有する参加者が、互いの考え方や意見を伝えながら、全体の意見の整理や合意形成を図っていくよう工夫された会議の一つ。住民参加の手法の一つとして採用されることが多い。
----------------	---

3. みどりの年表

年	月	できごと
1934	S9 11	都市計画法適用 面積約 5,184ha
1942	S17 5	都市計画決定（用途地域及び道路）
1943	S18 4	松戸市制施行
1955	S30 12	都市計画公園決定
1956	S31 3	都市計画公園第 1 号完成（相模台公園）
	4	都市公園法制定（法律第 79 号）
1957	S32 6	自然公園法制定（法律第 161 号）
1959	S34 10	松戸市都市公園条例制定（条例第 20 号）
1962	S37 8	常盤平地区の土地区画整理事業により 15 公園が移管
1966	S41 11	松戸中央公園にテニスコート完成
1967	S42 6	松戸中央公園にプール完成
1968	S43 11	江戸川左岸河川敷緑地開設
1969	S44 6	松戸運動公園着工
1970	S45 4	花いっぱい運動始まる
	6	スズムシ配布始まる
1971	S46 1	市の木、市の花指定（市の木ユーカリ、市の花ツツジ）
	3	ユーカリ配布始まる
	5	ユーカリ交通公園開園
	6	小金原地区の土地区画整理事業により 14 公園が移管
	6	松戸運動公園にプール完成
	7	松戸運動公園に武道館完成
1972	S47 11	栗ヶ沢公園にテニスコート完成
	4	公園清掃町会委託始まる
	6	第 1 次都市公園等 5 ヶ年計画
	7	松戸市緑を守る条例制定（条例第 39 号）
	7	保護地区及び保護樹木指定始まる
1973	S48 8	松戸運動公園に野球場完成
	9	学校への巣箱作成委託始まる
	9	小金原公園にバードサンクチュアリーが完成
1974	S49 10	第 28 回国民体育大会庭球会場（栗ヶ沢公園・金ヶ作公園）
	1	まちづくり指導要綱が実施される
	3	公共用地緑化推進事業始まる
	4	ユーカリ交通公園に D-51 広場完成
1976	S51 6	金ヶ作育苗圃開設
	7	松戸運動公園に体育館完成
	8	第二次都市公園等整備 5 ヶ年計画
1977	S52 9	松戸運動公園に陸上競技場完成
	4	常盤平公園完成
1978	S53 5	新松戸地区の土地区画整理事業により 10 公園が移管
	3	金ヶ作自然公園完成
	3	六実中央公園完成
	9	緑化推進モデル地区協定始まる

年	月	できごと
1980	S55	1 新松戸南公園完成
1981	S56	1 21世紀の森と広場都市計画決定
		11 第三次都市公園等整備5ヶ年計画
1984	S59	9 21世紀の森と広場着工
1986	S61	11 第四次都市公園等整備5ヶ年計画
1987	S62	8 建設省「道の日」制定記念事業・「日本の道100選」に「常盤平さくら通り」が顕彰される
		11 戸定が丘歴史公園都市計画決定
1988	S63	3 21世紀の森と広場（光と風の広場）完成
		3 白井聖地公園の第1回公募開始
		9 公園便所の水洗化始まる
1989	H1	3 21世紀の森と広場（つどいの広場）完成
		4 第1回緑と花のフェスティバル始まる
		9 親しみのある並木道整備始まる
1990	H2	3 財団法人まつど街と水辺の緑化基金設立
		3 まこも池緑地完成
1991	H3	3 21世紀の森と広場（樹林観察区・みどりの里・野草園）完成
		3 松戸市都市緑化推進計画策定
		11 戸定が丘歴史公園開園
		4 生産緑地法の改正（法律第39号）
1992	H4	11 新生産緑地法に基づく生産緑地地区の都市計画変更（671地区、約169.31ha）
1993	H5	4 21世紀の森と広場開園（約40.14ha）
		6 都市公園法施行令改正（児童公園が街区公園に改称、都市林、広場公園の追加）
		6 21世紀の森と広場でホタル観賞会が始まる
1994	H6	6 都市緑地保全法の改正（緑の基本計画制度の創設）
		7 緑の政策大綱決定
		10 21世紀の森と広場（自然生態園）供用開始（44.76ha）
		11 読売新聞創刊120周年企画「新・日本街路樹百景」に「常盤平けやき通り」が選ばれる
		12 柿ノ木台公園を近隣公園として計画変更
1995	H7	3 21世紀の森と広場の自然観察舎が平成6年度千葉県優良施策実施市町村表彰
		4 都市緑地保全法の改正（市民緑地、緑地管理機構制度の創設、緑地協定制度の拡充）
		5 21世紀の森と広場が日本都市計画学会賞を受賞する
1996	H8	3 白井聖地公園の建設事業完了
1997	H9	4 大谷口歴史公園開園
1998	H10	12 松戸市緑の基本計画を策定
1999	H11	4 まちづくり指導要綱改定
		10 柿ノ木台公園を近隣公園として供用開始
2000	H12	7 「松戸市緑を守る条例」を改正し、「松戸市緑の条例」に改める
		7 「松戸市緑の条例」に基づく緑推進委員会を設置
		7 特別保全樹林地区制度の創設
2001	H13	2 市民農園設置推進要綱の創設
		3 21世紀の森と広場（木もれ陽の森）供用開始（約49.96ha）
		5 21世紀の森と広場の入園者500万人達成
		12 松戸市における宅地開発事業等に関する条例（条例第35号）制定

年	月	できごと
2002	H14	4 松戸市の市の木、市の花、市の鳥を定める条例を制定
		5 ふるさと森の会設立（市内山林所有者の会）
2003	H15	3 ちば・ふれあいのみどり 100 選に江戸川沿いの斜面林(市川市境～千葉大)と 21 世紀の森と広場が選定される
		11 里やまボランティア入門講座始まる
2004	H16	6 都市緑地保全法が都市緑地法に題名改正され、都市公園法とあわせて一部改正
		6 「関東の富士見 100 景」に戸定が丘歴史公園が選定される
		10 「松戸みどりの市民憲章」制定
		12 都市公園法及び都市緑地法の改正に伴い、松戸市都市公園条例及び松戸市緑の条例を一部改正
2005	H17	3 21 世紀の森と広場（光と風の広場）追加供用（約 50.06 ha）
		4 財団法人「まつど街と水辺の緑化基金」が「松戸みどりと花の基金」に名称を変更
		9 （財）都市緑化基金の第 25 回緑の都市賞において、緑の都市づくり部門で「都市緑化基金会長 賞」を松戸市が受賞する
2006	H18	4 報償制度による「地域住民による公園等の管理作業（公園清掃）」が始まる
		4 松戸市緑地保全基金条例の制定
		4 根木内歴史公園開園
		7 戸定が丘歴史公園内の旧徳川家松戸戸定邸が国の重要文化財（建造物）に指定される
2007	H19	2 「日本の歴史公園 100 選」に戸定が丘歴史公園が選定される
		5 東松戸ゆいの花公園開園
2008	H20	3 栗山特別緑地保全地区の都市計画決定（約 2.0ha）
2009	H21	3 松戸市緑の基本計画を改定
		4 21 世紀の森と広場の入園者 1000 万人達成
		6 東松戸中央公園開園
		10 栗山特別緑地保全地区で緑地管理協定を締結（約 0.8 ha）
		10 天皇皇后両陛下が戸定歴史館へ行幸啓になり、千葉大学園芸学部創立 100 周年記念展示会を鑑賞される
2010	H22	3 小金原公園のバードサンクチュアリーを廃止
		6 栗山特別緑地保全地区で緑地管理協定を締結（約 0.26 ha追加）
		10 （財）都市緑化基金の「第 30 回緑の都市賞・緑の都市づくり部門」で松戸市が国土交通大臣賞を受賞する
2011	H23	3 矢切特別緑地保全地区の都市計画決定（約 0.8 ha）
		4 栗山特別緑地保全地区で緑地管理協定を締結（約 0.15 ha追加）
		12 矢切特別緑地保全地区で緑地管理協定を締結（約 0.41 ha）
		12 東北地方太平洋沖地震に伴う福島第一原子力発電所事故により汚染した公園の除染作業が始まる
2012	H24	1 根木内歴史公園サポーターが松戸景観優秀賞（活動部門）を受賞
		5 オープンフォレスト in 松戸が始まる
		10 21 世紀の森と広場ドコでもシアターが始まる
		11 公益法人改革関連法に基づき、「財団法人松戸みどりと花の基金」が「公益財団法人松戸みどりと花の基金」に名称を変更
2013	H25	3 幸谷特別緑地保全地区の都市計画決定（約 1.5 ha）
		7 21 世紀の森と広場でドンちゃん・グリちゃんの自然展が始まる
		10 公園再整備ガイドラインを策定
2014	H26	2 矢切特別緑地保全地区の都市計画決定（約 0.5 ha追加）
2015	H27	3 旧徳川昭武庭園（戸定邸庭園）が国の名勝に指定される

年	月	できごと
2016	H28	5 松戸花壇づくりネットワークが「みどりの愛護のつどい」で表彰される
		1 松戸花壇づくりネットワークが松戸景観大賞、21 世紀の森と広場ドコでもシアターが松戸景観賞を受賞する
		3 市内公園灯 LED 化が始まる
		3 公園再整備ガイドラインによる金ケ作公園再整備が完了
		6 根木内歴史公園サポーターが「みどりの愛護のつどい」で表彰される
		9 矢切特別緑地保全地区の都市計画決定（約 0.6 ha追加）
		10 21 世紀の森と広場でモリヒロフェスタが始まる
		2017
2018	H30	5 都市緑地法、都市公園法、生産緑地法等の一部改正
		8 21 世紀の森と広場の入園者 1500 万人達成
		3 戸定邸庭園復元工事完了（福島県学生寮跡地含む）
2019	H31	5 緑のネットワーク・まつどが「みどりの愛護のつどい」で表彰される
		7 戸定が丘歴史公園拡充工事完了（駐車場部）
		12 矢切特別緑地保全地区で緑地管理協定を一部解除（変更後：約 0.38 ha）
		3 矢切の渡し公園都市計画決定
2020	R2	R1 8 幸谷特別緑地保全地区の都市計画決定（約 0.2 ha追加）
		3 「結いの会」（東松戸ゆいの花公園の活動）が松戸景観奨励賞を受賞する
		10 栗山特別緑地保全地区で緑地管理協定を締結（約 0.05 ha追加）
2021	R3	10 松戸東ロータリークラブから 23 公園に滑り台の寄贈
		1 里やまボランティア入門講座が令和 2 年度「ちば里山アワード」ちば里山大賞（知事賞）を受賞する